

令和7年度

信号機等工事共通仕様書

岡山県警察本部

目 次

第 1	総則	1
1	適用範囲	1
2	用語の定義	1
3	工事期間	1
4	工事請負契約及び関係法令等の遵守	1
5	疑義等のある場合	1
6	施工の方法等	1
7	実施工程表等の提出	2
8	関係官公署等に対する手続き	2
9	使用する機器及び工事材料	3
10	制作仕様の事前提出	3
11	工事現場の管理	3
12	工事進ちょく状況の報告	4
13	他所管工作物等に対する損害防止	5
14	第三者への賠償責任	5
15	工作物等の強度保全措置	5
16	養生	5
17	建築限界	5
18	残土等の発生材の措置	6
19	撤去機器等の取扱い	6
20	工事後の施工確認及び機器の動作確認	6
21	信号制御機の運用変更日時等の記録	6
22	完成図書の作成	7
23	検査の方法	7
24	責任期間	7
第 2	基礎工事の方法	7
1	床堀工事	8
2	基礎砕石工事	8
3	型枠工事	8
4	コンクリート工事	8
5	埋戻し、仕上げの工事	9
6	路面復旧工事	9
第 3	信号専用柱建柱工事	9

1	信号専用柱	9
2	不良製品の使用禁止	9
3	建柱の方法	9
第4	機器設置工事	10
1	共通事項	10
2	制御機等設置工事	11
3	信号灯器設置工事	11
4	押ボタン箱設置工事	12
5	スピーカー設置工事	12
6	車両感知器設置工事	12
第5	接地工事	12
1	接地工事の箇所	12
2	施工	12
3	他所管接地線への接続禁止	13
第6	配線工事	13
1	共通事項	13
2	架空配線工事	15
3	地中配線工事	16
第7	電力契約	16
第8	機器等の錠前	17

信号機等工事共通仕様書

第1 総則

1 適用範囲

この信号機等工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、岡山県公安委員会が設置する信号機等の工事（以下「工事」という。）について適用する。

共通仕様書に定めのない事項は、工事ごとに規定される特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）並びに警察交通安全施設端末装置共通仕様書、警察交通安全施設中央装置共通仕様書及び装置別仕様書（以下「警察庁仕様書」という。）を適用するものとする。

また、工事請負契約を締結した場合は、当該契約書の各条項を遵守するものとする。

2 用語の定義

- (1) 監督員とは、請負工事の施工において、発注者からその指定を受けた職員をいう。
- (2) 検査員とは、請負工事の施工状況について検査を行う、監督員以外の職員をいう。
- (3) 設計図書とは、共通仕様書、特記仕様書、警察庁仕様書、工事図面及び別に示す「信号機等工事工法図」をいう。
- (4) 承諾とは、設計図書で明示した事項について、請負者が監督員に対し、書面により申し出た事項について、監督員が同意することをいう。
- (5) 協議とは、書面により、監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (6) 指示とは、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況又は結果について連絡することをいう。

3 工事期間

工事期間には、検査期間として14日間を含んでいるので、工事期間内にしゅん工検査を行う点に留意の上、工程管理を行うこと。

4 工事請負契約及び関係法令等の遵守

工事の施工に当たっては、道路交通法、道路法、電気事業法、建築基準法その他工事に関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

なお、法令、規則等の適用及び運用は、請負者の責任において実施しなければならない。

5 疑義等のある場合

設計図書に明示のない事項又は疑義を生じた事項は、直ちに監督員と協議し、監督員の指示を受けなければならない。

また、監督員からの指示については、これを誠実に履行しなければならない。

6 施工の方法等

(1) 機能の発揮

工事は、設計図書に明示された機能を完全に発揮するように施工しなければならない。

ない。

(2) 施工の省略禁止

設計図書に明示されていない事項であっても当然に行わなければならない施工内容にあつては、省略してはならない。

(3) 付帯工事

ア 機器等の取付けにおいては、各取付場所に適合する金具を使用し、確実に固定すること。

イ ケーブル芯線の太さが異なる場合は適合する端子台を使用し、確実に接続すること。

(4) 工法等の提案

工事の施工に際し、設計図書記載の工法以外でより有効な工法がある場合は、積極的に監督員と協議し、監督員の指示を受けること。

(5) 工事内容等の変更

工事の目的を達成するために工事内容、施工方法等に変更を要するときは、監督員に現場の状況を説明し、その承諾を受けて施工しなければならない。

工事内容、施工方法等の変更について、これを事前に監督員に報告し、承諾を受けることなく施工した場合は、請負者の責任において対応すること。

(6) 隠ぺい箇所の施工

工事に当たり、しゅん工後容易に点検できない隠ぺい箇所等については、監督員の立会いを求めて施工しなければならない。ただし、監督員が特に指示した場合は、監督員がカラーの工事写真を確認することをもって、これに替えることができる。

(7) 施工箇所が競合した場合

工事場所が他の者の行う工事と競合した場合は、関係者と協議して工事を施工し、工事の進ちょくに支障のないようにしなければならない。

7 実施工程表等の提出

工事請負契約（請負金額 1000 万円（税込）以上）を締結した場合は、工事請負契約書に基づく実施工程表のほか、個別工事場所ごとに具体的な施工内容・施工日を記載した詳細な工程表を作成し、工事着手後は週に 1 回以上、監督員に提出しなければならない。

8 関係官公署等に対する手続き

工事のために必要となる道路占用協議、共架申請、河川占用許可申請、光回線申し込みの手続きは、原則、発注者において行う。ただし、これらの協議又は申請に際し、必要となる資料について、別途、監督員の指示がある場合は、当該資料を作成しなければならない。

(1) 請負業者における諸手続き

上記以外で工事のために必要となる関係官公署及び電力会社等（以下「関係官公署等」という。）に対する諸手続きは、請負者において速やかに行わなければならない。

(2) 進ちょく状況の報告

上記(1)の進ちょく状況は、随時、監督員に報告しなければならない。

また、工事に当たり、関係官公署等に申請を行った際、夜間工事等の特異な指示を受けた場合は、直ちに監督員と協議し、監督員の指示を受けなければならない。

(3) 回線切替工事の対応

信号制御に使用する回線において、回線事業者と同時施工が必要な場所については、回線事業者の作業に支障が発生しない準備を行うこと。

9 使用する機器及び工事材料

制御機、信号灯器、押ボタン箱、車両感知器等（以下「機器」という。）及び信号柱、電線管、ケーブル等工事に使用する材料（以下「工事材料」という。）は、特記仕様書等に明示された場合を除き、次の各号に適合するものを使用しなければならない。

(1) 機器

ア 警察庁仕様書に適合するもの。

イ 監督員の承諾を受けたもの。

(2) 工事材料

ア 日本産業規格に適合するもの。

イ 電気用品安全法の型式認可済みのもの。

ウ 監督員の承諾を受けたもの。

10 製作仕様の事前提出

以下の機器及び工事材料については、製作前に製作仕様を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア 個別交差点の制御機製造に関するもの。

イ 制御機の改造に関するもの。

ウ 監督員から指示のあった機器及び工事材料。

11 工事現場の管理

(1) 現場の安全管理

工事の施工は、別に示す「交通安全施設工事に伴う交通事故防止措置要領」及び道路管理者の許可条件を遵守し、現場代理人を工事現場に常時配置して安全管理を徹底しなければならない。

(2) 工事機材の適正使用

工事で使用する高所作業車などの重機や各種工具等の工事機材は、その取扱いを誤れば、重大な事故を引き起こすおそれがあることから、取扱説明書等で示された正しい方法により使用すること。

(3) 交通誘導員の配置

工事の施工に当たっては、工事内容及び交通状況を勘案して必要な員数の交通誘導員を工事現場に配置しなければならない。

(4) 事故発生時の措置

工事の施工時に、次に掲げる事故が発生したときは、人命の安全確保を最優先に二次被害の防止等、直ちに必要な処置を行うとともに、その内容を監督員に遅滞な

く報告しなければならない。

ア 第三者の生命、身体、財産に損害を与えたとき。

イ 工事従事者に人身事故が生じたとき。

(5) 地域住民等との渉外

施工に当たっては、事前に工事場所の近隣住民及び付近店舗等に対し、工事の日時、内容等に関する十分な広報を行わなければならない。

建柱工事等、周辺交通への影響が大きな工事を施工する場合は、町内会長へ事前連絡を行うこと。また、工事に関して地域住民又は道路管理者等から異議の申し出があった場合は、誠意をもって対応するとともに、その内容を監督員に遅滞なく報告しなければならない。

なお、解決が困難な場合は、監督員と協議し、監督員の指示を受けなければならない。

(6) 周辺環境への配慮

施工に当たっては、道路使用許可条件に基づき、道路交通に危険又は混乱を生じない日時を選定して実施すること。夜間施工を行う場合は、付近住民の生活環境及び付近店舗の営業等に配慮したうえで防音対策等を行わなければならない。

また、植栽付近で作業する場合は、当該植栽への影響を最小限とするとともに、周辺の土壌を原状に復すこと。

(7) 運用変更場所の広報

信号機の運用変更場所には、別途支給する広報看板を設置すること。設置及び撤去時期は監督員の指示を受けること。

(8) 安全研修・訓練の実施

ア 工事従事者に対する安全研修・訓練として、労働安全衛生法に基づく安全教育（以下「安全教育」という。）を実施しなければならない。

イ 安全教育は、全工事従事者を対象に工事現場に即した内容で、最低毎月1回、4時間以上実施しなければならない。

ウ 安全教育の内容及び状況については書面（研修・訓練状況の写真を含む）で監督員に報告しなければならない。

12 工事進ちょく状況の報告

(1) 工事進ちょく報告書

工事着手後は、毎月1回、指定された期日に指定された様式を用いて、工事計画、工事内容、進ちょく状況等を監督員に報告しなければならない。

(2) 監督員への連絡

工事期間中は、当日の工事着手前及び完了後に当日の工事内容等を監督員に連絡しなければならない。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日等閉庁日に工事を施工する場合は、直近平日の執務時間までに監督員に連絡しなければならない。

(3) 所轄警察署担当官への連絡

施工現場での作業に当たっては、当日の工事着手前及び完了後に当日の工事内容

等を所轄警察署の担当官に連絡しなければならない。

13 他所管工作物等に対する損害防止

(1) 他所管工作物に対する損害防止措置等

工事に先立ち、地下に埋設された既存の上下水道管、ガス管、配電線等及び地上に設置された既存の配電線、通信線、建造物等、岡山県公安委員会以外が設置している工作物（以下「他所管工作物」という。）に損害を与えた場合、第三者へ多大な影響を及ぼすことから、当該工作物の有無を複数の作業員が目視確認し、当該工作物に損害を与えないように施工しなければならない。

(2) 他所管電柱等に対する共架

機器及び工事材料を電柱等の他所管工作物に共架する場合は、事前に関係官公署等と協議を行い、共架条件等について監督員に報告し、指示を受けるとともに、共架及び取付条件を遵守し、他所管工作物及び既添架物等に損害を与えないように施工しなければならない。

(3) 他所管工作物管理者の立会い

他所管工作物が障害となる場合は、当該工作物の管理者の立会いを求めて、当該工作物に損害を与えないように施工しなければならない。

(4) 監督員への報告、協議

他所管工作物が障害となり設計図書に基づく施工が困難な場合は、速やかに監督員に協議し、監督員の指示を受けなければならない。

(5) 不明機器等の確認

施工箇所に不明な機器、ケーブル等がある場合は、その解明を行ってから施工しなければならない。

14 第三者への賠償責任

善良な管理者の注意義務を怠って、第三者の生命、身体及び他所管工作物等の財産に損害を与えた場合は、遅滞なく監督員へ報告するとともに、全て請負者の責任において処置を行わなければならない。

15 工作物等の強度保全措置

(1) 工作物等の強度

信号柱、制御機、灯器等の支持物、基礎コンクリート及びアンカーボルト等の工作物（以下「工作物」という。）は、強風、地震、積雪等の天災地変に十分耐えることができる強度を有する工事材料を使用して施工しなければならない。

(2) 設置強度

工作物の設置は、強風、地震、積雪等の天災地変に十分耐えるよう堅固に施工しなければならない。

16 養生

既存施工部分、工事目的物の施工済み部分、未使用機器材料等については、汚損しないよう適切に養生を行うこと。

17 建築限界

機器、工事材料及び工作物の設置は、建築限界を超えないように施工しなければな

らない。

18 残土等の発生材の措置

工事で発生した残土及び不要材料等の発生材は、施工現場に放置することなく速やかに処分し、後片付け及び清掃を行わなければならない。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他の関係法令等の定めるところにより、適切に処理し、監督員に報告しなければならない。

なお、残土の処分については、（公財）岡山県環境保全事業団が管理運営する建設残土センターを想定している。

19 撤去機器等の取扱い

(1) 再使用する機器及び工事材料

再使用する機器及び工事材料は、再使用できるように細心の注意を払って撤去するとともに適正に管理しなければならない。

(2) 廃棄する機器及び工事材料

廃棄する機器及び工事材料は、所定の処理業者に引き渡し、適正に処理を行うとともに、処理後のマニフェストの写しを監督員に提出しなければならない。

20 工事後の施工確認及び機器の動作確認

工事が終了したときは、工事場所ごとに所要の点検を行い、施工不良がなく、性能及び動作が正常であることを確認しなければならない。

(1) 施工不良の防止

施工不良を防止するためのチェックリストを作成し、施工箇所の点検を行うこと。また、監督員からの指示があった場合は、そのチェックリストを提出すること。

(2) 検査成績書の作成

別に示す様式により検査成績書を作成し、提出すること。

(3) 通信確認

交通管制センター等と通信を行っている機器の工事を施工した場合は、必ず通信の回復を確認すること。

(4) 連動動作確認

隣接信号機と連動している信号機については、設定どおりの連動動作が行われていることを確認し、確認の記録を残すこと。

(5) 感知器収容端子の確認

交通情報を収集する車両感知器を設置した場合又は関連ケーブルの結線を変更した場合は、感知情報が信号制御機の指定の端子で受信できていることを確認し、確認の記録を残すこと。

21 信号制御機の運用変更日時等の記録

次の場合は、新しい運用が始まった日時を記録し、速やかに監督員に報告すること。

(1) 信号制御機を更新した場合及び改造した場合

(2) 運用を変更した場合（歩行者用灯器の設置等）

(3) 連動信号を変更した場合

22 完成図書の提出

工事が終了したときは、次に示す要件を全て満たした後、工事完成届に、完成図書1部及び完成図書データを添えて、速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、完成図書の作成に当たっては、別に示す「完成図書作成要領」を適用するものとする。

- (1) 設計図書に示す全ての工事が完了していること。
- (2) 監督員の指示を受けた事項が全て完了していること。
- (3) 完成図書の整備が全て完了していること。

23 検査の方法

(1) 工事検査の通知

工事検査は、監督員から通知された検査日及び検査場所で行うものとする。

(2) 工事検査の種別

請負者又は現場代理人は、自らが立会いをして、次に掲げる検査を受検しなければならない。

ア 材料検査

使用する機器及び工事材料の内、監督員が指定するものについては監督員が検査を行い、その他のものについては、請負者又は現場代理人において検査を行うものとする。

イ 中間検査

工事途中の中間検査は、監督員の指示により行うものとする。

ウ しゅん工検査

工事のしゅん工検査は、請負者からの工事完了届、完成図書を監督員が内容を確認した後、工事期間内に検査員が行うものとする。

(3) 検査の準備

安全かつ円滑に検査が行えるよう、検査に必要な測定機材、安全対策及び技術者等を、請負者の負担において準備しなければならない。

24 責任期間

しゅん工検査合格の日から2年の期間内に機器の故障、工事材料の不具合又は工事に係る契約不適合を理由とした障害が発生した場合は、修理（機器及び工事材料の取替えを含む。）を無償により速やかに行わなければならない。ただし、天災地変その他不可抗力による損害は除くものとする。

第2 基礎工事の方法

1 床堀工事

(1) 舗装部の切断

コンクリート及びアスファルト舗装部分は、あらかじめ必要最小限度の掘削範囲を切断した後に掘削するものとする。

ブロック舗装のブロック平板を切断する場合は、事前に道路管理者等と十分協議し、施工方法を確認するとともに、切断箇所以外については、損害を与えないよ

うに丁寧に取り扱い、支障のない位置に整理すること。

(2) 掘削

床堀は、地質の状況及び既存の構造物に十分留意の上、所定の幅、長さ及び深さに掘削しなければならない。

(3) 地盤等の保護

床堀は、地盤、地質等を乱さないように壁面等に保護を施し、掘削しなければならない。

2 基礎砕石工事

基礎砕石は、床堀最下部を平坦にならした後、クラッシャーラン等を十分に突固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。

3 型枠工事

型枠は、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が正確に確保され、基礎構造部が所定の強度及び性能が得られるように施工しなければならない。

4 コンクリート工事

(1) 使用材料

コンクリート工事は、次に適合するものを使用しなければならない。

ア レディーミクストコンクリート

レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する実施能力のある技術者（コンクリート主任技術士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に合格した工場等）から選定し、JIS A5308（レディーミクストコンクリート）に適合するもの。

イ 調合コンクリート

ポルトランドセメント、砂及び砂利を 1 対 3 対 6 の容積混合比で調合したもの。

なお、骨材は、硬質性及び耐久性に優れたもので、有害量のごみ、有機不純物、塩分等を含有していないもの。

ウ 鉄筋等

日本産業規格に適合するもの。

(2) 打込み

コンクリートの打込みは、鉄筋、管類、その他材料を移動させないように注意して行うとともに、コンクリートが隅々までいきわたるように締め固めなければならない。

(3) 養生

コンクリート打込み後は、所定の強度及び性能が得られるように適正かつ必要な期間、養生しなければならない。

(4) 養生期間中の禁止事項

車両用灯器、歩行者用灯器、車両感知機等の専用支持柱（以下「信号専用柱」という。）の建柱工事及び機器の設置工事は、基礎部のコンクリートが必要な強度を

発揮するまで行ってはならない。

5 埋戻し、仕上げの工事

(1) 埋戻し

クラッシャーラン、粒調碎石、中詰砂、掘削土等は、各層を十分に転圧又は水締めしながら埋戻さなければならない。

(2) 仕上げ

基礎の周辺及び掘削箇所は、埋め戻し後、雨水が滞留しないように仕上げなければならない。

なお、鋼管柱、金属筐体等を設置する基礎部の仕上げは、水勾配を施さなければならない。

6 路面復旧工事

(1) 仮復旧

仮復旧は、加熱アスファルト混合物又は常温アスファルト混合物（レミファルト又はその相当品）等により路面復旧するとともに、十分な安全対策を講じて交通の支障とならないように施工しなければならない。

(2) 本復旧

本復旧は、道路管理者等の道路占用協議の条件に従い施工しなければならない。

第3 信号専用柱建柱工事

1 信号専用柱

信号専用柱は、鋼管柱とし、特記仕様書等に明示された場合を除き、次の各号に適合するものを使用しなければならない。

- (1) 風速50メートル以上の風圧に耐える強度を有し、溶融亜鉛メッキ塗装を施したもの。
- (2) GL付近（地上部は200ミリメートル以上）を二重管としたもの。
- (3) 埋設部付近の腐食対策として、地際防食塗装（変性エポキシ樹脂塗装等）を施したもの。
- (4) 監督員の承諾を受けたもの。

2 不良製品の使用禁止

信号専用柱は、傷、ひび、鉄筋の露出、錆、塗装むら、湾曲等のあるものは、使用してはならない。

3 建柱の方法

信号専用柱は、根入式又はベース式で建柱し、強風、地震、積雪等に耐えるように施工しなければならない。

(1) 信号専用柱札の取付け

信号専用柱札は、容易に消えない塗料により鮮明に記載し、頂部から中位部までの位置の見えやすい箇所に取り付けなければならない。

(2) 回転防止バンドの取付け

信号専用柱を根入式で建柱する場合は、基礎部に回転防止用のバンドを取付けな

なければならない。

(3) 柱の傾き

柱の傾きについては1%以内（水平器の場合は1本目の目盛を超えない範囲）とすること。

さらに、最も負荷のかかる方向に傾いていないこと。

(4) 防護シートのズレ落ち防止

信号専用柱に防護シートを設置する場合は、ズレ落ち防止用にステンレスバンドを取付けなければならない。

(5) クランク方向識別シールの貼付け

信号専用柱としてクランク柱を建柱した場合は、クランク方向が識別できるシール等を貼付けること。

第4 機器設置工事

1 共通事項

(1) 機器の設置

機器の設置は、当該機器の種別に適合する取付金具を用いるとともに、適切に使用して強風、地震、積雪等に耐えるよう施工しなければならない。

(2) 制御機等の防護

信号制御機、車両感知器、電源箱、ONU収容箱等の機器（以下「制御機等」という。）を柱抱込式で設置する場合には、原則として車両の進行方向に対して反対側に設置するものとする。この場合において、自転車、歩行者等の交通の支障とならないように施工しなければならない。

(3) 制御機等筐体扉の開閉

歩道上に位置する制御機等の筐体扉は、原則として歩道側から開閉できるように設置するものとする。なお、開閉時に筐体扉が配管のサドル等に接触する場合は、サドル等にカバーを設置すること。

(4) 歩行者等に対する傷害事故防止

機器の取付金具等は、歩行者等に傷害を与えないよう取付金具等の突起部に処理を施さなければならない。なお、突起部をカットした場合は錆止めを施すこと。

(5) 信号灯器等に付設する文字板の取付け

信号灯器、押ボタン箱等に付設する文字板は、車両運転者、歩行者等から容易に視認できる箇所に取り付けなければならない。

(6) 湿気防止等の処理

制御機等のボックスコネクタ部分、配管部分、また、端子箱及び制御機等を自立式又は内通式の柱に設置する場合には、湿気防止等の処理として、不乾性電気絶縁パテ（ネオシール又はその相当品）を詰めること。

(7) 配管施工

ア 機器の取付金具等に接触する箇所については、適切な曲げ加工を行うこと。

イ 制御機等のボックスコネクタは緩みなく取付け、ボックスコネクタとパイプコ

ネクタは高さを揃えること。

ウ 接地用電線管を設置するとき、地際でアース線がむき出しにならないように施工すること。

2 制御機等設置工事

(1) 設置方法

制御機等は、柱抱込式、自立式等の方法で設置しなければならない。

(2) 交差点番号の塗装色

信号制御機の塗装色としてブラウン等の暗い色が指定されている場合は、筐体の表裏に記載する交差点番号を白色とすること。

(3) 交差点番号の修正

古材等の信号制御機を設置する場合は、筐体の表裏に記載されている交差点番号を確認し、設計書の交差点番号と異なる場合は修正しなければならない。

3 信号灯器設置工事

(1) 設置方法

車両用灯器又は歩行者用灯器（以下「信号灯器」という。）は、アーム式等の方法で設置しなければならない。

(2) 保安高さの確保

信号灯器、アーム、信号灯器等に付設する文字板等は、各部位の最下部から路面までの間に次に掲げる保安高さを確保しなければならない。ただし、必要以上に高い位置へ設置しないこと。

設置場所の形状等により、これにより難い場合は、監督員と協議すること。

ア 車両用灯器

5．2メートル以上

イ 歩行者用灯器

2．5メートル以上

(3) 視認性の確保

信号灯器は、車両運転者、歩行者等から信号灯火を容易に視認できるように設置しなければならない。

(4) 車両用信号灯器の焦点

車両用信号灯器の焦点は、概ね100メートルから150メートル前方に合わせること。

なお、信号交差点への進入路が直線でない場合等は監督員と協議を行うこと。

(5) 誤認防止

信号灯器は、交差側の車両運転者、歩行者等が誤認することがないように設置しなければならない。

(6) 工事中の処置

ア 新設信号機等の滅灯期間中は、対面信号灯器のアーム等の見えやすい箇所に別に示す「工事中」の表示板を確実に表示しなければならない。

イ 横断歩道の設置や制御機改造等に合わせて設置する信号灯器を先行して仮設置

する場合は、運用開始の条件が整うまでの間、該当灯器は滅灯させ、袋かけ等により隠しておかなければならない。

4 押ボタン箱設置工事

(1) 設置方法

押ボタン箱は、柱抱込式、柱埋込式、自立式、アーム式等の方法で設置しなければならない。

(2) 設置位置

押ボタン箱は、二輪運転者、歩行者等が容易に操作することができる箇所に設置しなければならない。

5 スピーカー設置工事

(1) 設置方法

スピーカーは、アーム式等の方法で設置しなければならない。

(2) 保安高さの確保

スピーカー、アーム等は、各部位の最下部から路面までの間に3.3メートルの高さ確保を基準として設置すること。

(3) 設置位置

スピーカーは、歩行者等が容易に聴音することができる箇所に設置しなければならない。

6 車両感知器設置工事

(1) 設置方法

車両感知器素子は、アーム式等の方法で設置しなければならない。

なお、車両感知器素子等の付属ケーブルをアームに固定する場合は、被覆保護カバーをしたステンレスバンドを使用すること。

(2) 保安高さの確保

車両感知器素子、アーム等は、各部位の最下部から路面までの間に5.2メートル以上の保安高さを確保しなければならない。

なお、信号灯器と被る場合は、信号灯器の視認性を妨げない高さまで上げること。

(3) 設置位置

車両感知器素子は、車両を確実に感知することができる箇所に設置しなければならない。

(4) 太陽電池

太陽電池を設置する場合、可能な限り高くて日当たりのよい位置へ設置すること。

第5 接地工事

1 接地工事の箇所

機器の接地端子及び金属筐体には、D種接地工事を施さなければならない。

2 施工

接地は、機器の設置箇所ごとに添架する柱に沿って立上げ、接地線の長さができるだけ短くなるように施工しなければならない。ただし、所要の接地抵抗値が得られな

い箇所については、監督員の承諾を受け、他の箇所の接地棒と接続（共通接地）することができる。

既設の接地棒を再利用し、配管のみ更新する場合は、接地抵抗を測定し、所要の接地抵抗値が得られない箇所については、監督員に報告し、新たに接地工事を施すこと。

3 他所管接地線への接続禁止

接地線は、他所管の接地線と接続してはならない。

第6 配線工事

1 共通事項

(1) 配線材料

電線、電源開閉器等の配線材料は、電気用品安全法の型式認可を受けたものを使用しなければならない。

(2) 電線相互の接続

ア 電線は、端子箱、中継端子箱等を使用して接続する場合を除き、電線相互を接続してはならない。

イ 電線は、ハンドホール等の中継点において中継端子箱を使用して接続する場合を除き、電線管又は電線管路の内部で電線相互を接続してはならない。

(3) 電線の端末処理

ア 撚り電線端末処理は、圧着端子処理又は半田付け処理としなければならない。

イ 電線の編み出しは、原則として櫛型とすること。

(4) 機器入出線端子と電線の接続

機器の入出線端子と電線との接続は、弛緩しないように確実に接続しなければならない。

(5) 絶縁抵抗

配線工事は、電気事業法に基づき定められた電気設備技術基準に規定する所要の絶縁抵抗値が得られるように施工しなければならない。

(6) 入出線番号表の作成

配線工事は、電線と機器等の接続状況を表す入出線番号表（以下「線番表」という。）を作成した後に施工しなければならない。

線番表は端子箱内に収容し、収容が困難な場合は制御機内に収容すること。柱内蔵端子箱については、端子箱側面へ貼り付けること。

(7) 配線の確実な確認

配線接続の誤りにより、信号機器の誤作動、滅灯等を引き起こし、交通事故を誘発するおそれがあることから、施工後、複数の作業員により目視確認を行うこと。

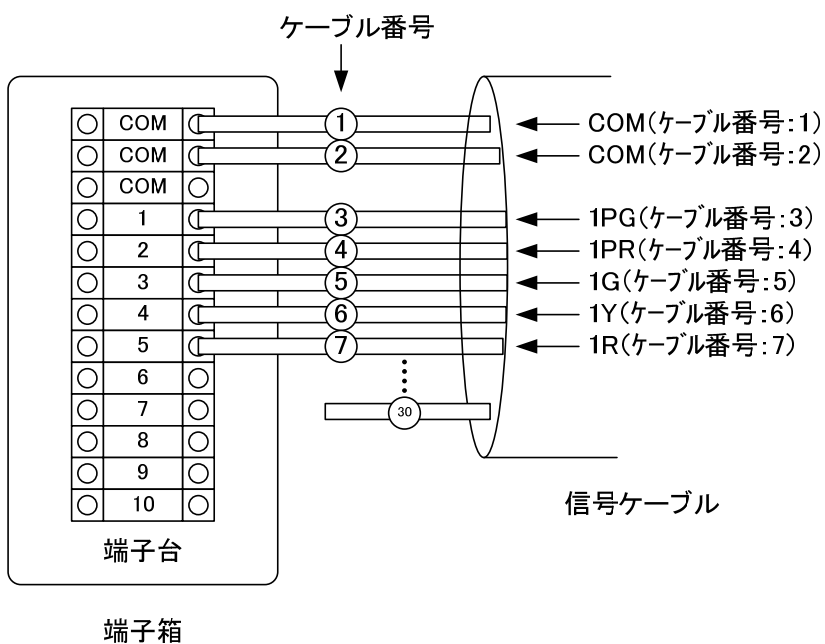
なお、灯器コモン線は、接続不良であっても、正常に動作しているように見える場合があることから、端子接続に当たっては、特に注意して施工すること。

(8) その他

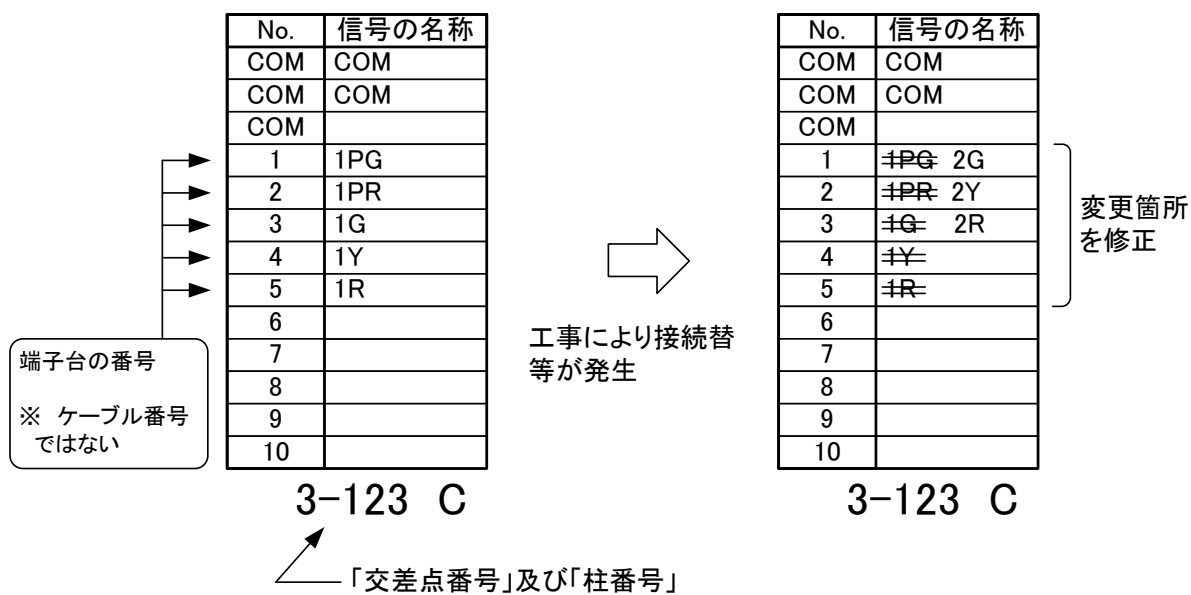
機器個体内では電線を束線バンド、ビニールテープ等で束ね、整頓すること。

※ 線番表の記載方法

- ・ 信号の名称は、機器の入出力端子に記載されている名称に統一すること。
- ・ 線番表の番号は、端子台の番号であり、ケーブル番号を記載しないこと。
- ・ 工事により接続替等を行った場合、線番表の変更を行うこと。
- ・ 線番表の余白欄に「交差点番号」及び「柱番号」を記載すること。
- ・ 線番表及び結線状況が分かる写真を撮影し、提出すること。



線番表記載例(強電用端子箱)



線番表記載例(弱電用端子箱)

No.	信号の名称
COM	
COM	
COM	
1	画像感知器 東行
2	
3	
4	
5	〇〇交差点
6	
7	
8	
9	
10	

3-123 E

No.	信号の名称
COM	
COM	
COM	
1	光ビーコン 北行
2	
3	
4	
5	光ビーコン 南行
6	
7	
8	
9	NTT回線
10	

3-123 R2

2 架空配線工事

(1) 保安高さの確保

架空配線が道路を横断する場合は、架空電線の弛み最下部から路面までの間に 6 メートル以上の保安高さを確保しなければならない。

(2) 架空電線の引留め

架空電線の引留めは、引留ガイシを使用して引留めなければならない。

(3) 架空電線の固定方法

架空電線の引き上げ及び引き下げ部分は、必要な箇所にガイシを使用して固定しなければならない。

(4) 架空電線の防護

架空電線が他の工作物と接触するおそれがある箇所は、防護を施さなければならない。また、直線引留を行う場合は青色のカラースパイラルを取り付けること。

(5) 警察施設の識別

他所管の電柱等に共架する電線は共架する電柱等の近傍に青色のカラースパイラルを取り付けなければならない。また、指定箇所には電線札をケーブル縛り紐で取り付けること。

3 地中配線工事

(1) 地中配線の方法

地中配線は、地中に敷設した信号機用電線管路の内部に配線しなければならない。また、配線に当たっては、電力用管路か回線用管路かを事前確認の上、配線を行うこと。

信号機用電線管路への配線が困難なときは、監督者に協議した後に施工し、監督員の指示なく他所管の電線管路に配線してはならない。

(2) 電線管路の材質

電線管路は、波付き硬質ポリエチレン管（F E P）又はその相当品を使用して敷

設しなければならない。

(3) 電線管路の保護

電線管路は、原則として車道下では1.2メートル、歩道等下では0.6メートル以上の深さに埋設しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議を行うこと（「電線等の埋設物に関する設置基準」（国土交通省））。

(4) 電線管路の上部は、地中電線路の位置を明示する埋設シートを敷設しなければならない。

(5) 電線管路の施工

電線管路は、電線を円滑に入線することができる曲げ半径を保ち、雨水、湧水等が侵入しないように施工しなければならない。

第7 電力契約

1 契約変更申し込み

中国電力㈱と公衆街路灯A（定額制）で契約している工事場所について、公衆街路灯A（定額制）の適用範囲は1,000ボルトアンペア未満であるので、総容量が変更となる場合は、監督員の指示に基づき、契約変更（容量変更、契約種別変更等）の申し込みを行うこと。また、公衆街路灯B（従量制）で契約している工事場所については、総容量が1,000ボルトアンペア未満となる場合には、監督員の指示に基づき、公衆街路灯A（定額制）に契約変更の申し込みを行うこと。

なお、電力会社への申し込みには供給地点特定番号が必要となるので、事前に確認をすること。

2 交通信号機消費電力表

請負業者は、契約変更の申し込みに係る交通信号機消費電力表を電力会社に提出する前に監督員に提出し、内容の確認及び押印を得ること。

3 電気使用申込み

上記契約変更の申込み等（新規・廃止を含む）に係る手続きは工事着手前に完了させること。

4 その他

契約変更（新規・廃止を含む）の手続きを行った場合は、新增設工事申込み（申込内容控え）の写しを提出すること。

第8 機器等の錠前

電源箱及び各機器筐体の錠前については、別途指定する岡山県仕様のものを使用すること。

令和7年度
信号機等工事工法図

岡山県警察本部

目 次

・ 信号専用柱	1
・ 信号専用柱基礎工法図	2
・ ハンドホール・地中電線管路工法図	14
・ 信号専用柱基礎撤去工法図	18
・ 信号灯器等装柱工法図	24
・ 制御機等取付工法図	26
・ 感知器等装柱工法図	28
・ 架空配線工法図	30
・ 文字板取付工法図	34
・ 防護シート取付工法図	35
・ 筐体図	36
・ ONU収容仕様	39
・ 音響の設置	40
・ 音響の方式	41
・ 文字板図柄一覧	42
・ 工事材料表	43
・ 工事図面凡例	44

（注意）本工法図は、参考とする。

信号専用柱(鋼管柱)

直管根入式	曲管根入式	ベース式

仕様 ※GL付近(地上部は200mm以上)を二重管とすること。

方式	名称	規格					材質	表面処理	地際防食塗装
		全長H	管直径及び肉厚	P	W	L			
根入式	GP-9	9200	φ165.2×t5.0 または φ190.7×t5.3 または φ216.3×t5.8	-	-	800 または 1000	STK400	熔融亜鉛 メッキ塗装	変性エポキシ樹脂 塗装等による 地際防食対策 を施したもの (承認を受けたもの)
	GP-10	10000							
	GP-9曲	9200							
	GP-10曲	10000							
ベース式	GP-7.8	7800	350×350	450×450	-	-			
	GP-8.8	8800							

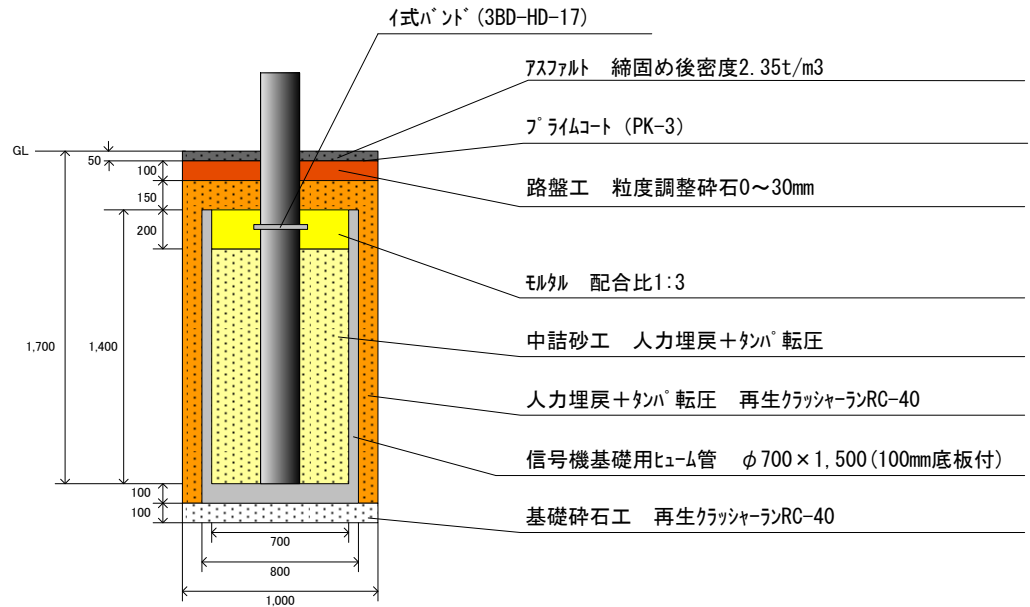
柱札取付方法	アンカーボルト

信号専用柱基礎工法図

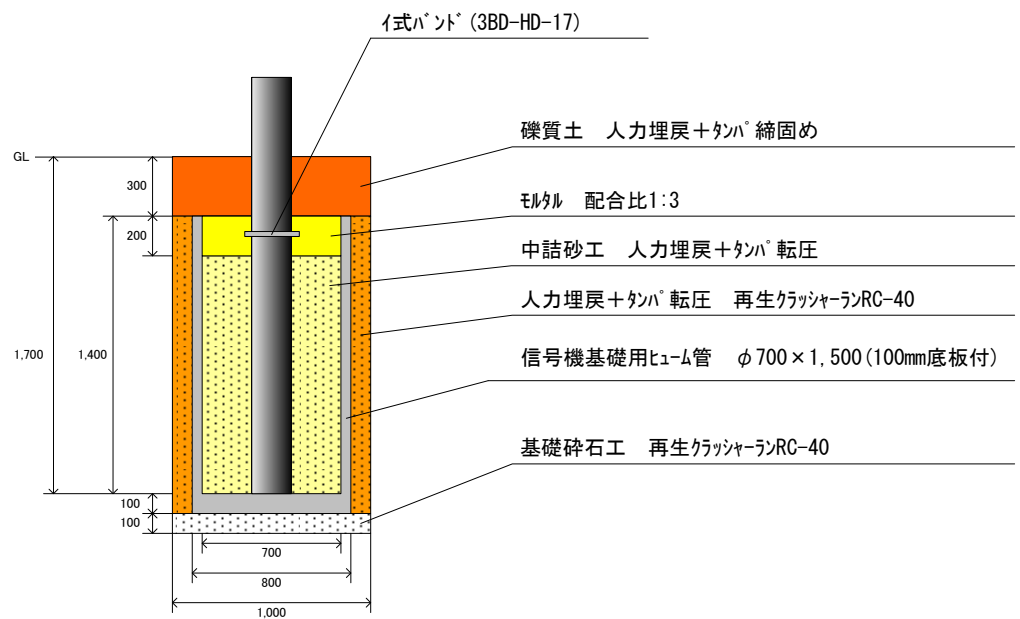
ヒューム管基礎(1型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-A
舗装



1-B
土中

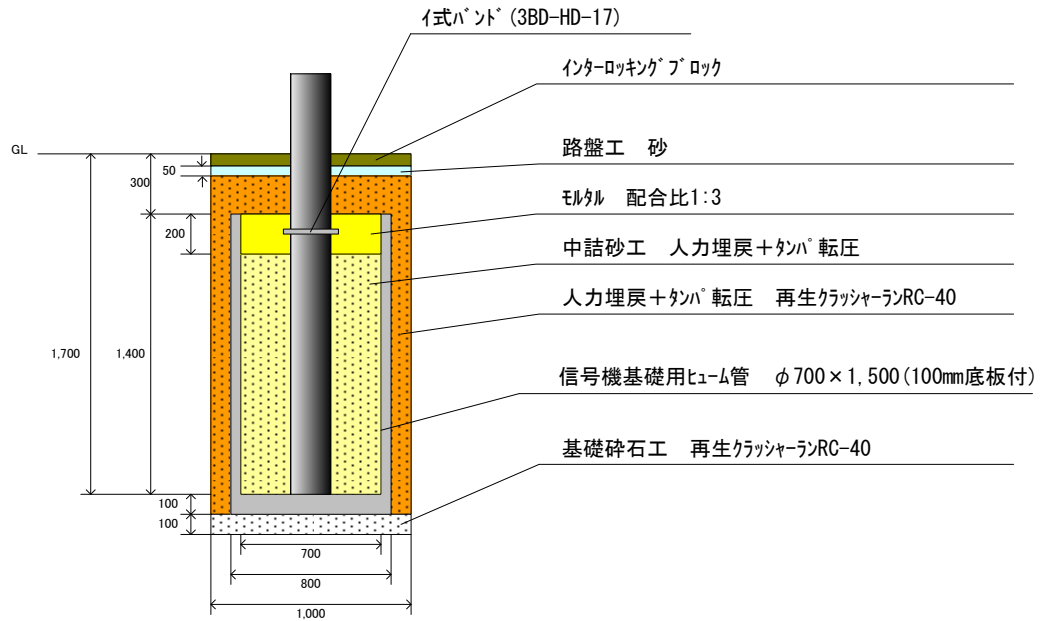


信号専用柱基礎工法図

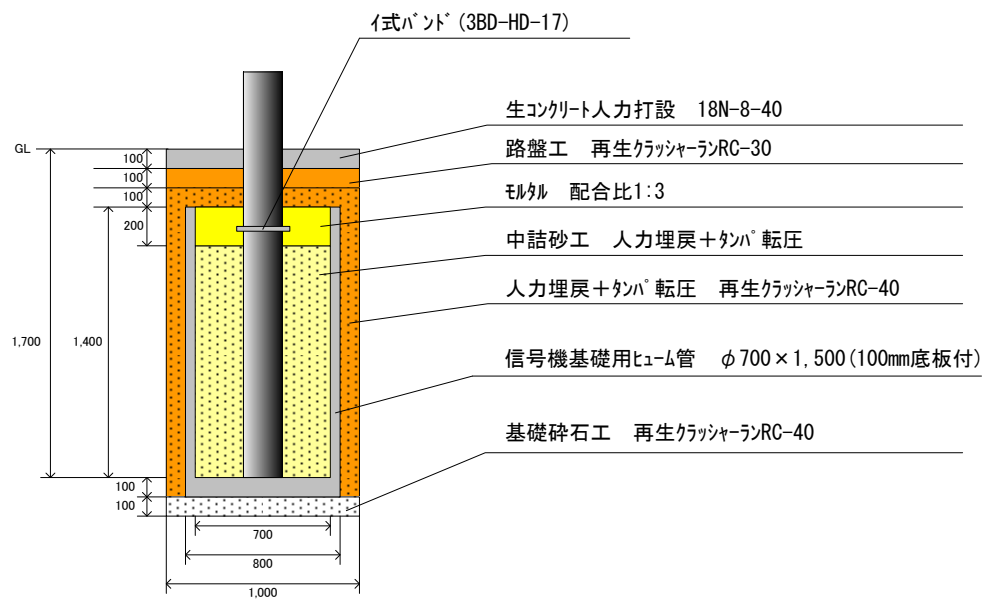
ヒューム管基礎(1型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-D インターロッキング



1-E コンクリート

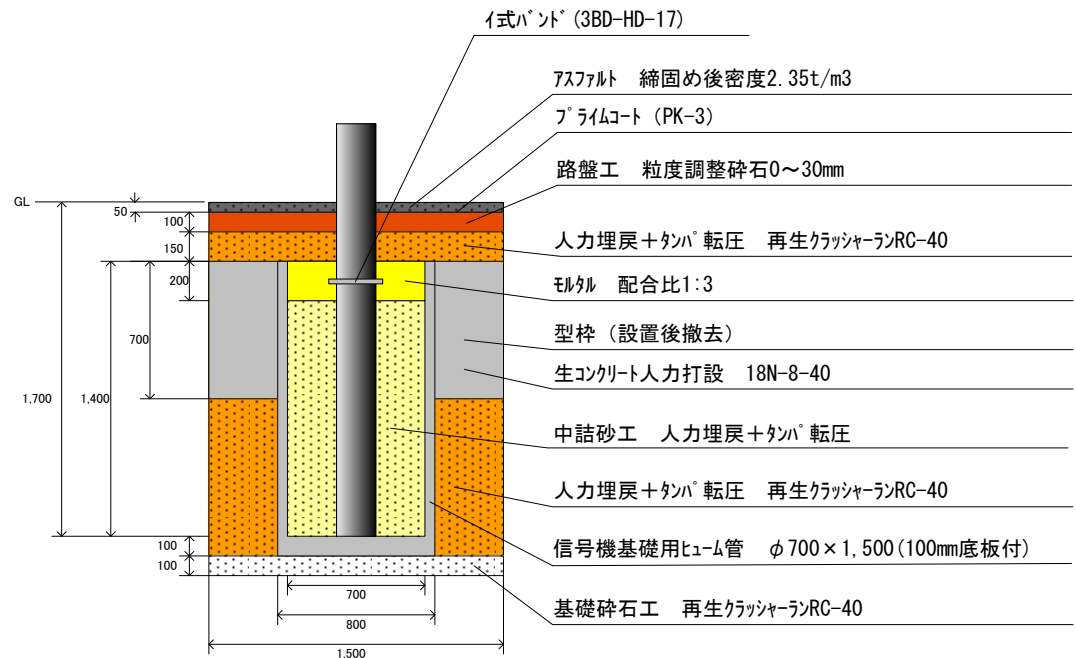


信号専用柱基礎工法図

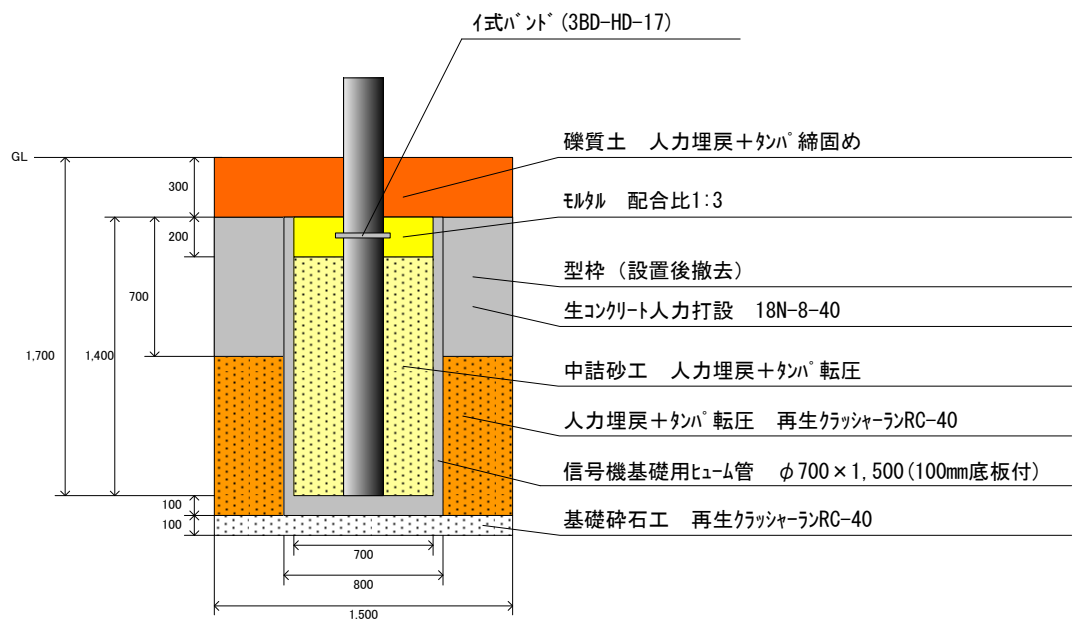
ヒューム管基礎(外堀埋戻型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-A(外堀埋戻) 舗装



1-B(外堀埋戻) 土中

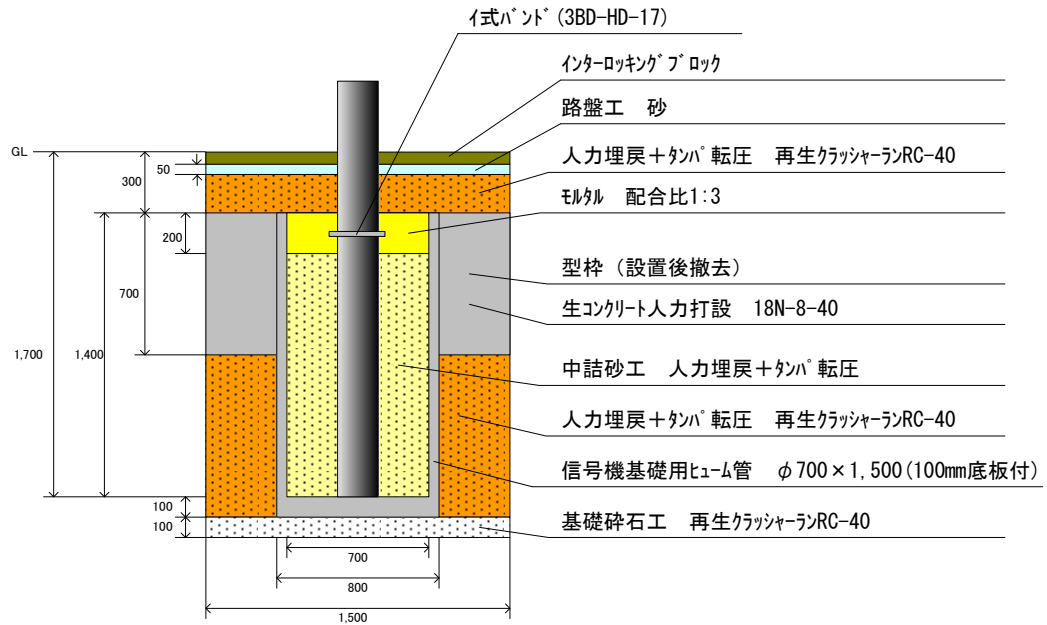


信号専用柱基礎工法図

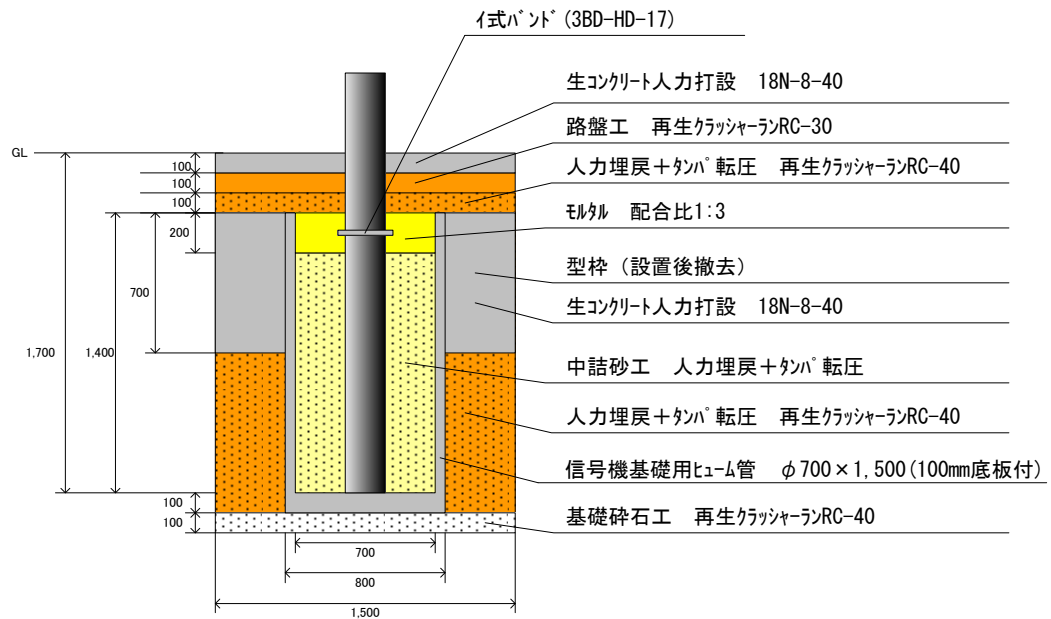
ヒューム管基礎(外堀埋戻型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-D(外堀埋戻) インターロッキング



1-E(外堀埋戻) コンクリート

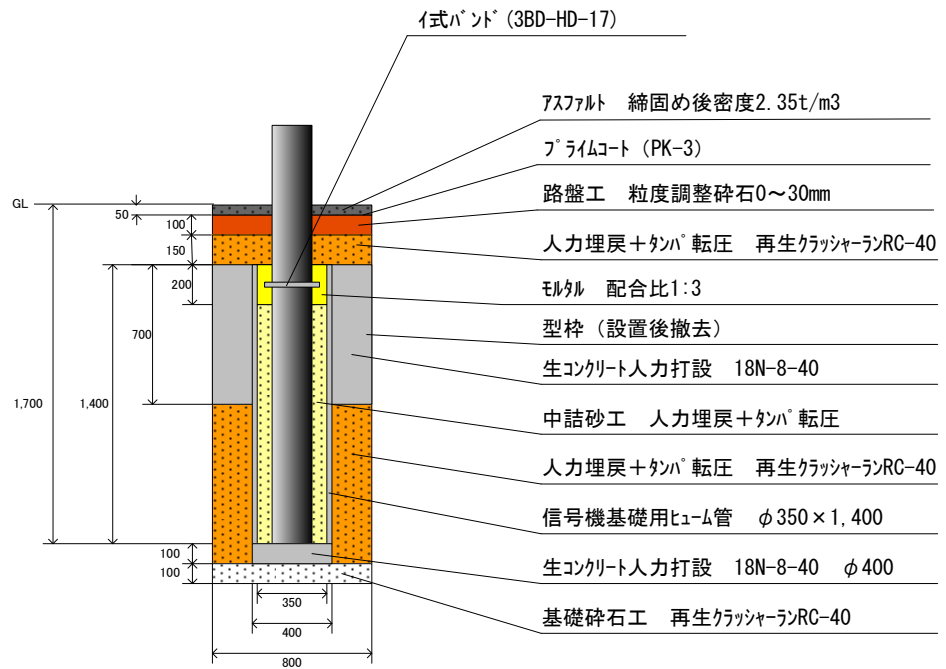


信号専用柱基礎工法図

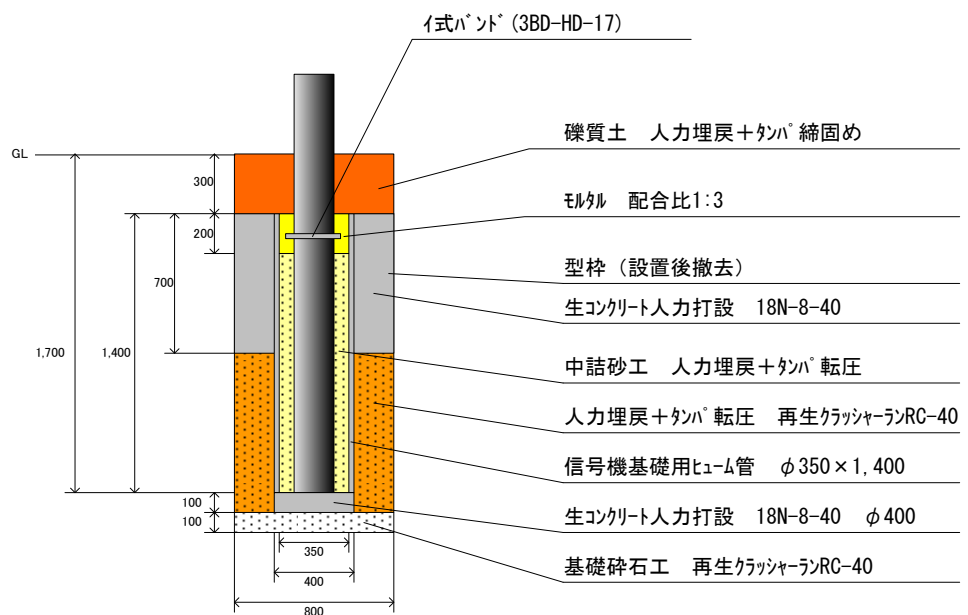
ヒューム管基礎(φ350型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-A(350φ) 舗装



1-B(350φ) 土中

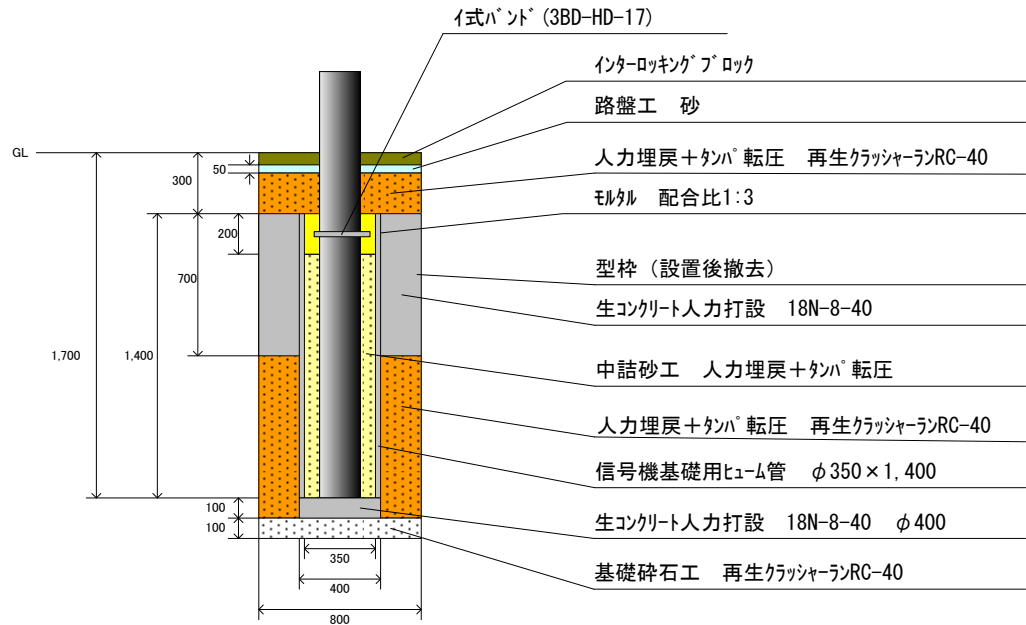


信号専用柱基礎工法図

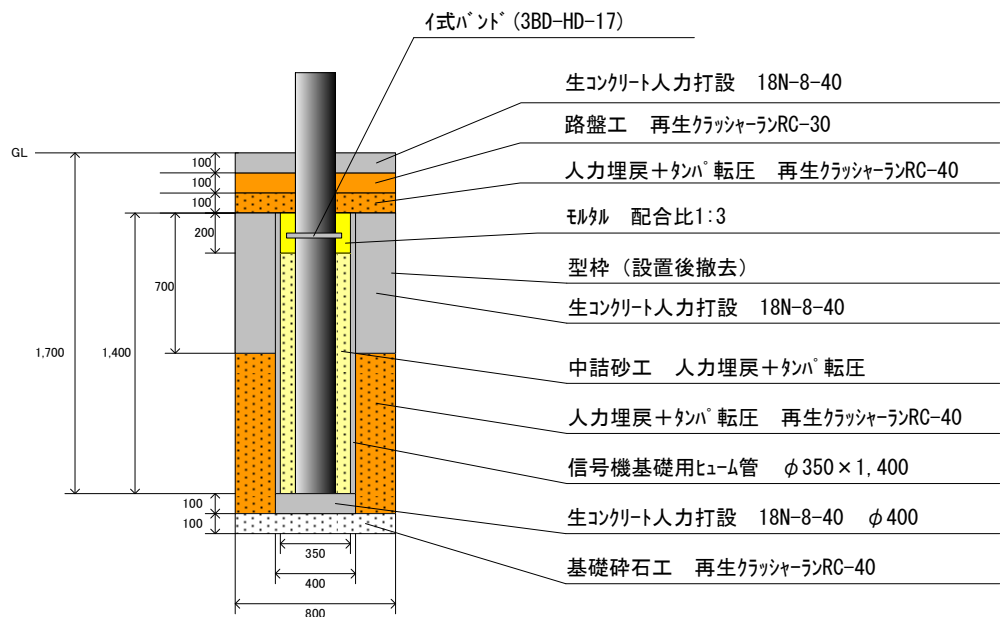
ヒューム管基礎(φ350型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-D(350φ)
インターロッキング



1-E(350φ)
コンクリート

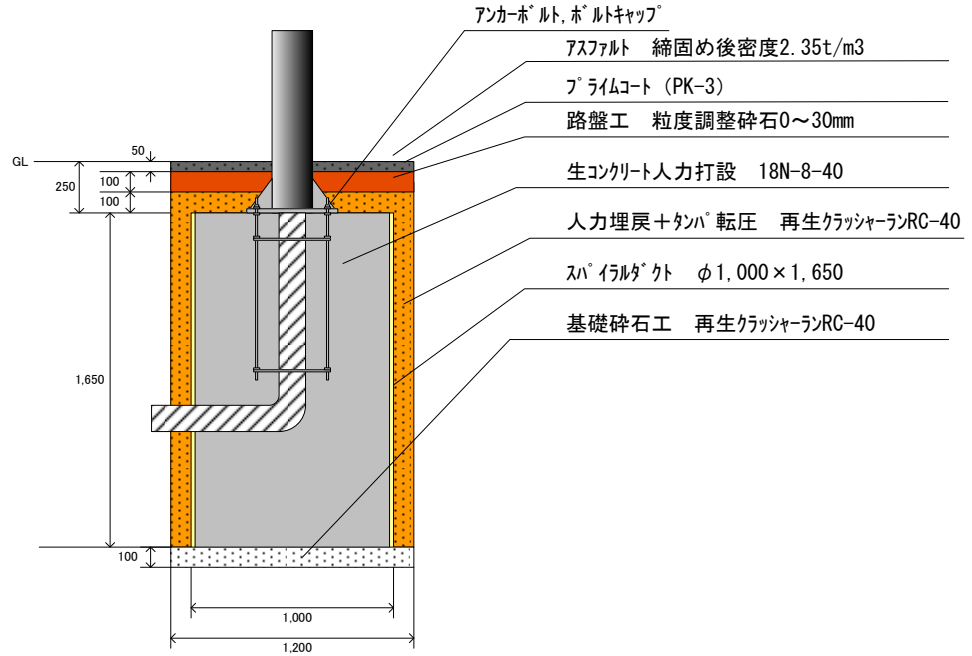


信号専用柱基礎工法図

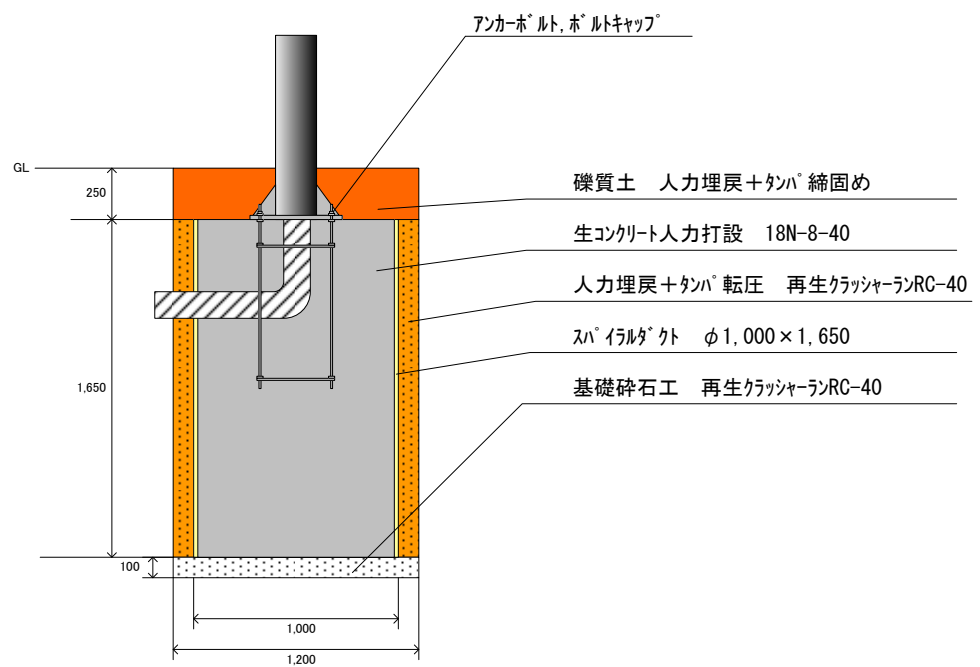
ベース基礎(4型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

4-A
舗装



4-B
土中

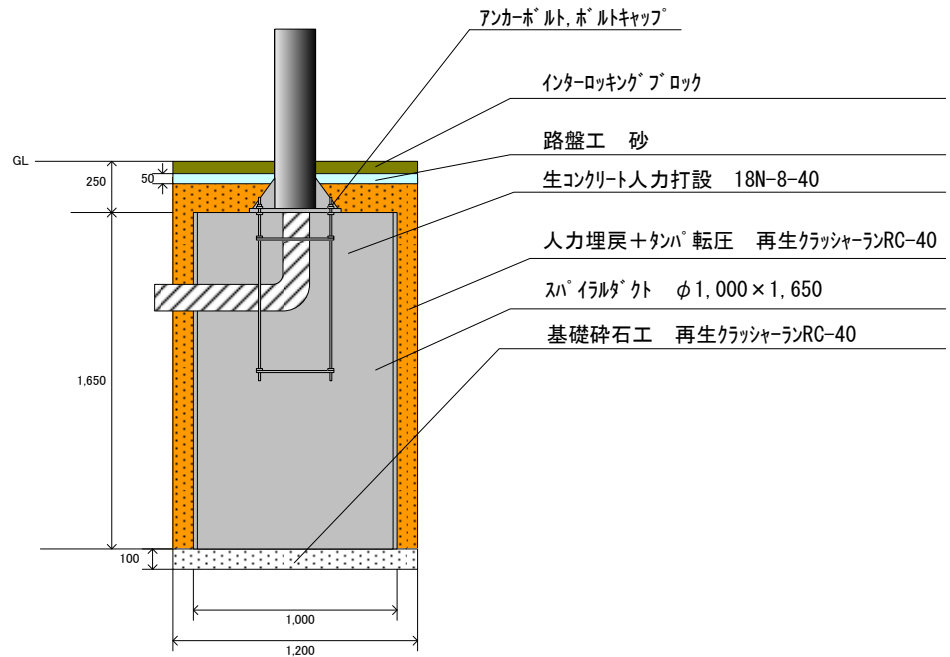


信号専用柱基礎工法図

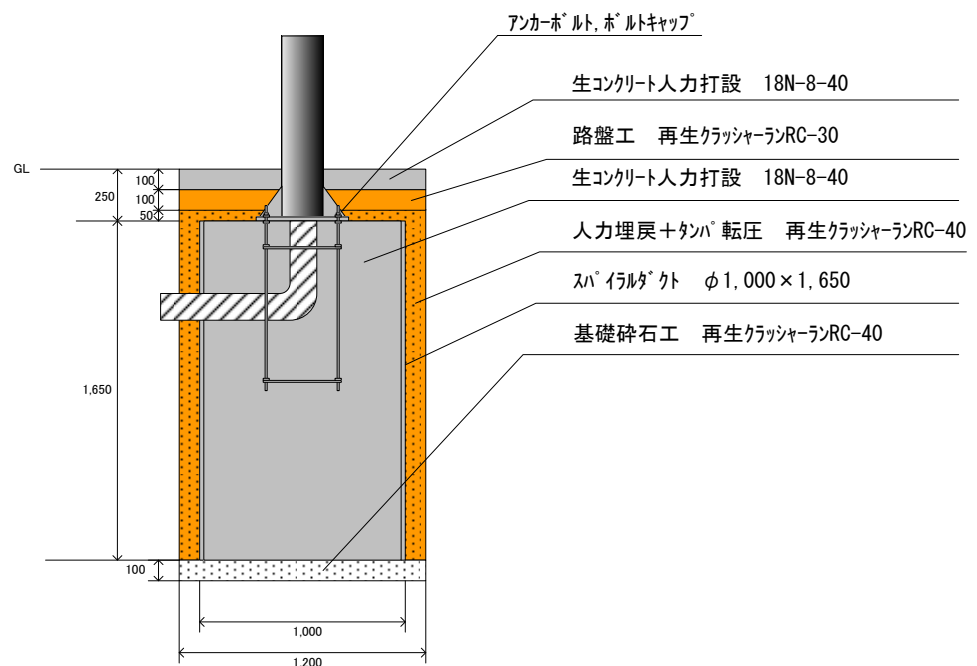
ベース基礎(4型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

4-D インターロッキング



4-E コンクリート

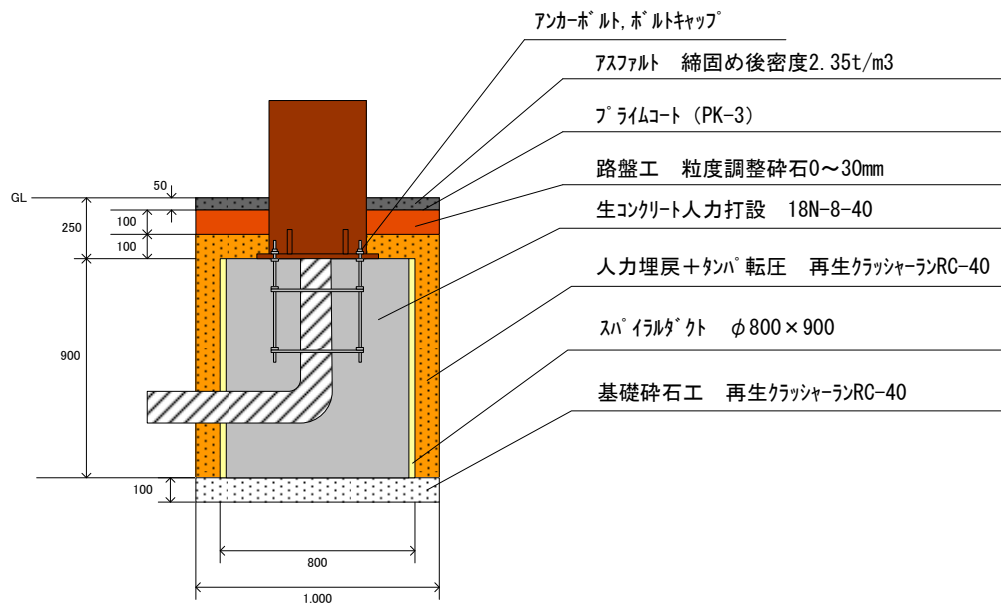


信号専用柱基礎工法図

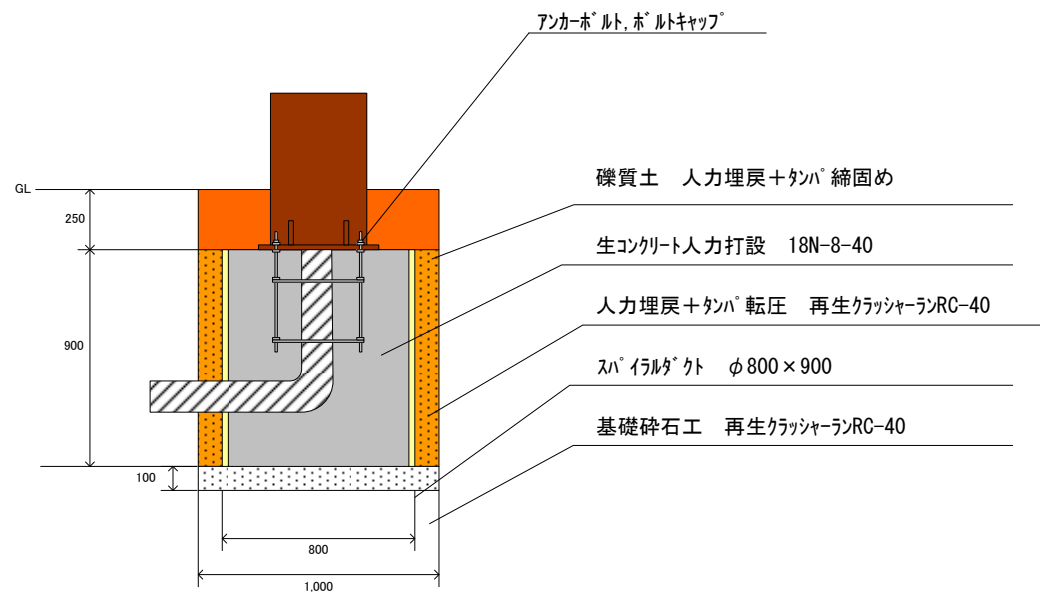
自立制御機基礎(5型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

5-A
舗装



5-B
土中

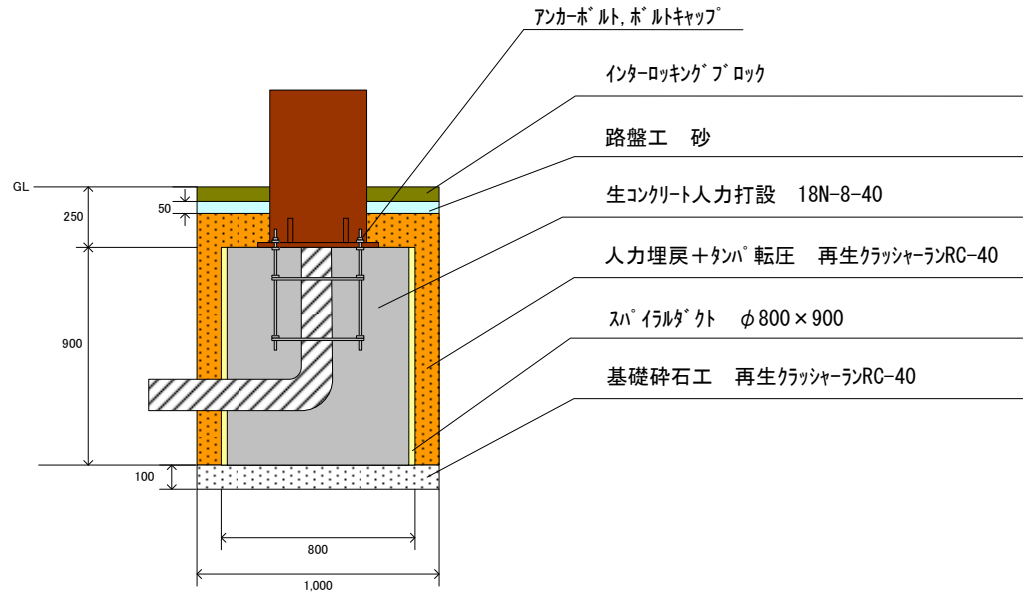


信号専用柱基礎工法図

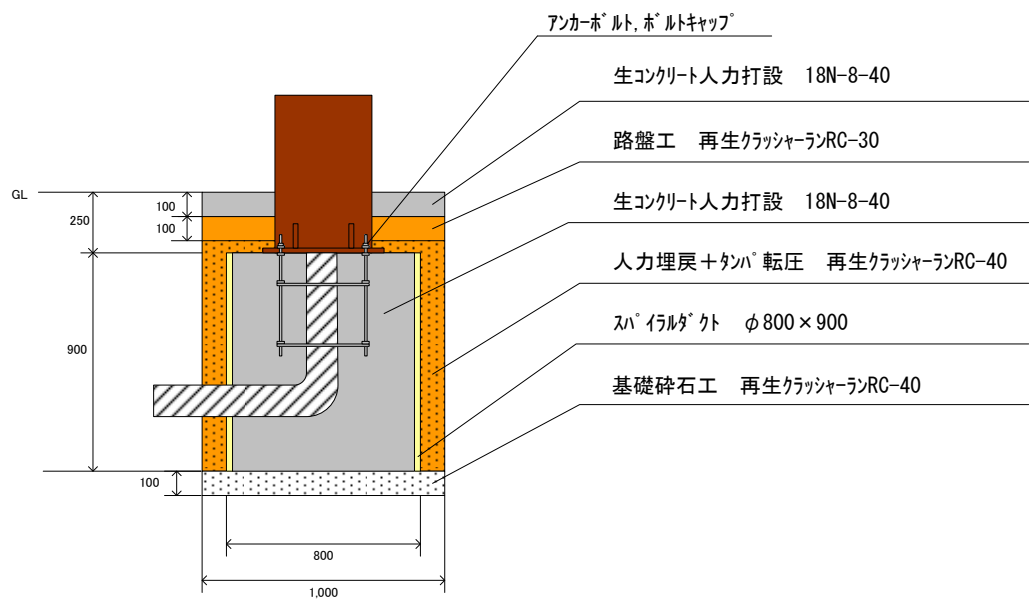
自立制御機基礎(5型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

5-D インターロッキング



5-E コンクリート



信号専用柱基礎工法図

押木"外柱基礎(8型)

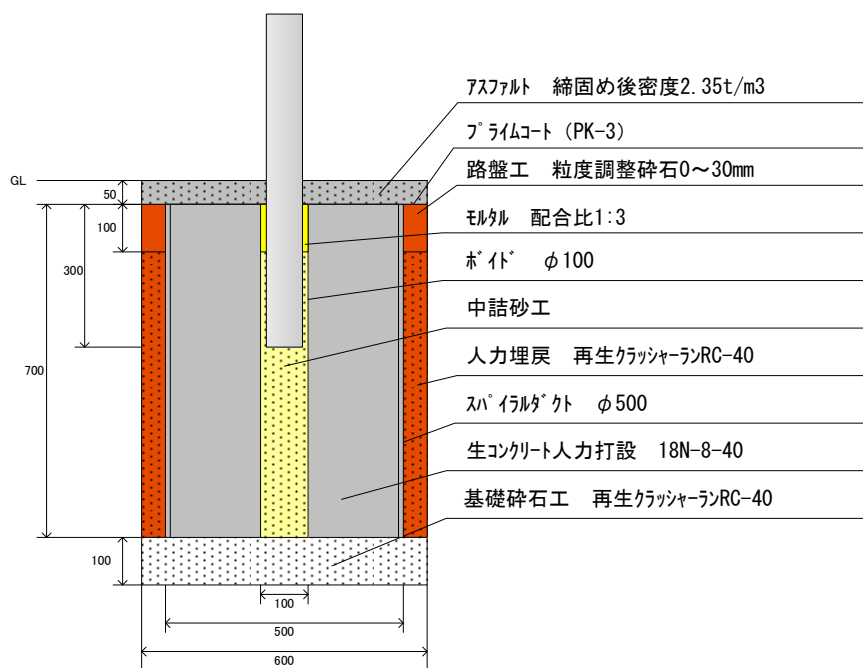
(76.3φ×5.5m以下の鋼管柱に使用)

縁石の撤再がある場合

〇〇・BL とする

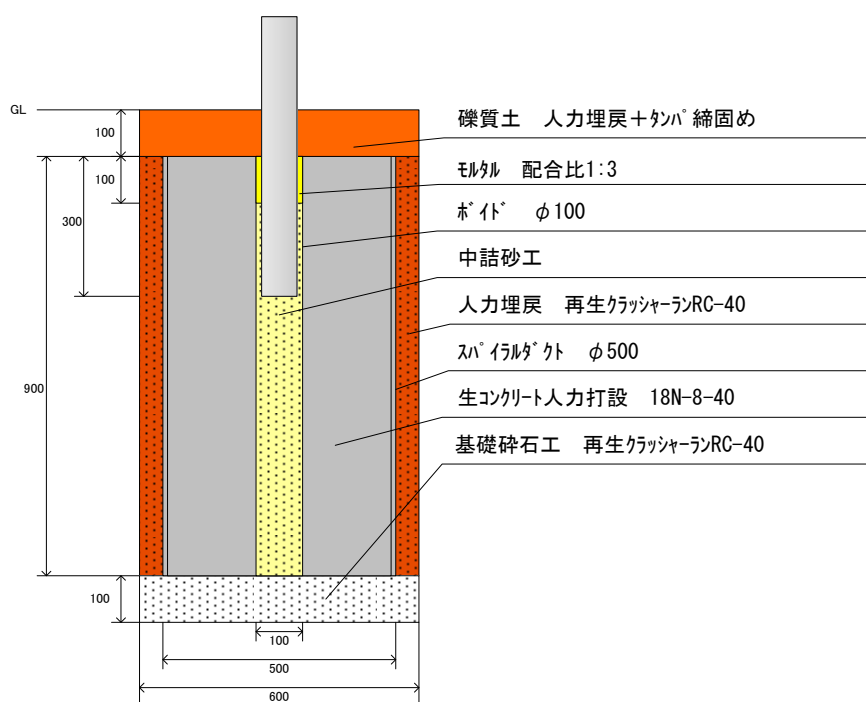
8-A

鋪裝



8-B

土中



信号専用柱基礎工法図

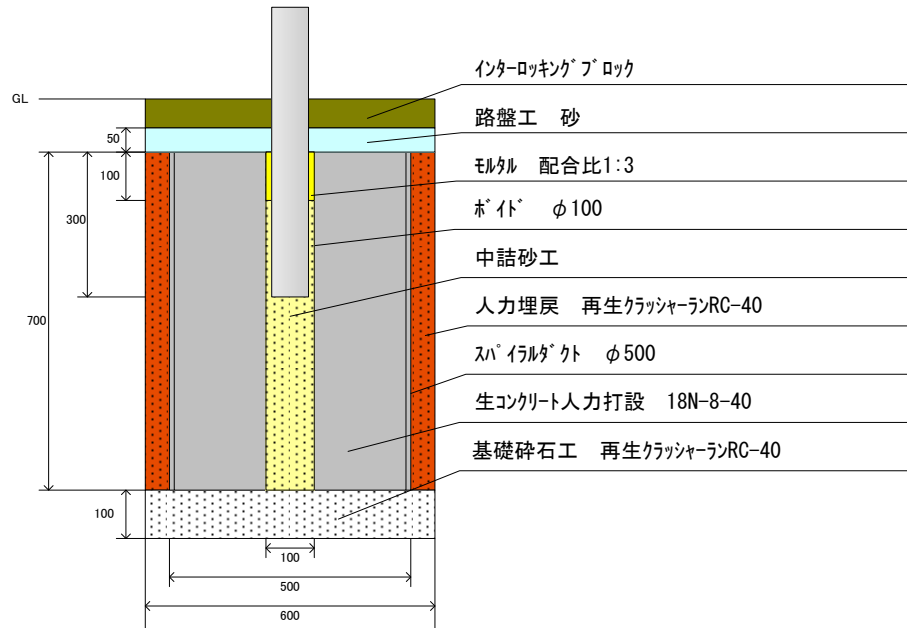
押ボタン柱基礎(8型)

(76.3φ×5.5m以下の鋼管柱に使用)

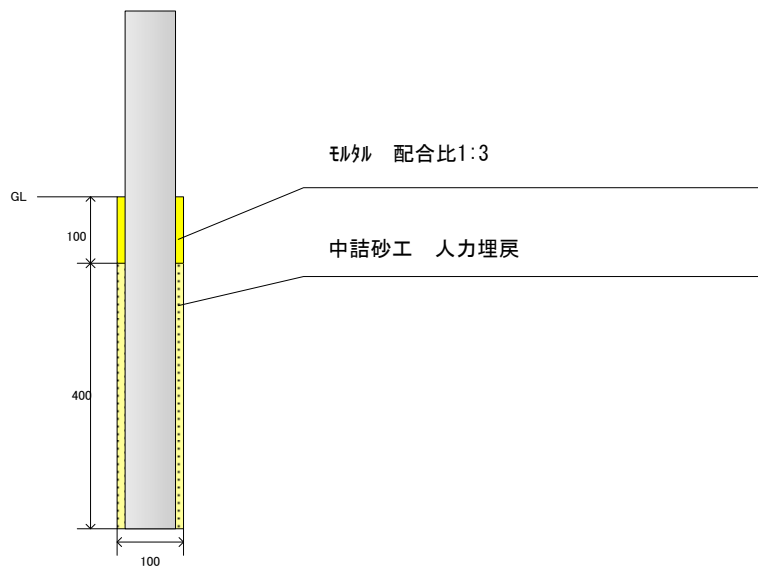
縁石の撤再がある場合

〇〇・BL とする

8-D インターロッキング



8-E コンクリート穴くり

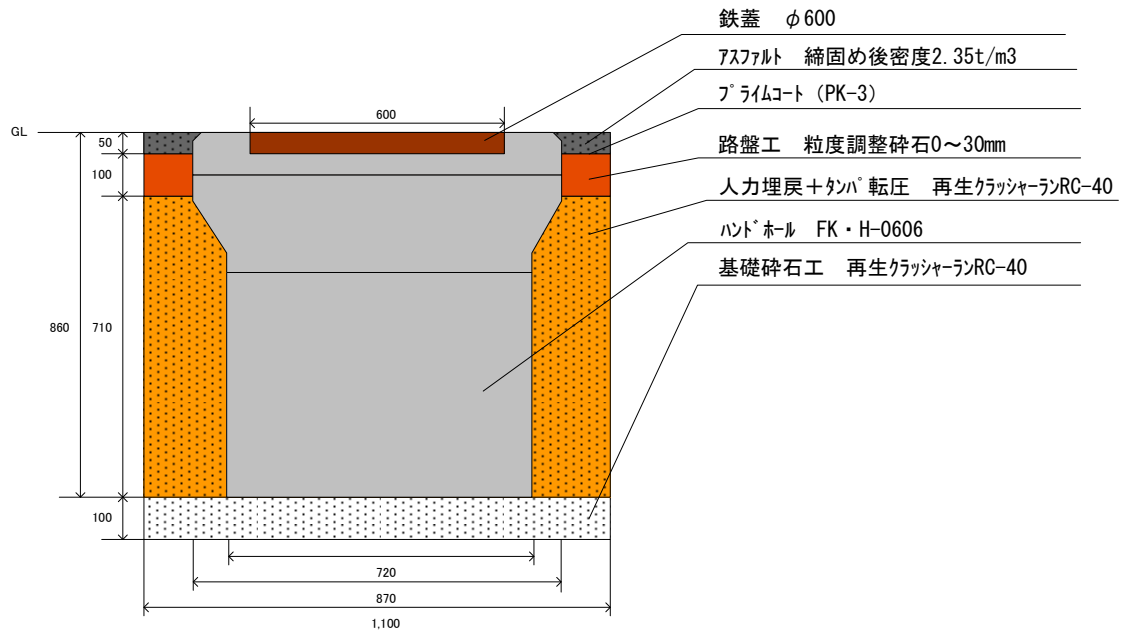


ハンドホール・地中電線管路工法図

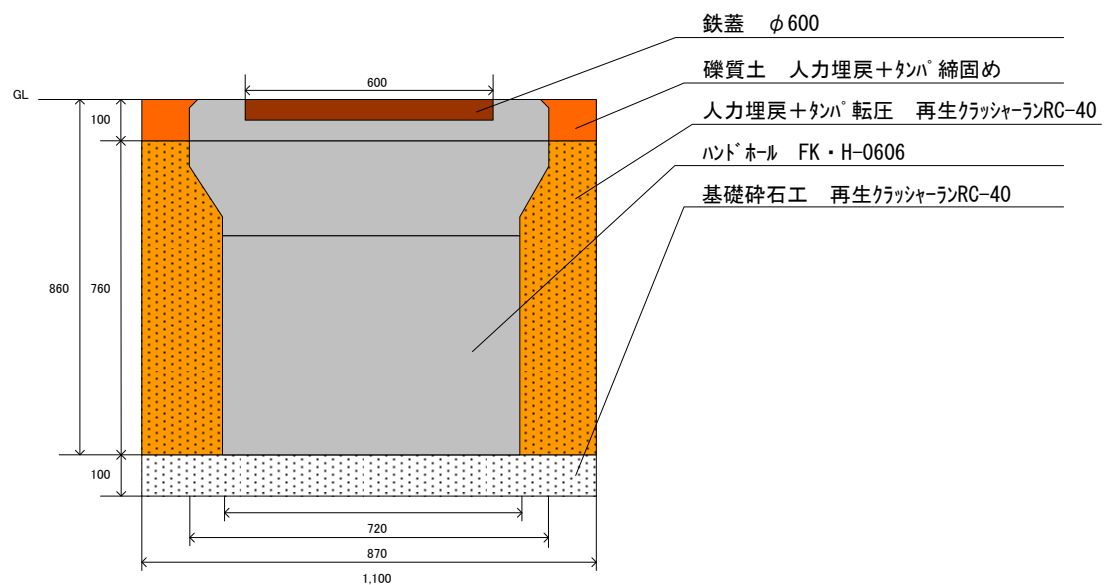
ハンドホール基礎(HH型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

HH-A
舗装



HH-B
土中

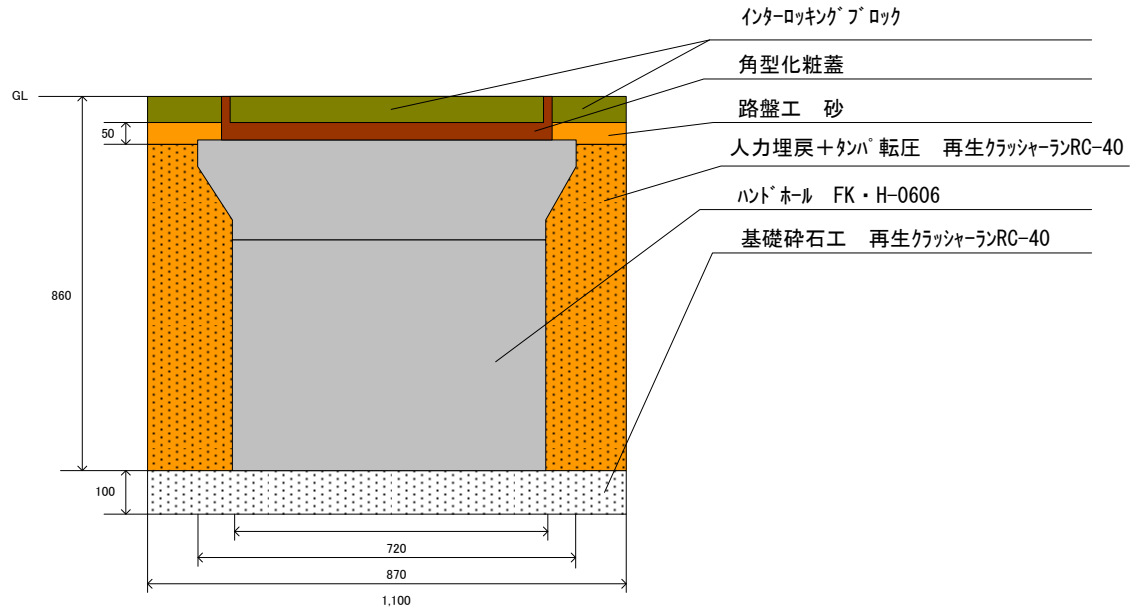


ハンドホール・地中電線管路工法図

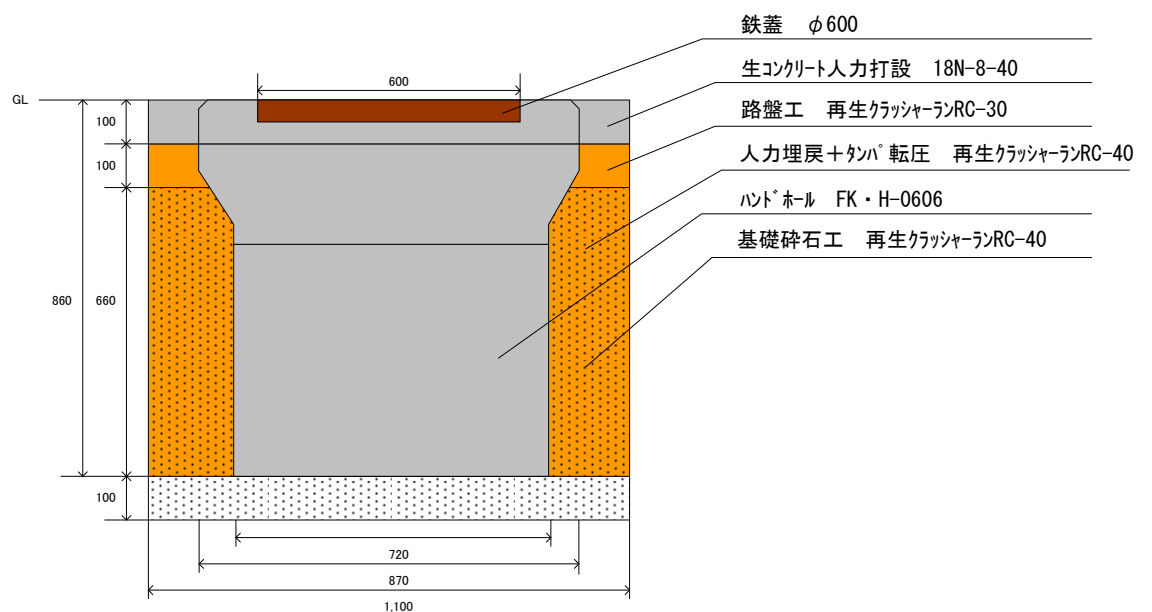
ハンドホール基礎(HH型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

HH-D
インターロッキング



HH-E
コンクリート

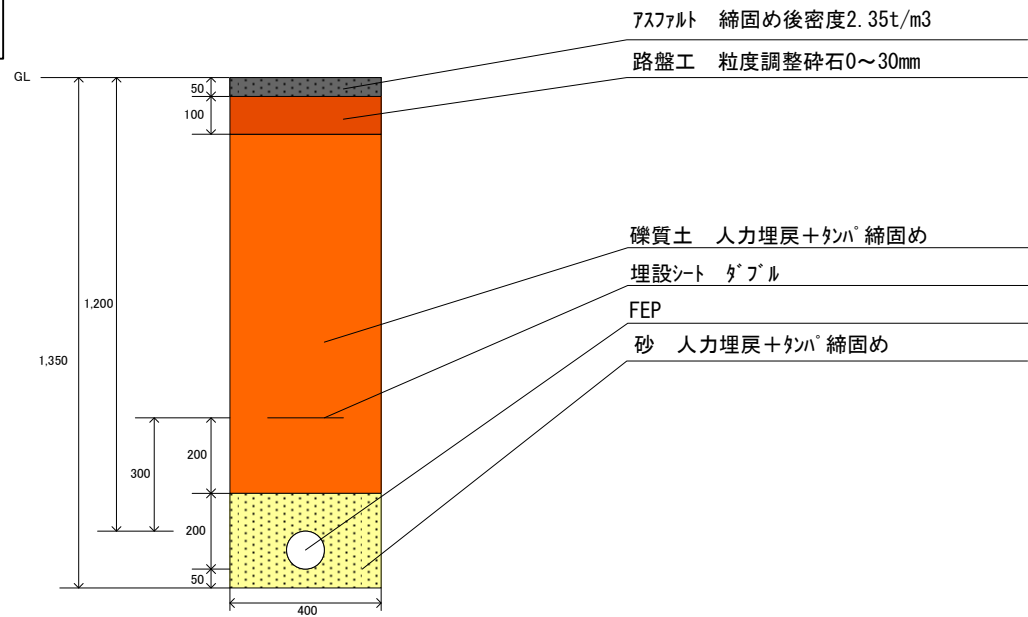


ハンドホール・地中電線管路工法図

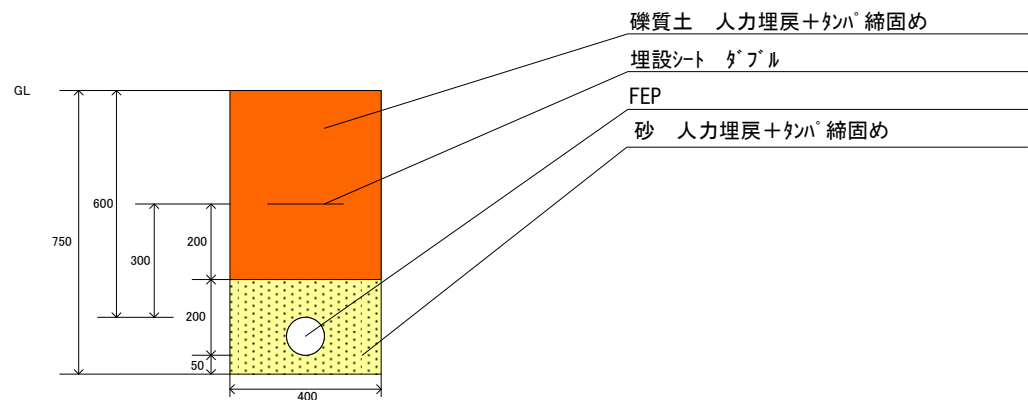
地下配管基礎(地下型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

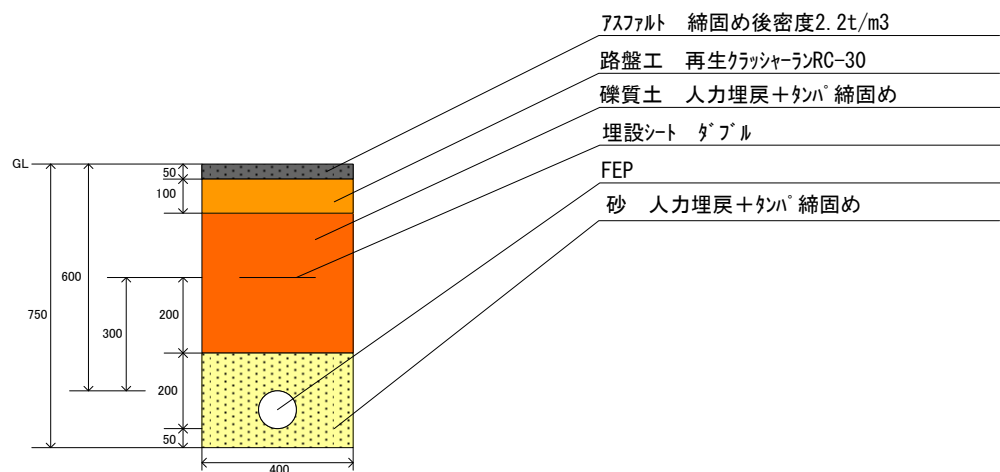
地下-A 舗装(車道・路肩)



地下-B 土中



地下-C 舗装(歩道)

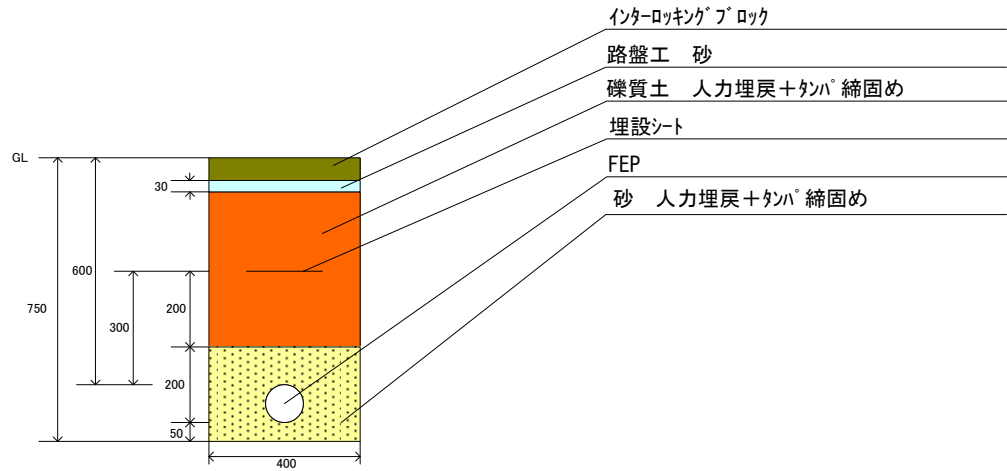


ハンドホール・地中電線管路工法図

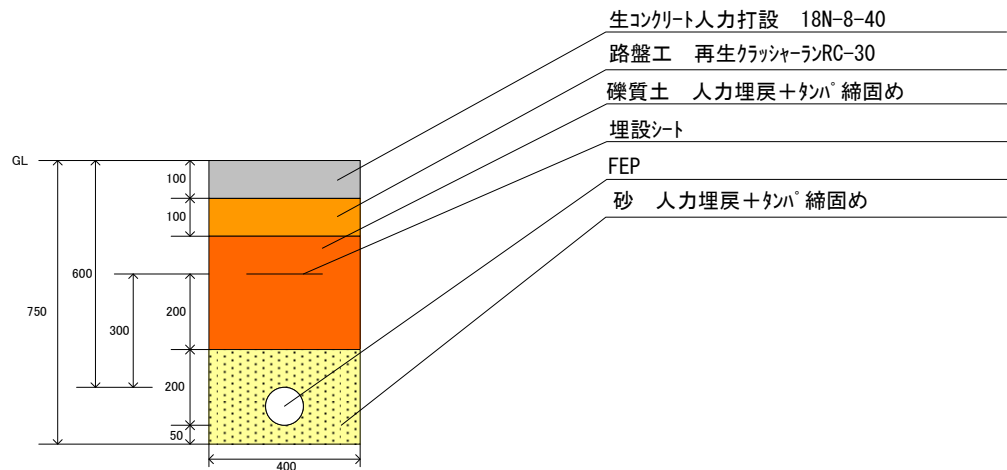
地下配管基礎(地下型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

地下-D
インターロッキング



地下-E
コンクリート



信号専用柱基礎撤去工法図

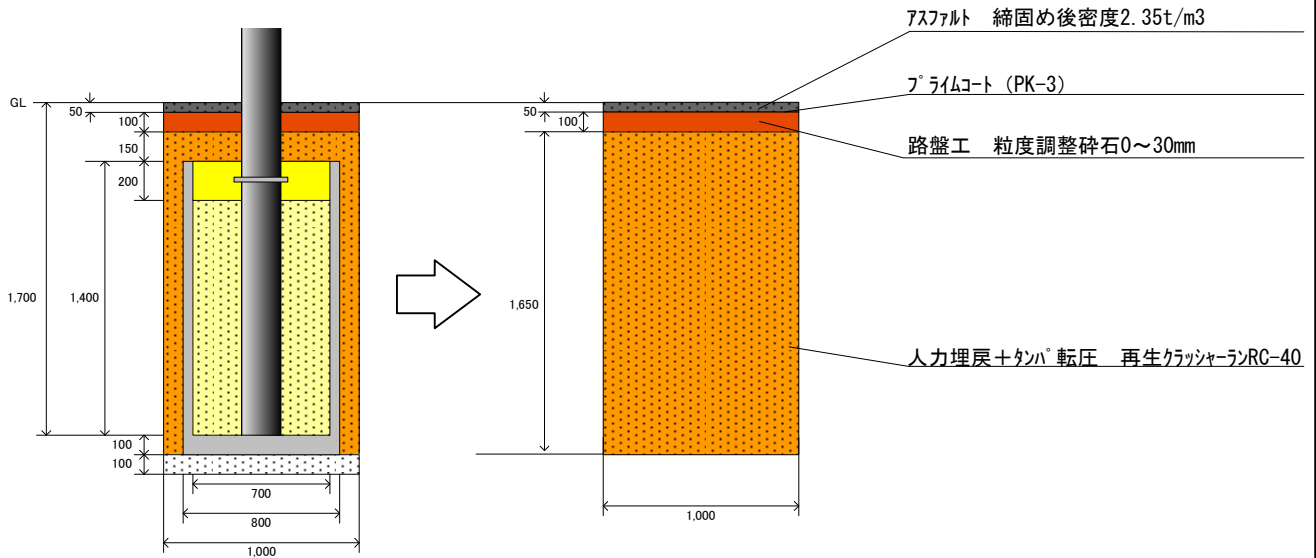
ヒューム管基礎(1型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-A
舗装

【撤去基礎】

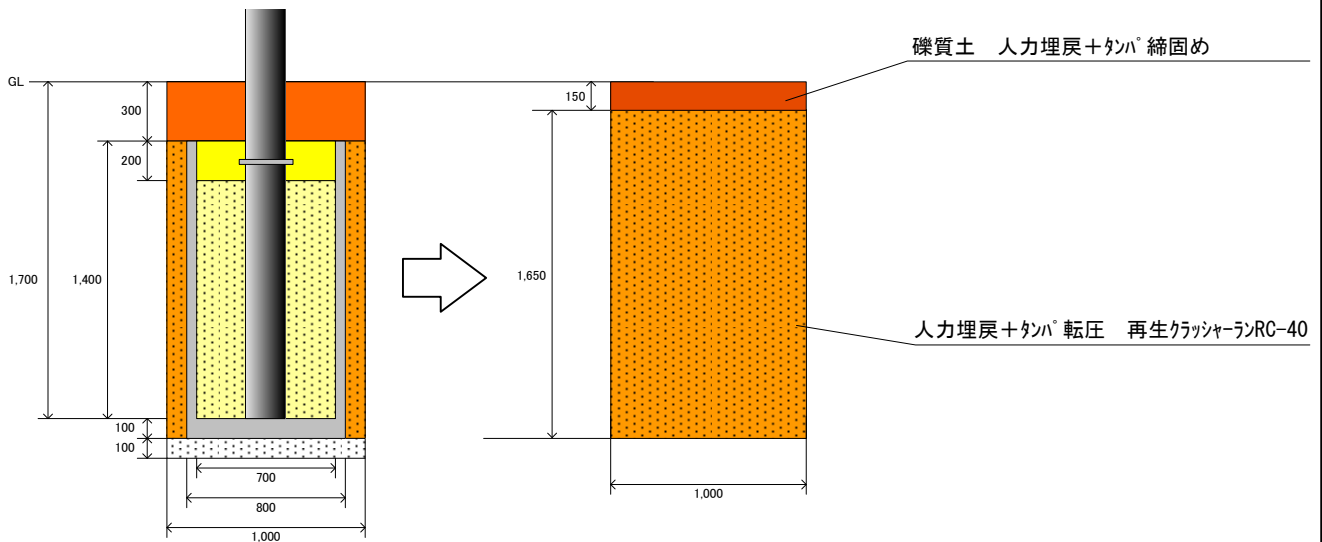
【埋戻し】



1-B
土中

【撤去基礎】

【埋戻し】



信号専用柱基礎撤去工法図

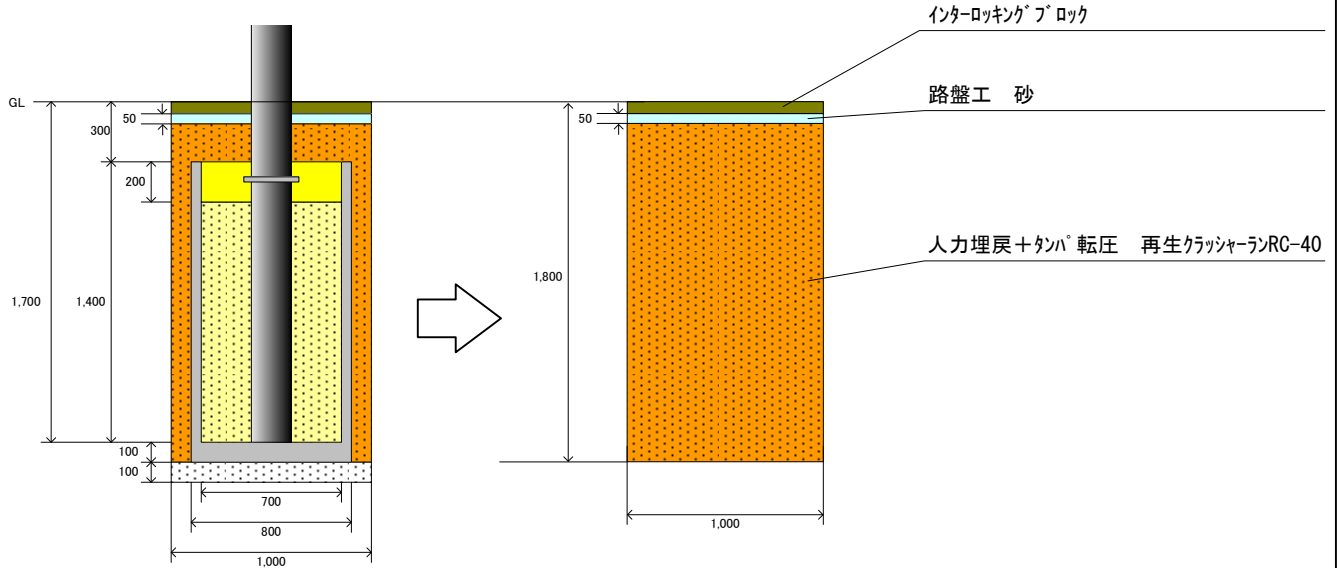
ヒューム管基礎(1型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

1-D
インターロッキング

【撤去基礎】

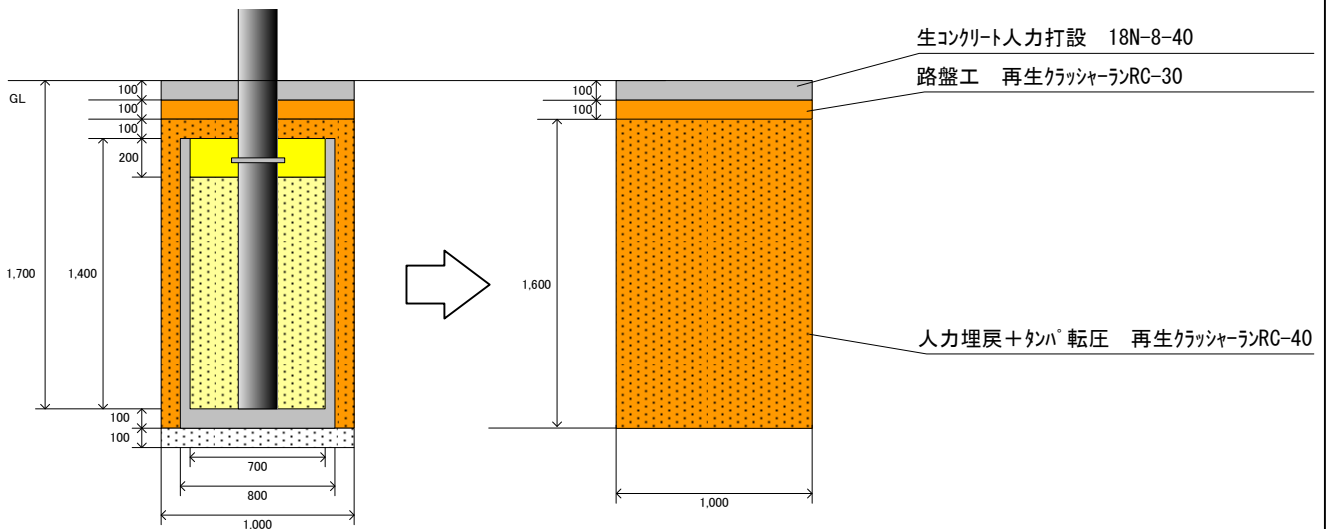
【埋戻し】



1-E
コンクリート

【撤去基礎】

【埋戻し】



信号専用柱基礎撤去工法図

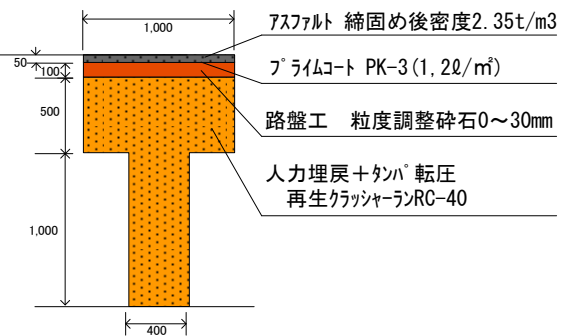
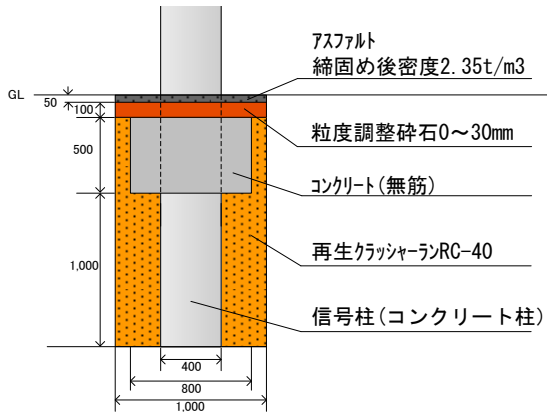
コンクリート根巻き基礎(C型)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

C-A
舗装

【撤去基礎】

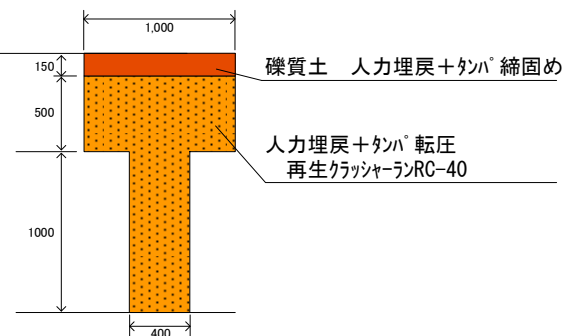
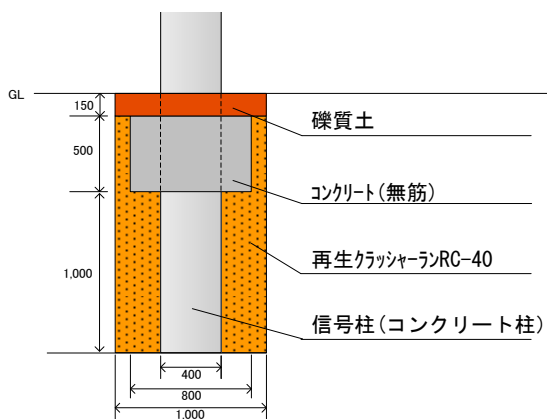
【埋戻し】



C-B
土中

【撤去基礎】

【埋戻し】



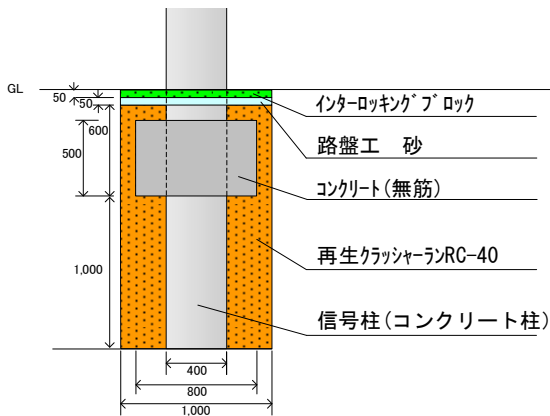
信号専用柱基礎撤去工法図

コンクリート根巻き基礎（C型）

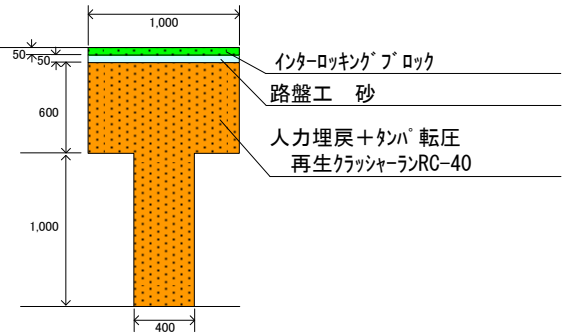
縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

C-D インターロッキング

【撤去基礎】

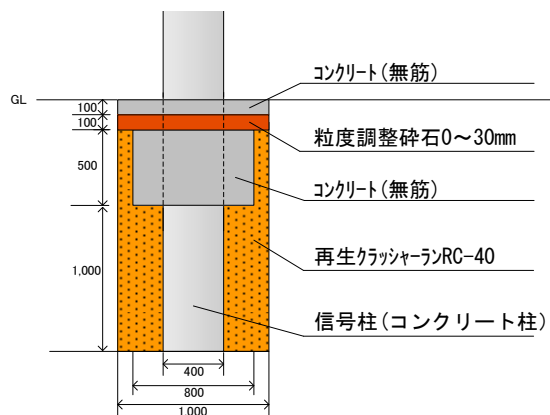


【埋戻し】

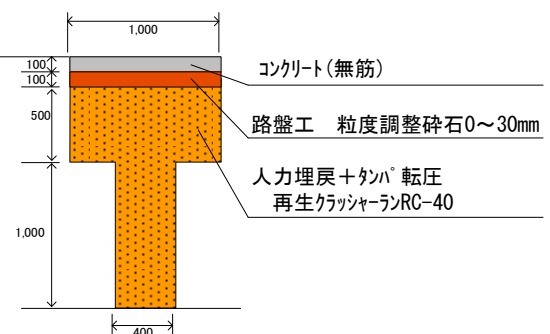


C-E コンクリート

【撤去基礎】



【埋戻し】



信号専用柱基礎撤去工法図

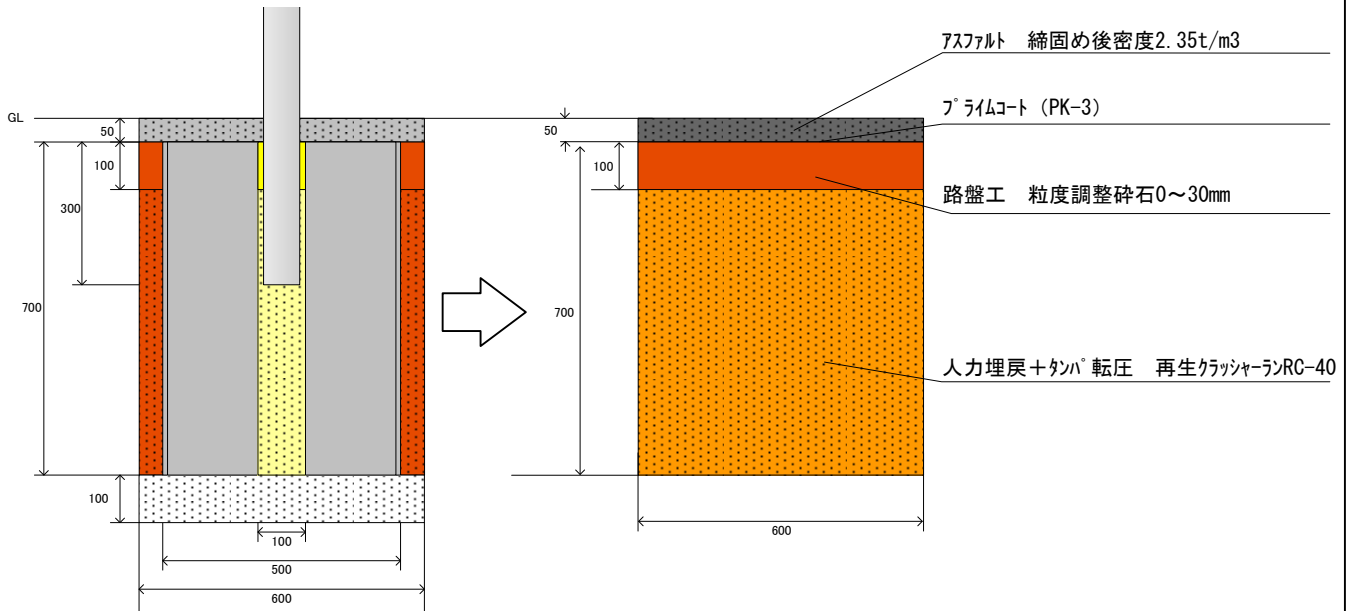
押ボタン柱基礎(8型)
(76.3φ×5.5m以下の鋼管柱に使用)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

8-A
舗装

【撤去基礎】

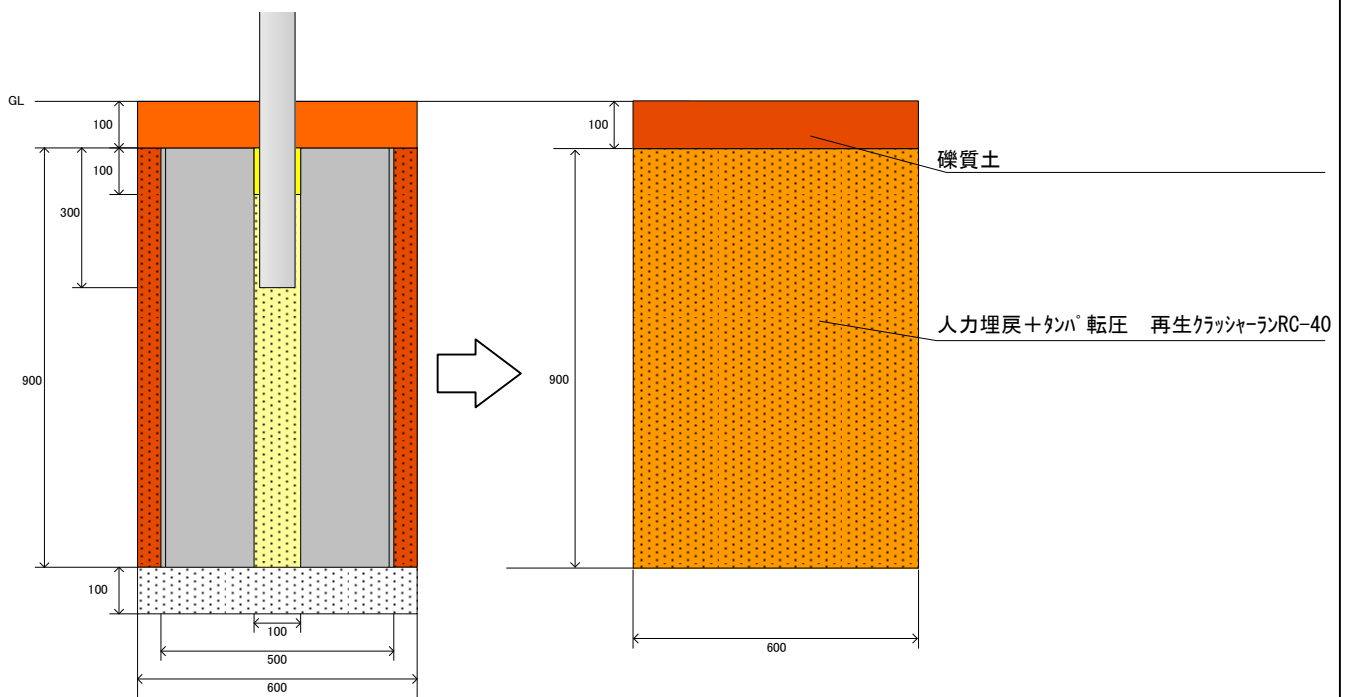
【埋戻し】



8-B
土中

【撤去基礎】

【埋戻し】



信号専用柱基礎撤去工法図

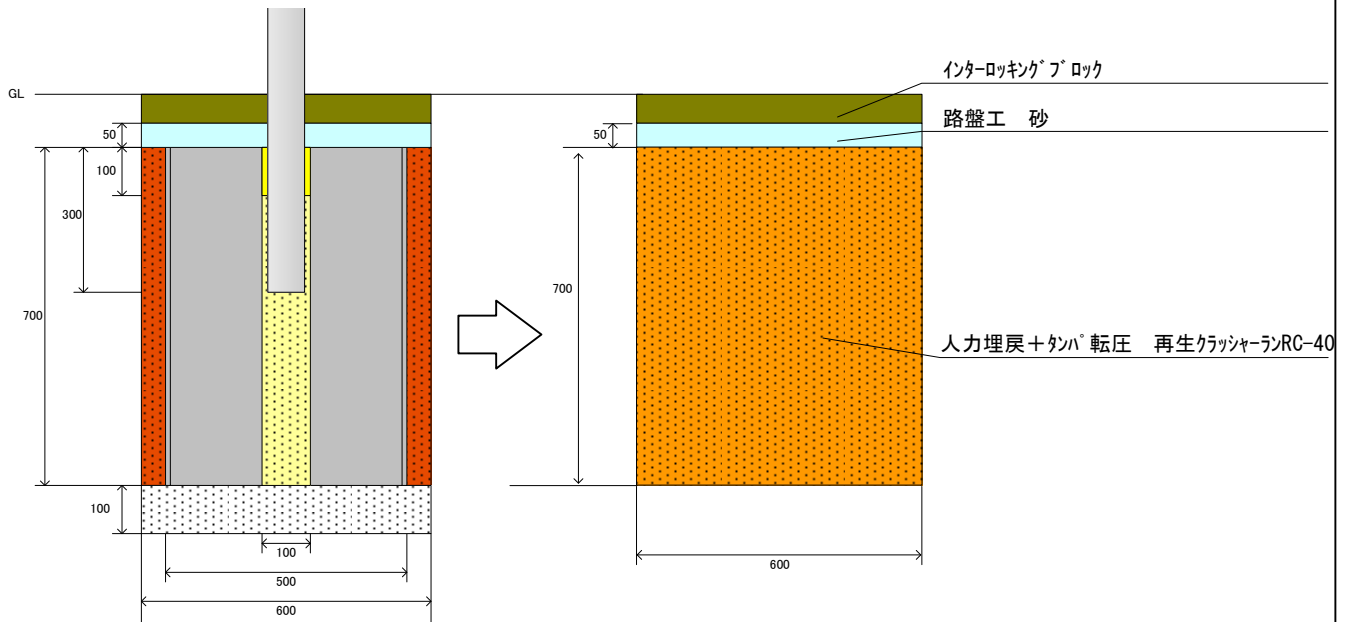
押ボタン柱基礎(8型)
(76.3φ×5.5m以下の鋼管柱に使用)

縁石の撤再がある場合
〇〇・BL とする

8-D
インターロッキング

【撤去基礎】

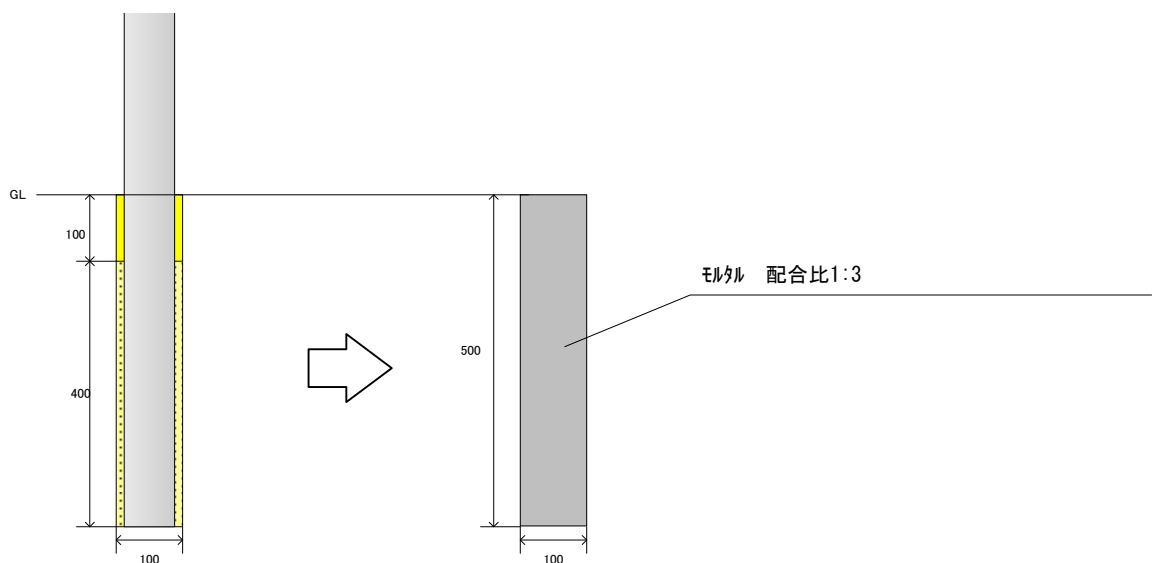
【埋戻し】



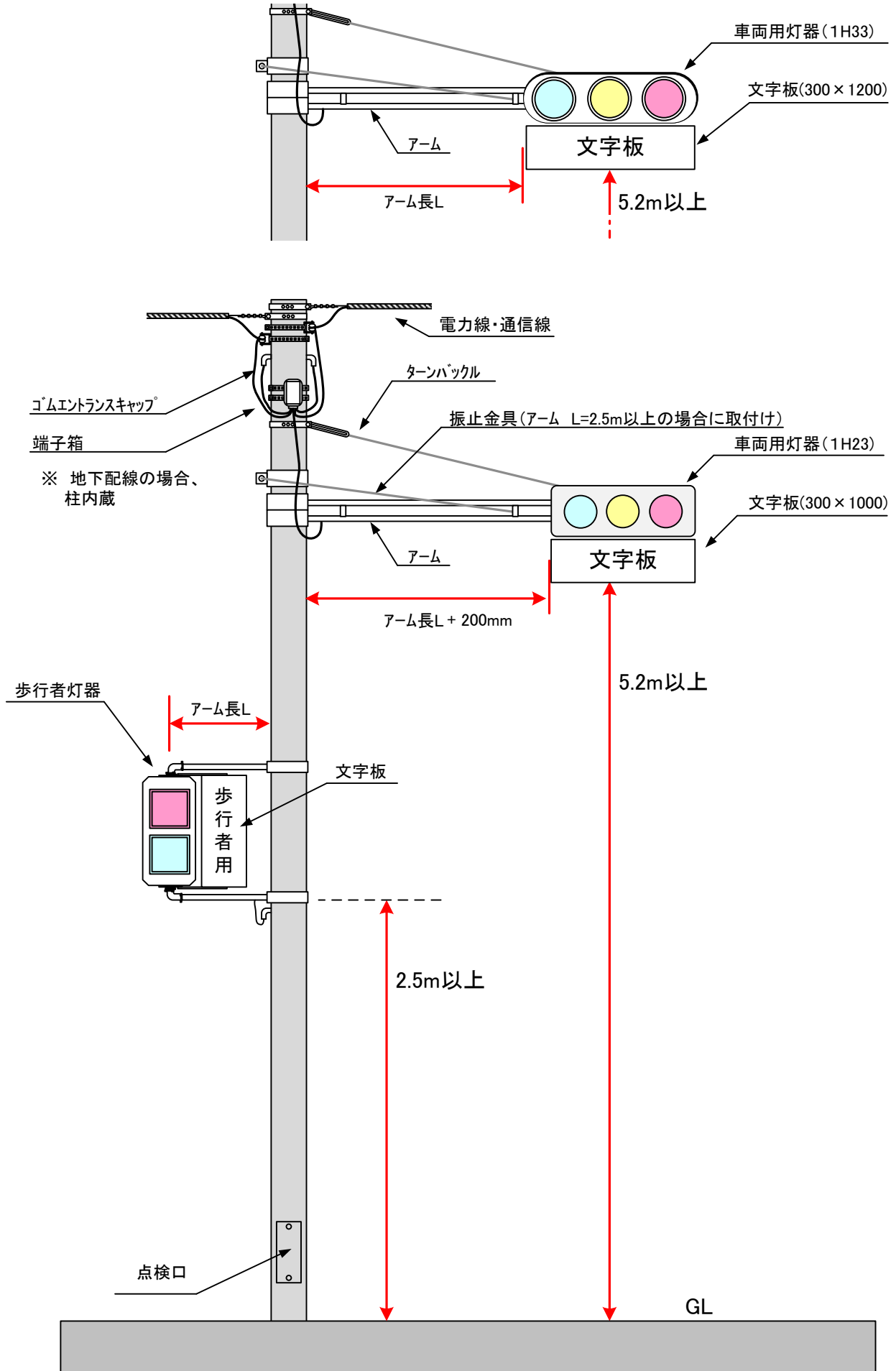
8-E
コンクリート穴くり

【撤去基礎】

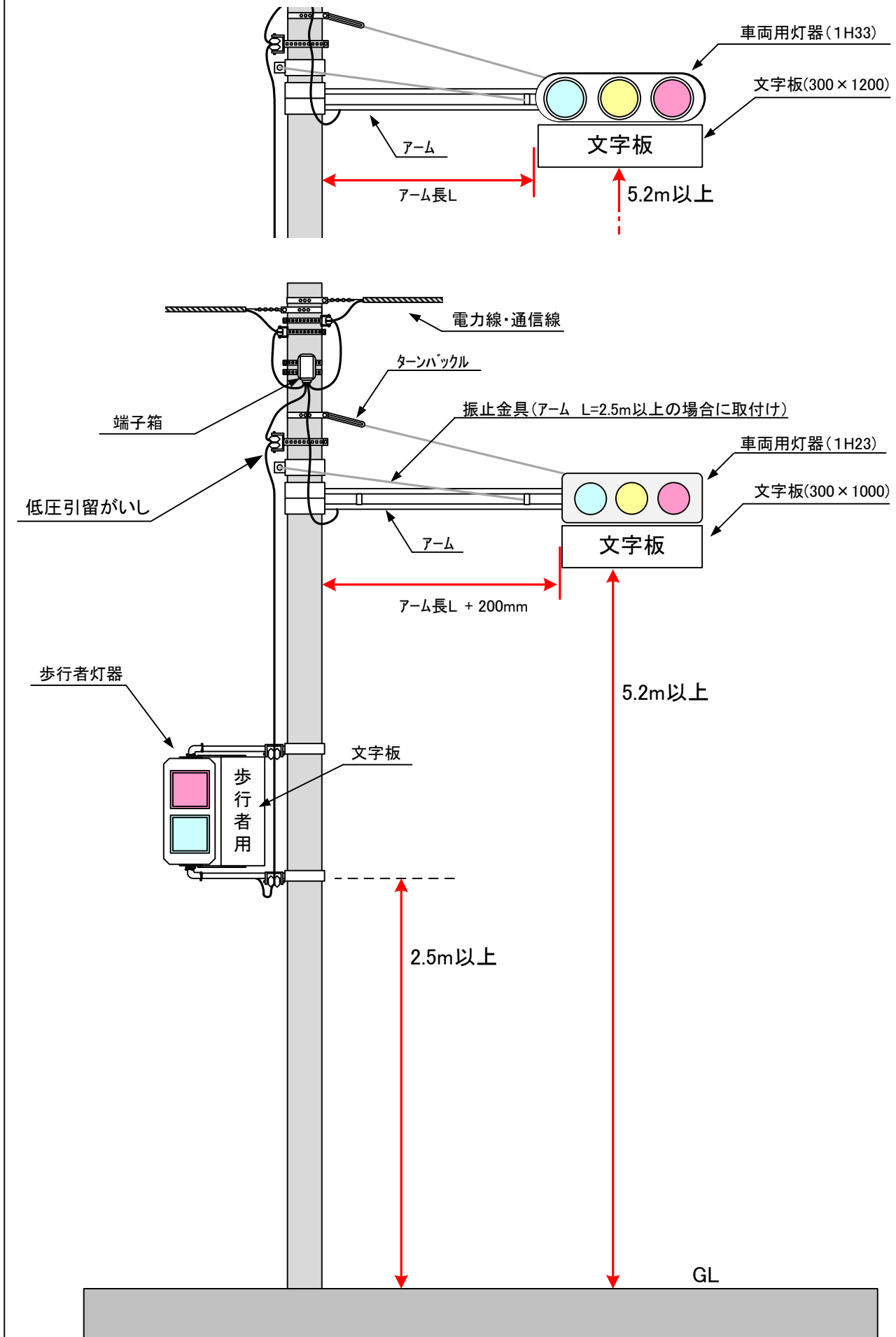
【埋戻し】



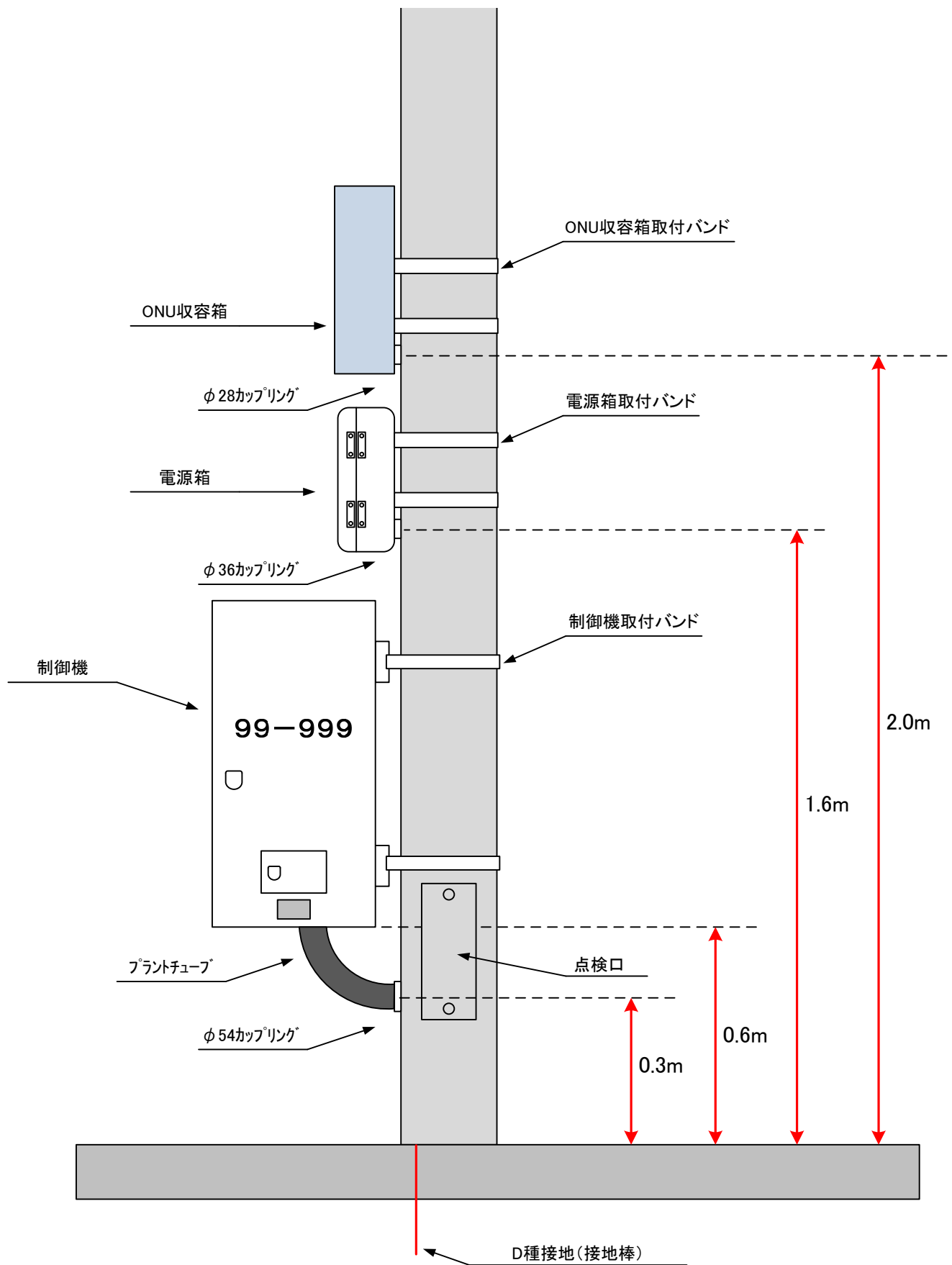
信号灯器等装柱工法図(内通配線)



信号灯器等装柱工法図(外通し配線)

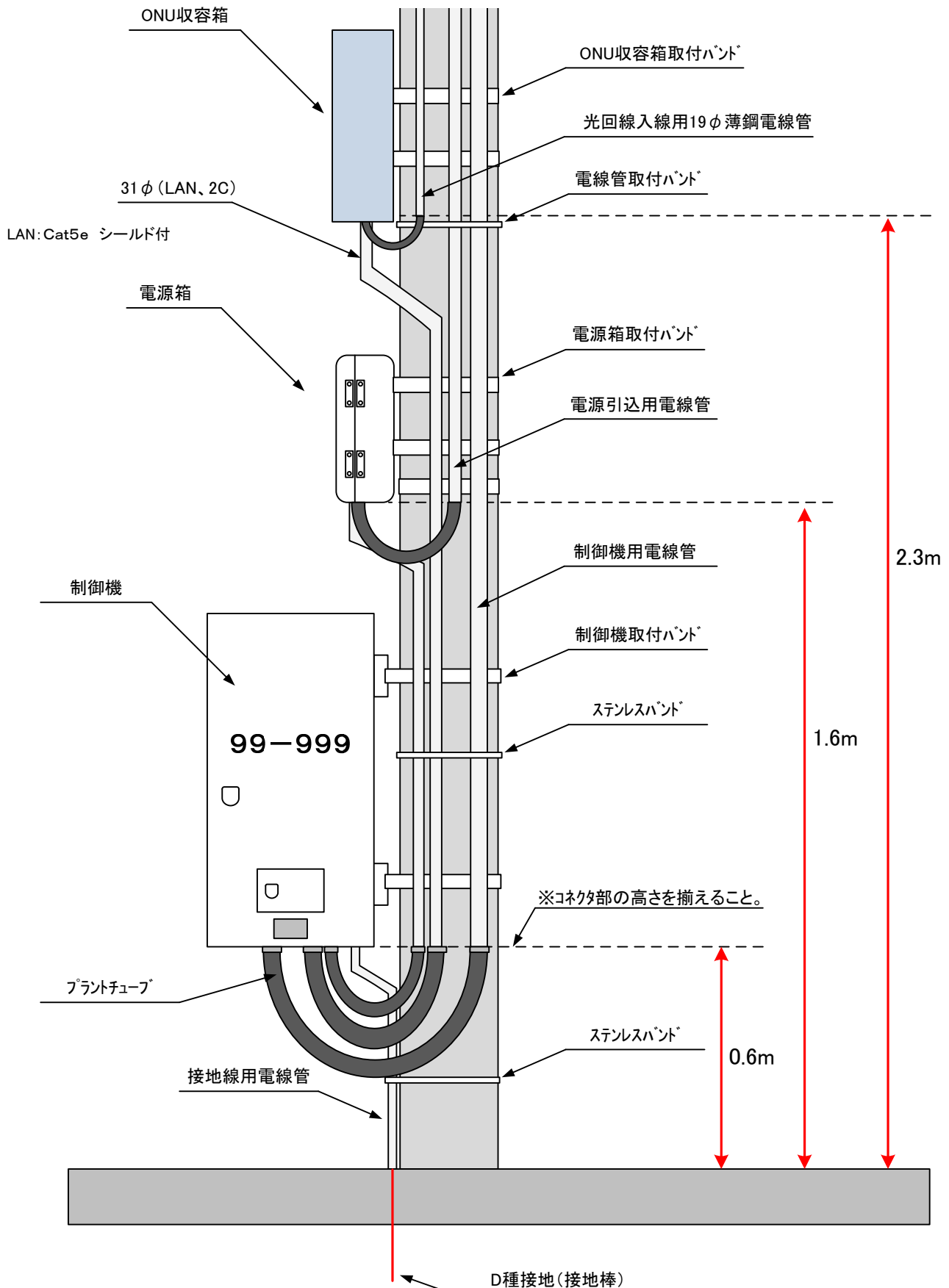


制御機等取付工法図(内通配線)



※ ONU 収容箱、電源箱をステンレスバンドで取り付けないこと

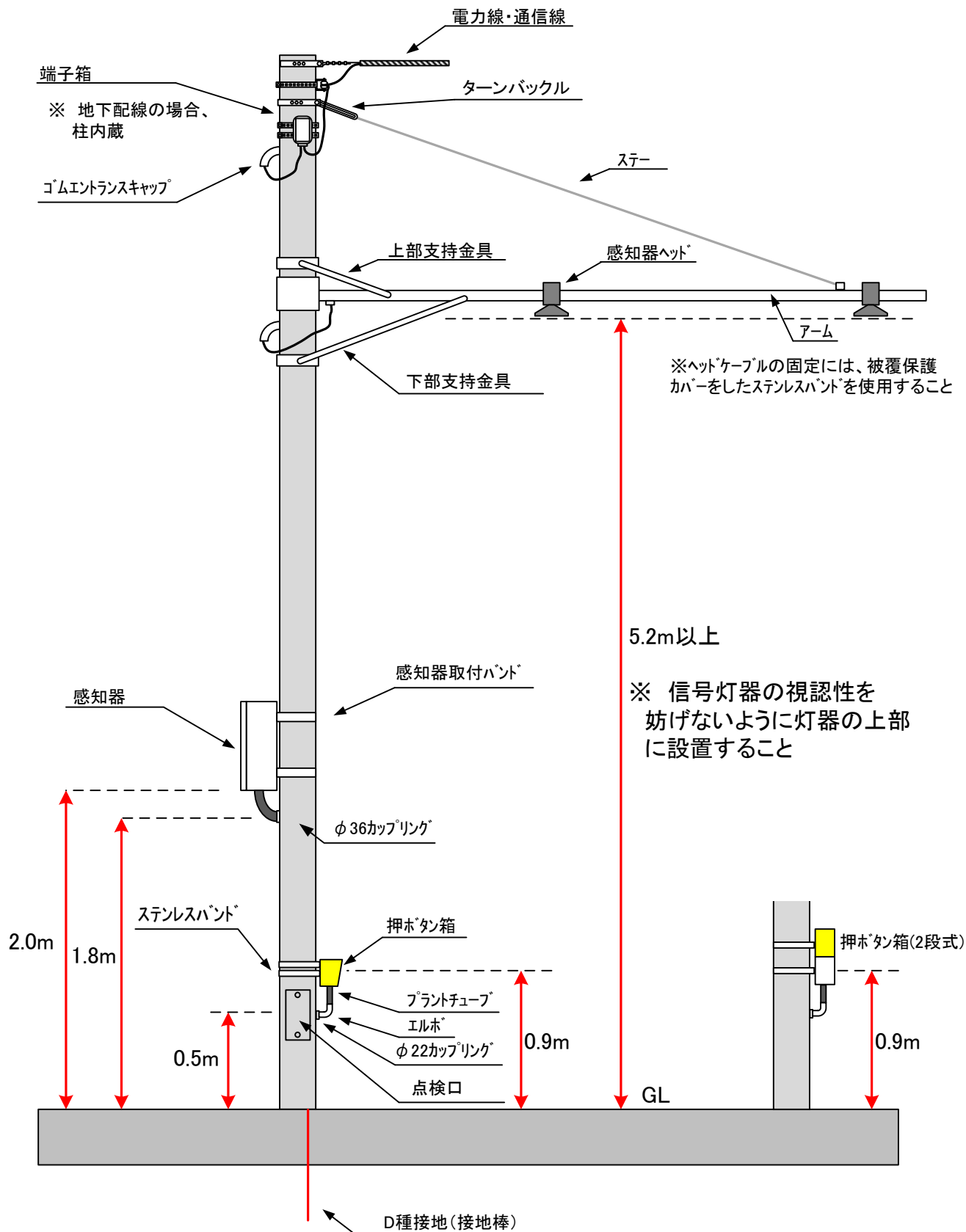
制御機等取付工法図(外通し配線)



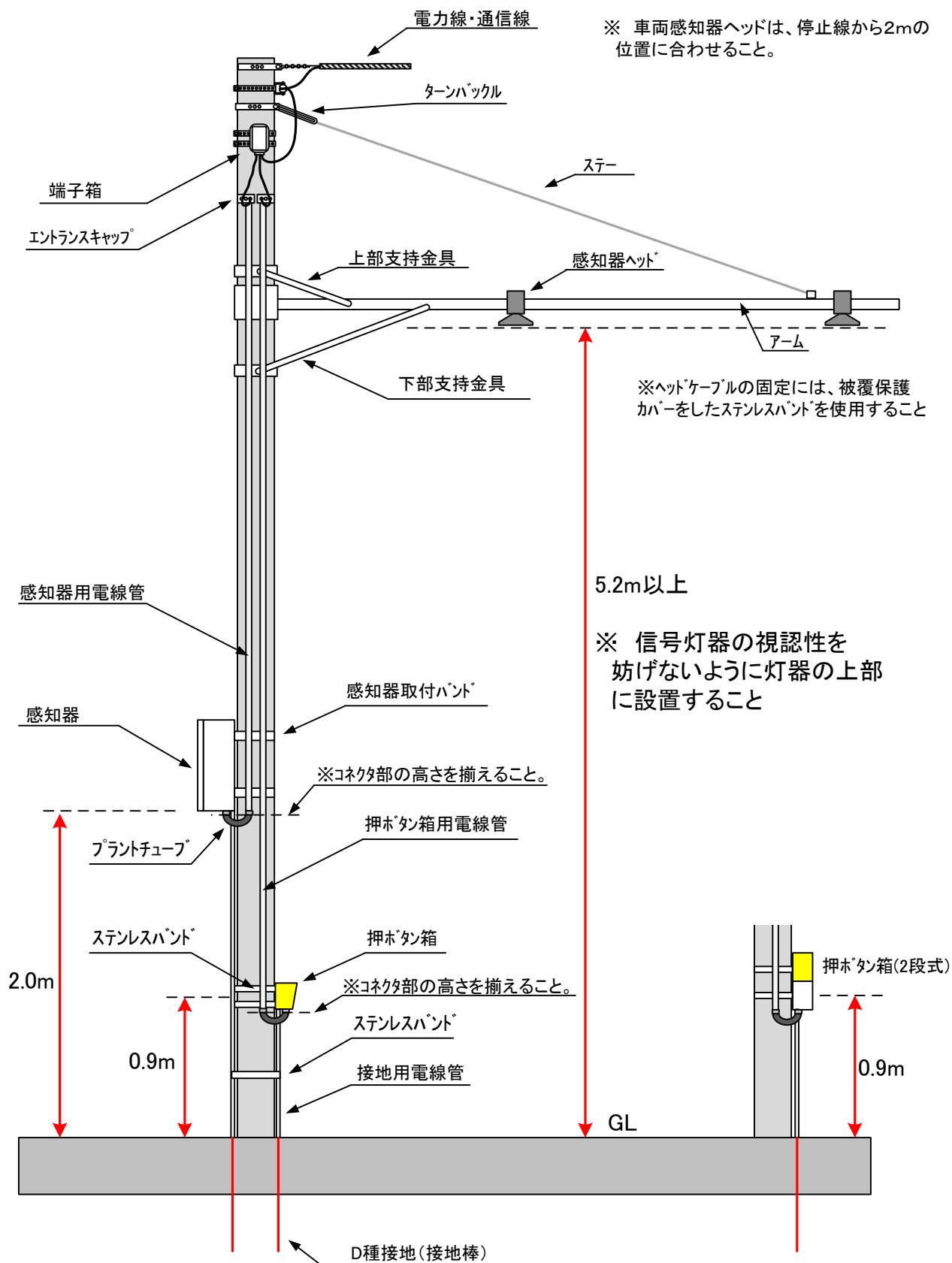
- ※ ステンレスバンドによる配管の取付は、リングサドル(SFW)を使用すること
- ※ プラントチューブの下部に水抜き穴を設けること(ケーブルを入線する前に行うこと)
- ※ 地際でアース線がむき出しにならないこと
- ※ ONU収容箱、電源箱をステンレスバンドで取り付けないこと
- ※ プラントチューブとの接続部付近の電線管を柱から外側に向けて曲げ加工を行わないこと

感知器等装柱工法図(内通配線)

※ 車両感知器ヘッドは、停止線から2mの位置に合わせること。

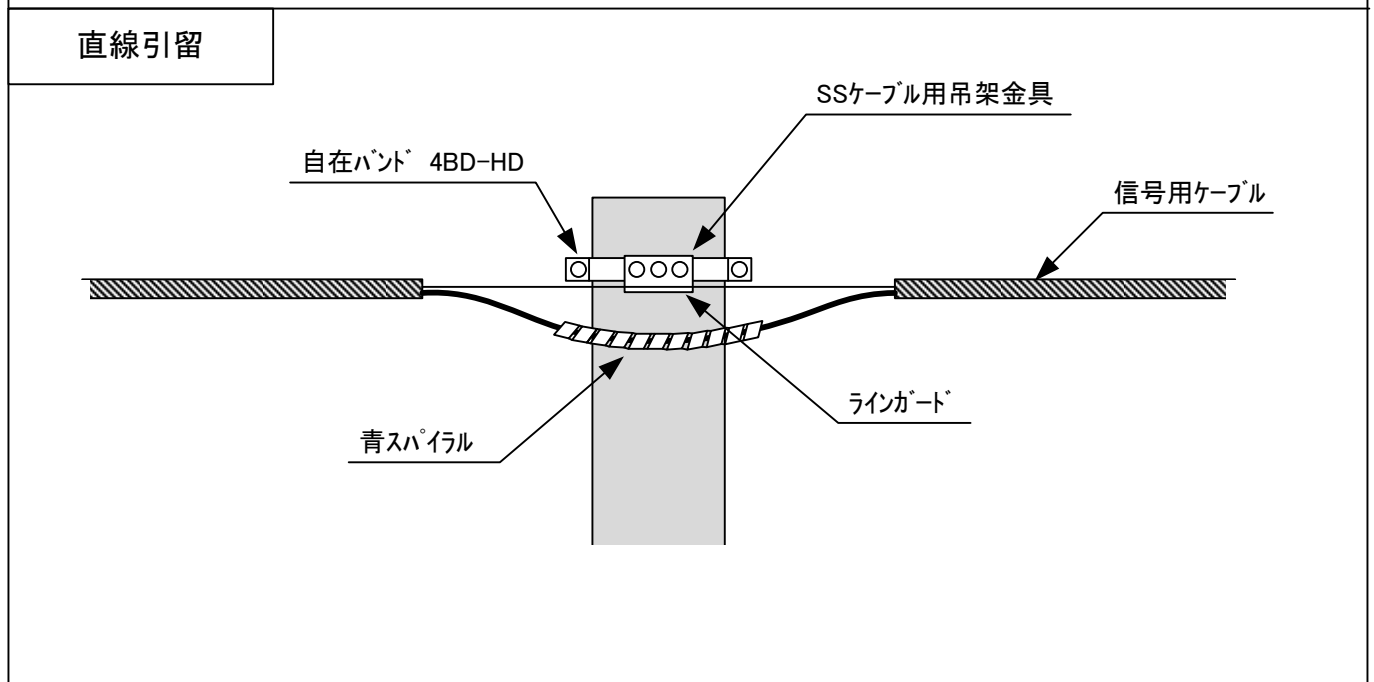
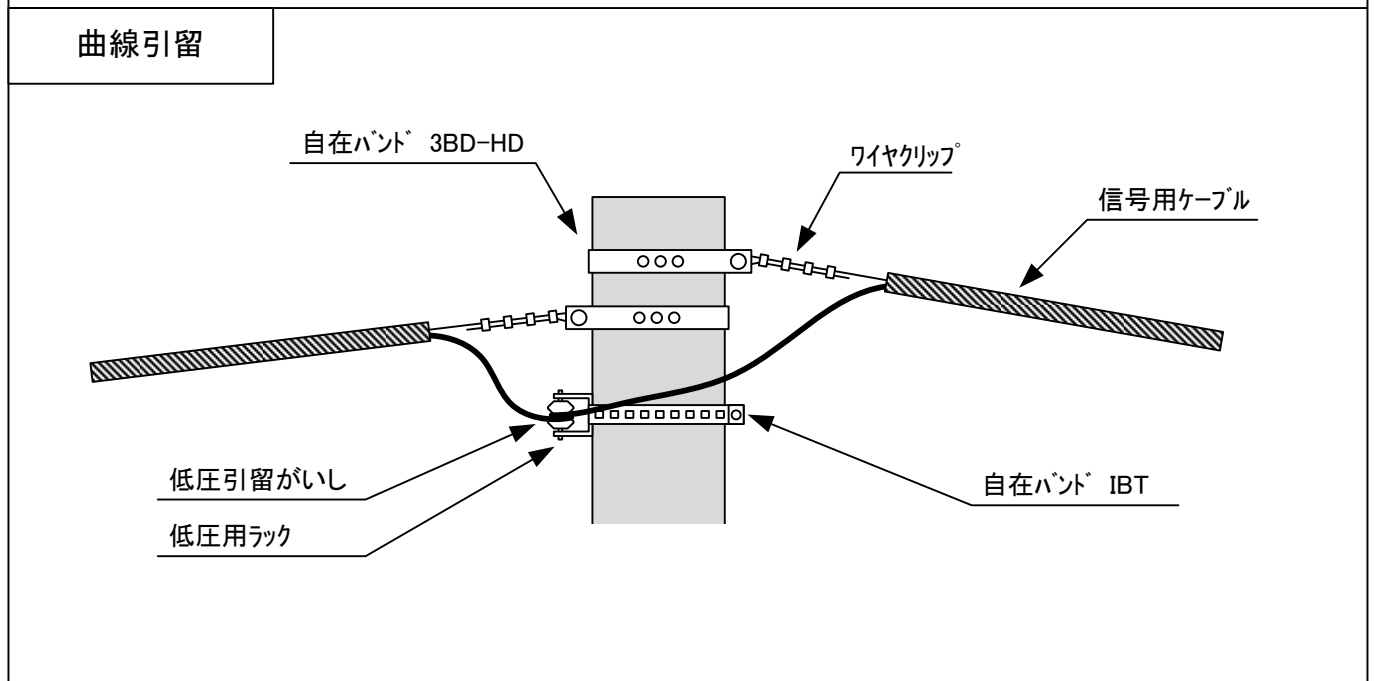
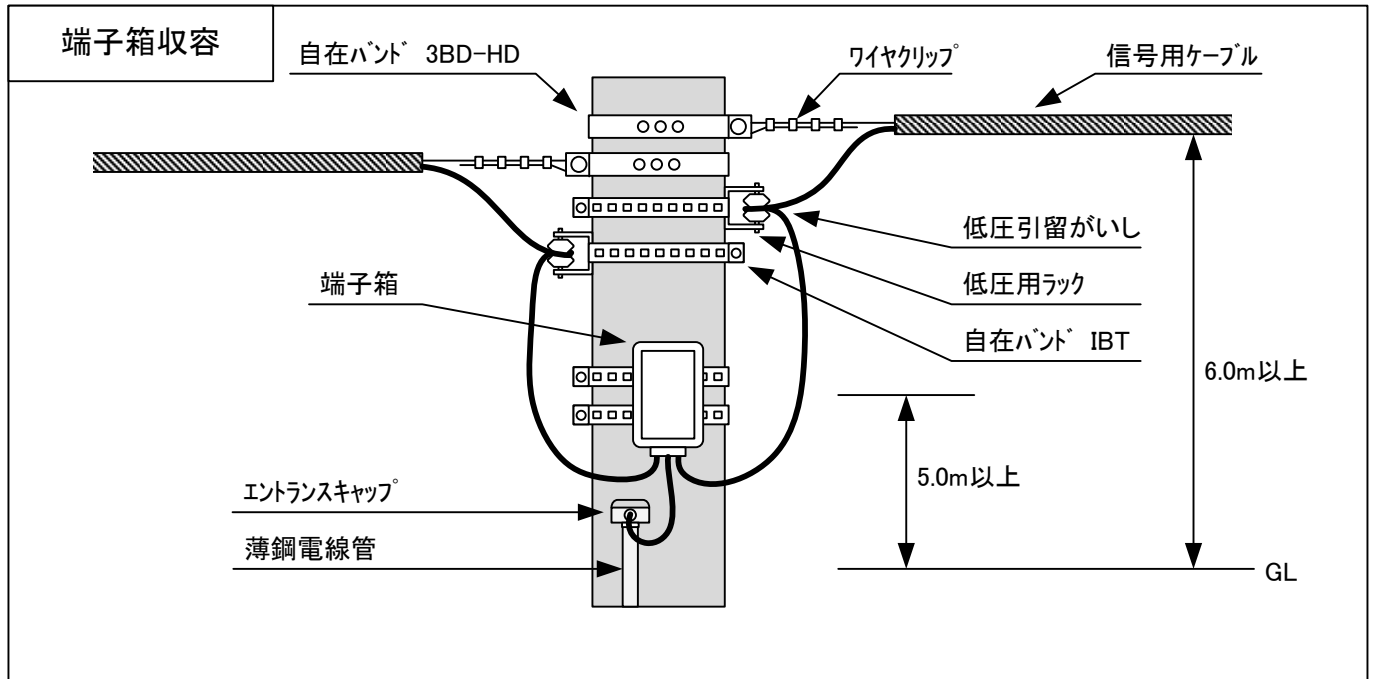


感知器等装柱工法図(外通し配線)

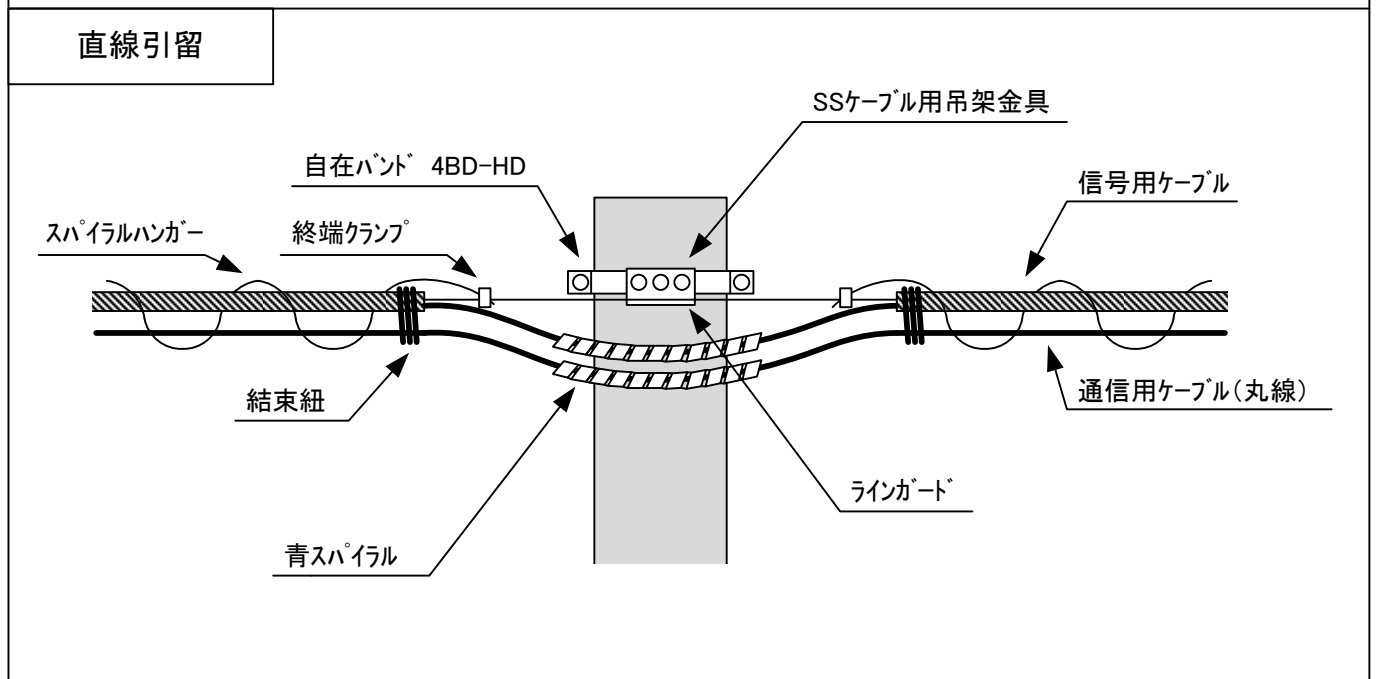
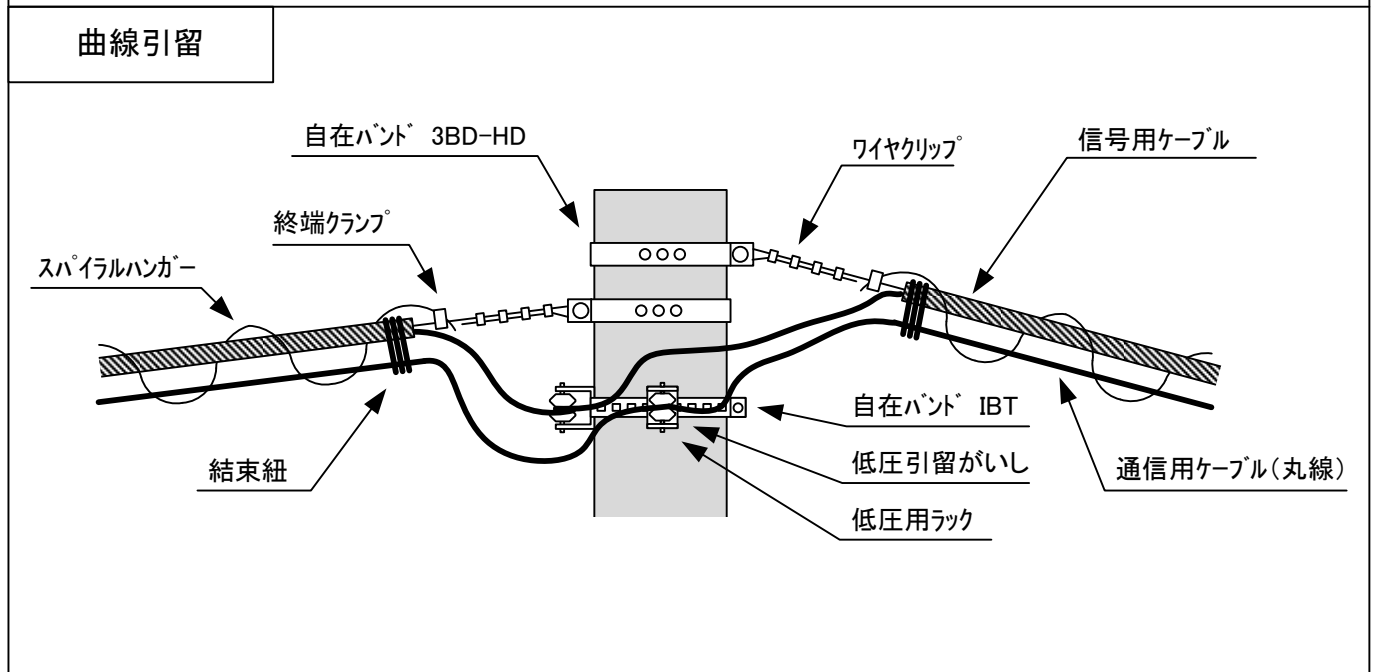
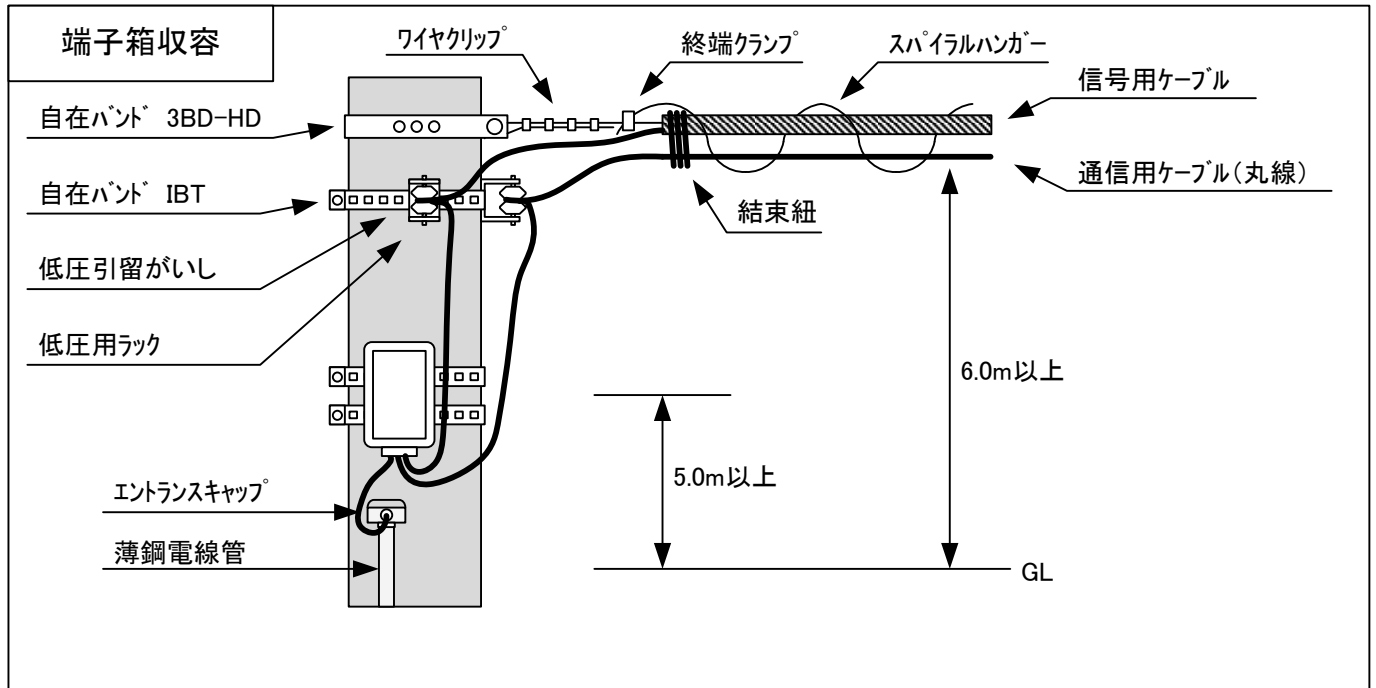


- ※ ステンレスバンドによる配管の取付は、リングサドル(SFW)を使用すること
- ※ プラントチューブの下部に水抜き穴を設けること(ケーブルを入線する前に行うこと)
- ※ 感知器のシールド線を切断しないこと
- ※ 感知器アーム、ヘッドが信号灯器の前方に位置する場合は、取り付け位置を信号灯器より高くする等により、信号灯器の視認性を確保すること。
- ※ 地際でアース線がむき出しにならないこと
- ※ プラントチューブとの接続部付近の電線管を柱から外側に向けて曲げ加工を行わないこと

架空配線工法図(警察柱)



架空配線(2条以上)工法図(警察柱)



架空配線工法図(中電・NTT柱)

端子箱収容

自在バンド 3BD-HD
※ケーブルが2方向の場合
簡易引留金物 PE1BDを使用

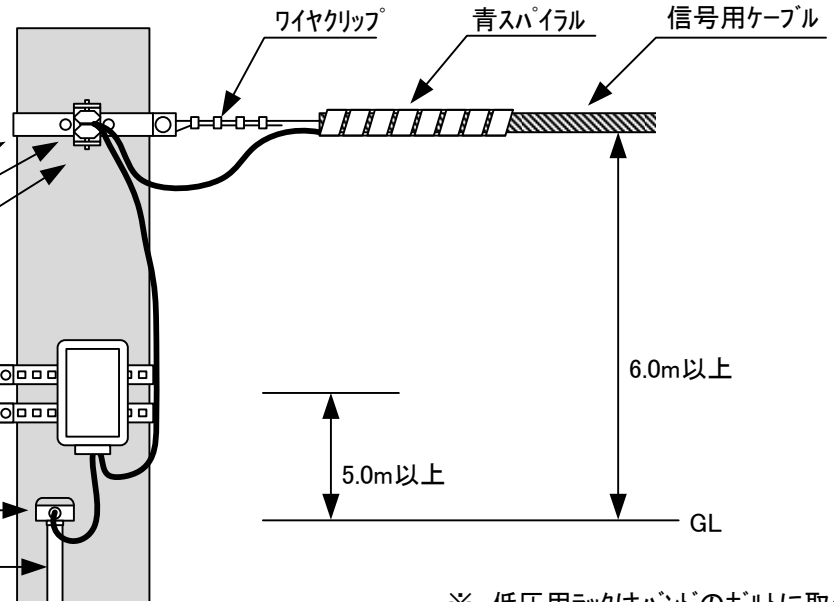
低圧引留がいし

低圧用ラック

端子箱

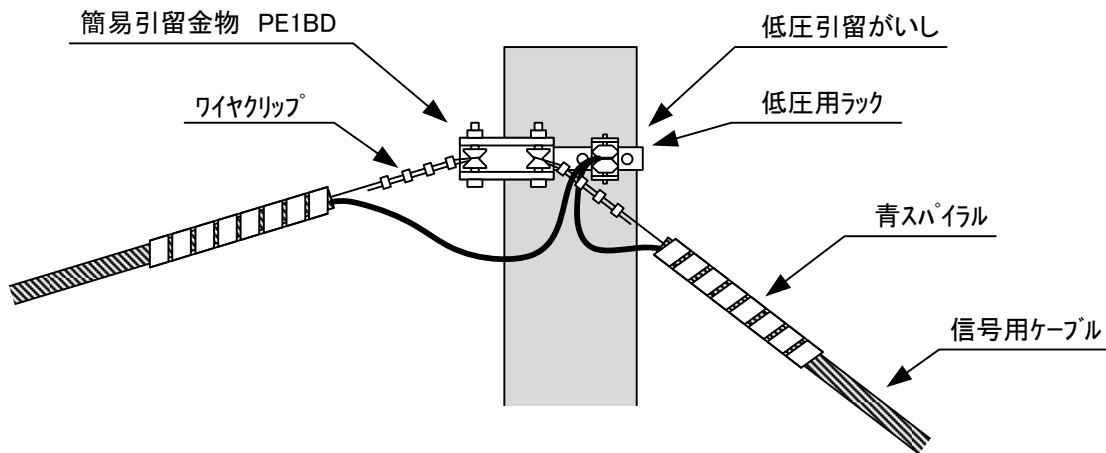
エントランスキャップ

薄鋼電線管



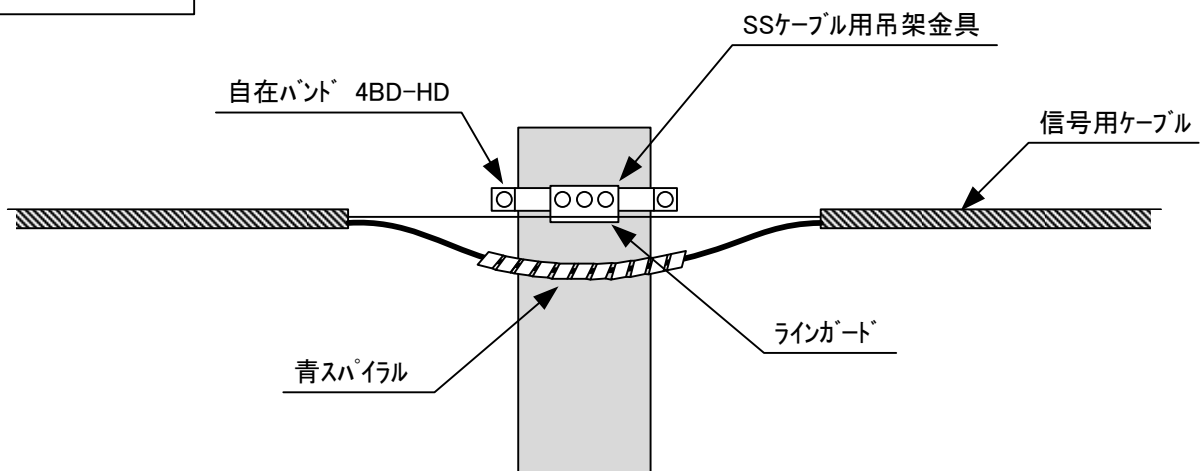
※ 低圧用ラックはバンドのホルルトに取付

曲線引留

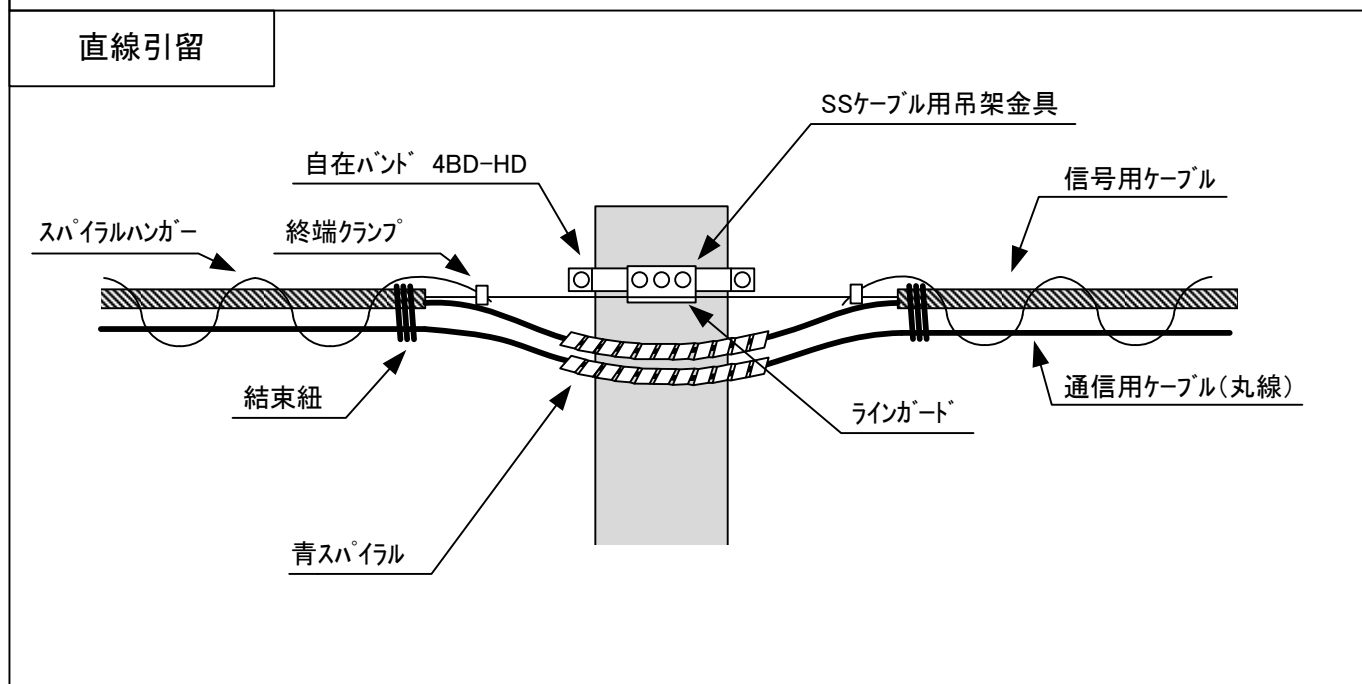
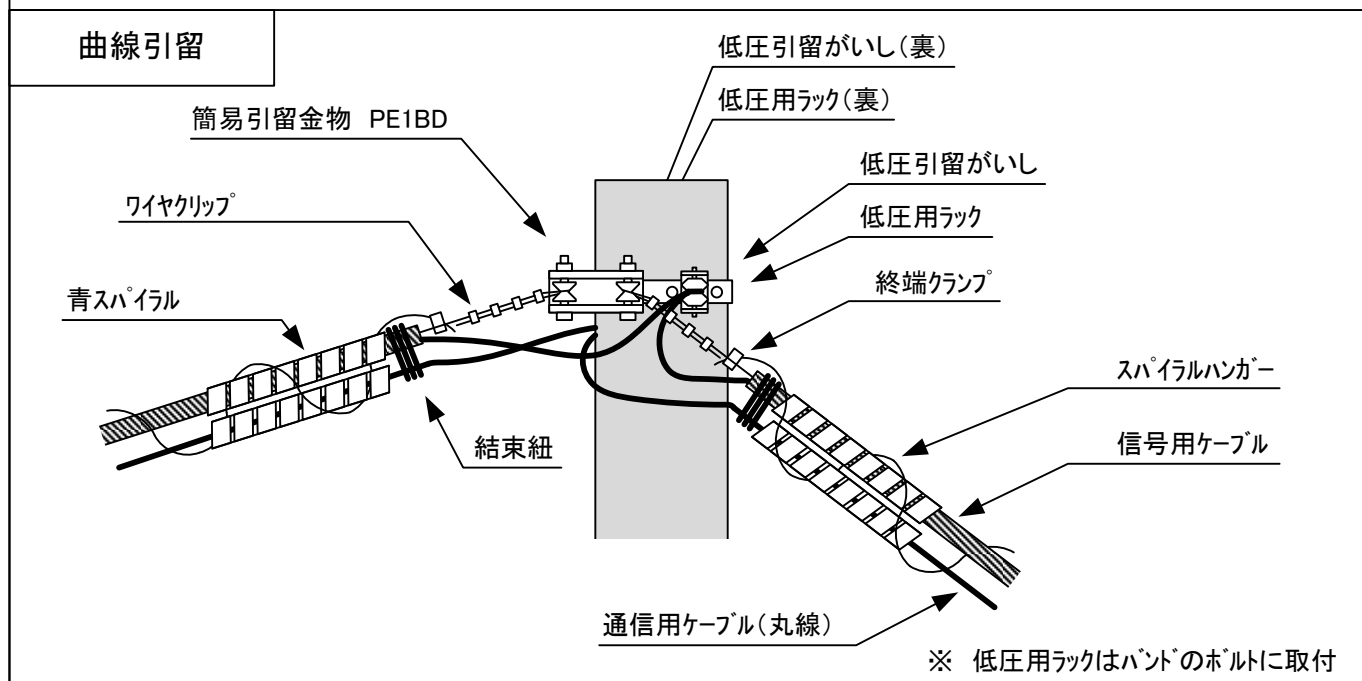
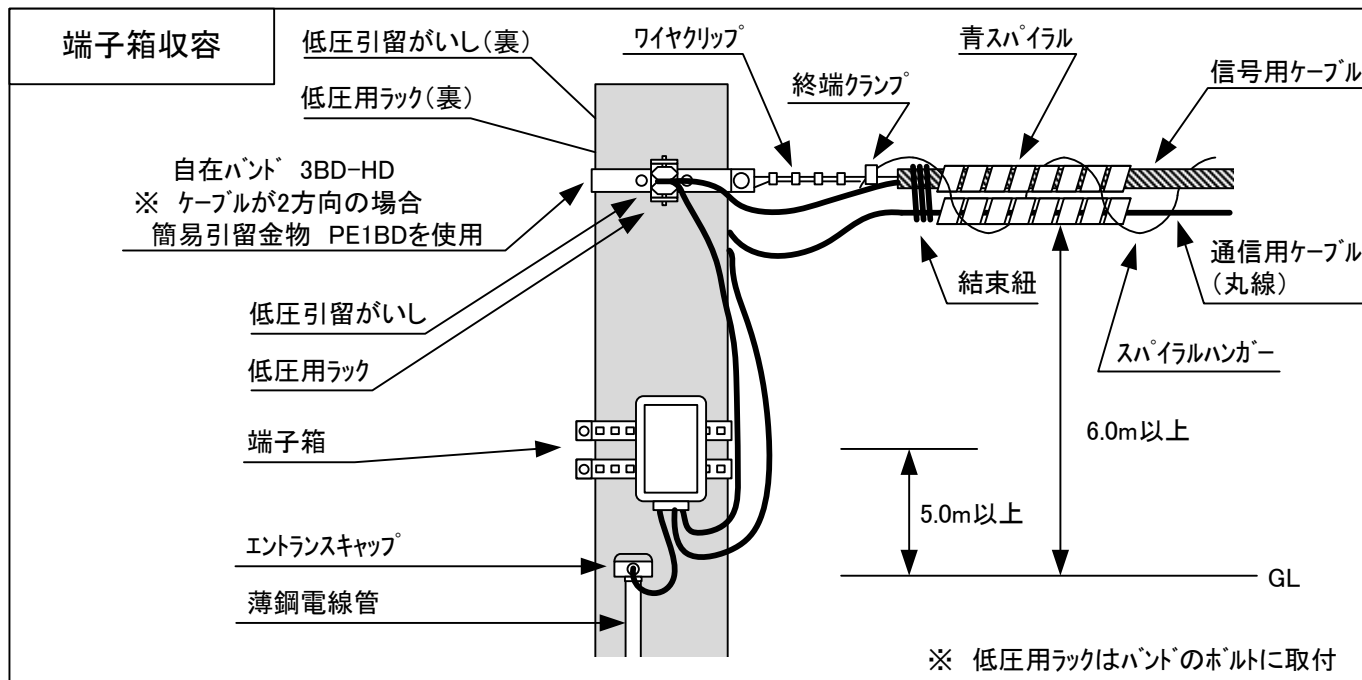


※ 低圧用ラックはバンドのホルルトに取付

直線引留

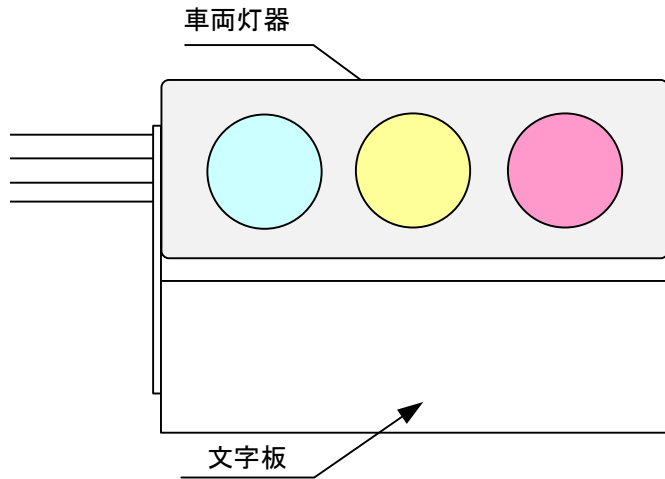


架空配線(2条以上)工法図(中電・NTT柱)



文字板取付工法図

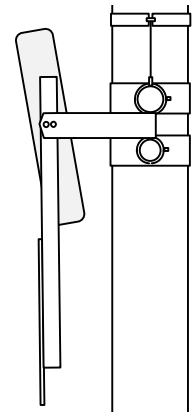
車両灯器用



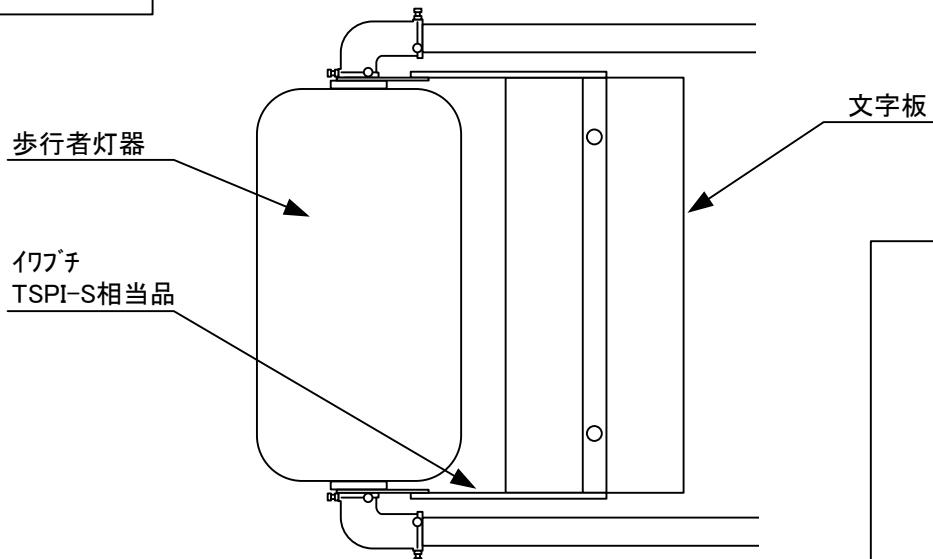
※ 文字板取付金具は、車両用灯器に直接取り付けること。

横から見た図

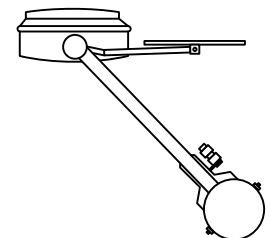
車両用灯器に取付け



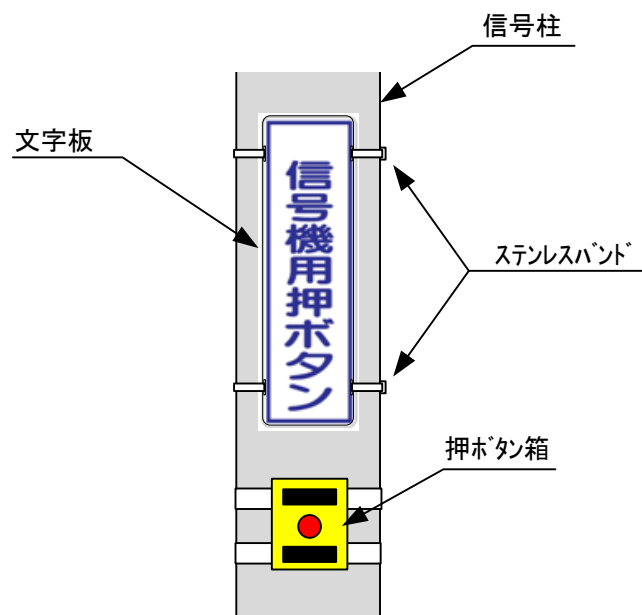
歩行者灯器用



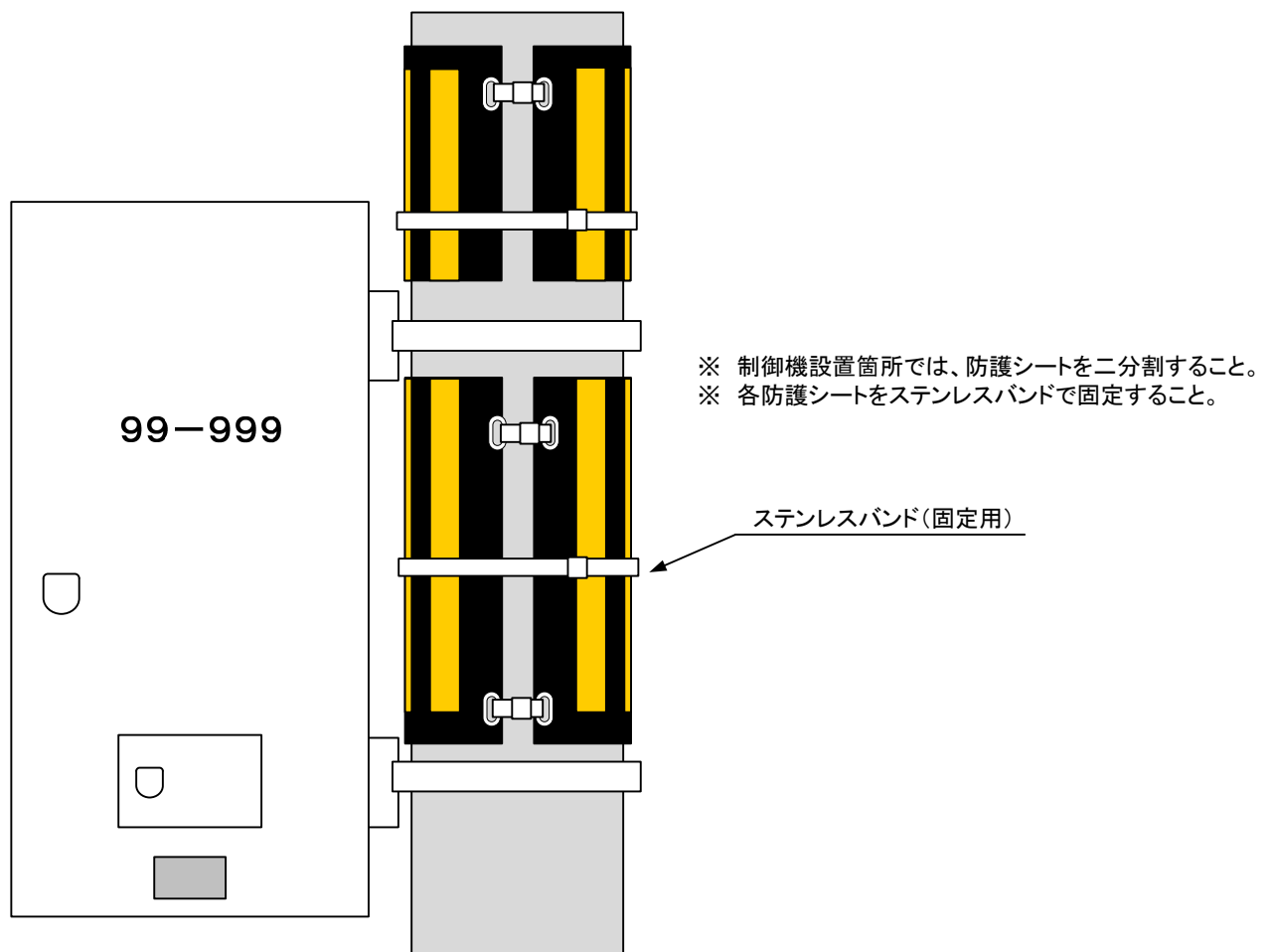
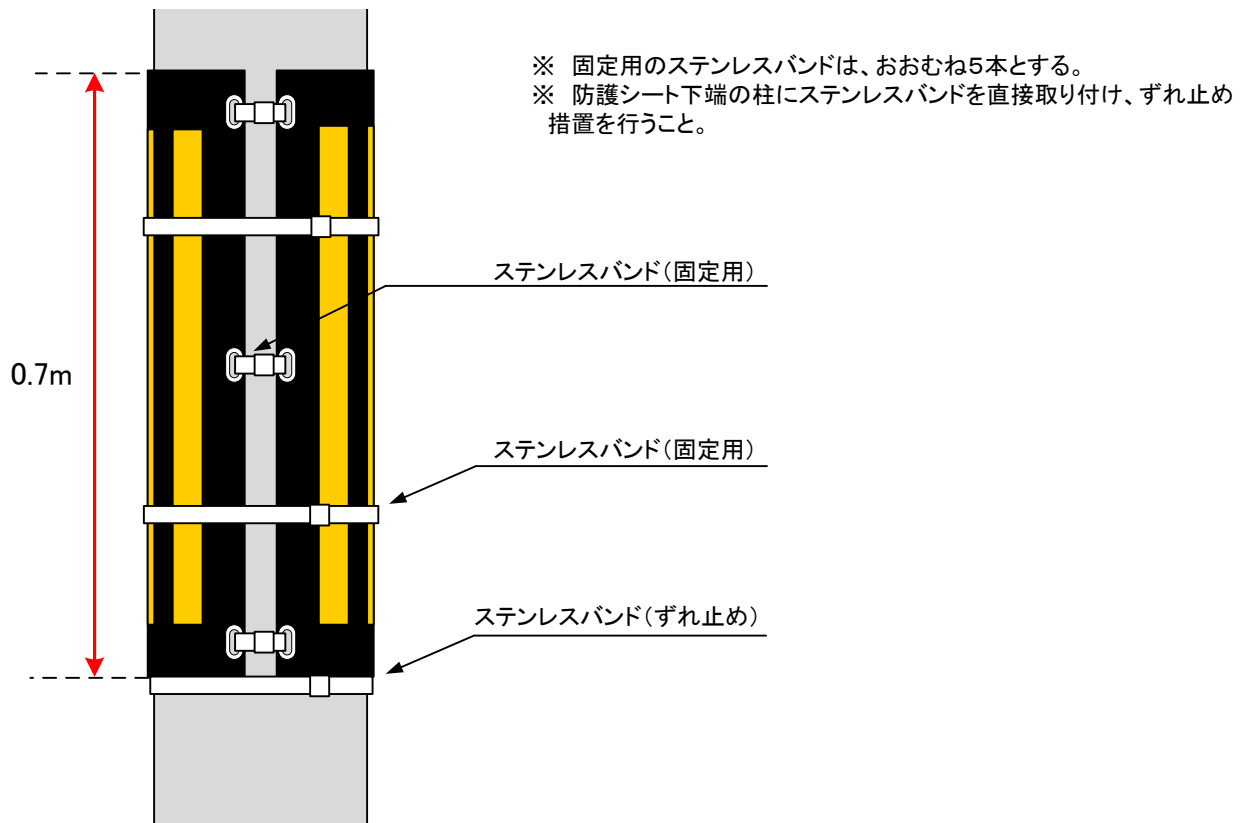
上から見た図



押ボタン箱用

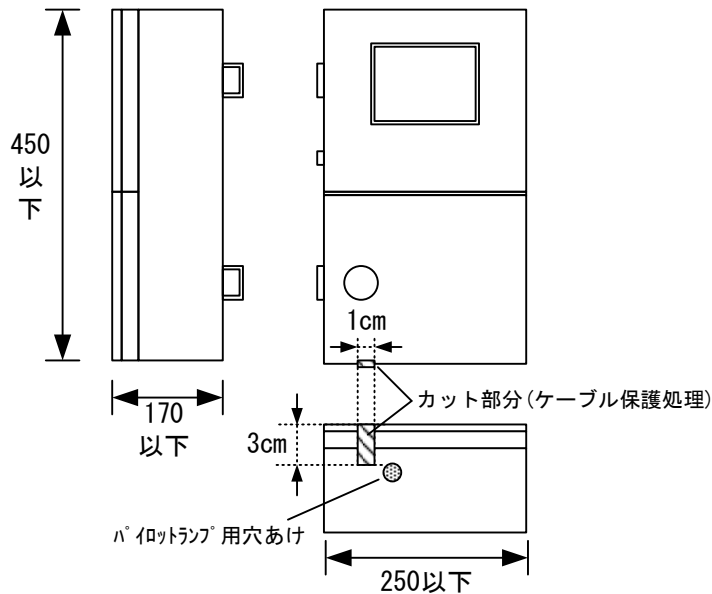


防護シート取付工法図



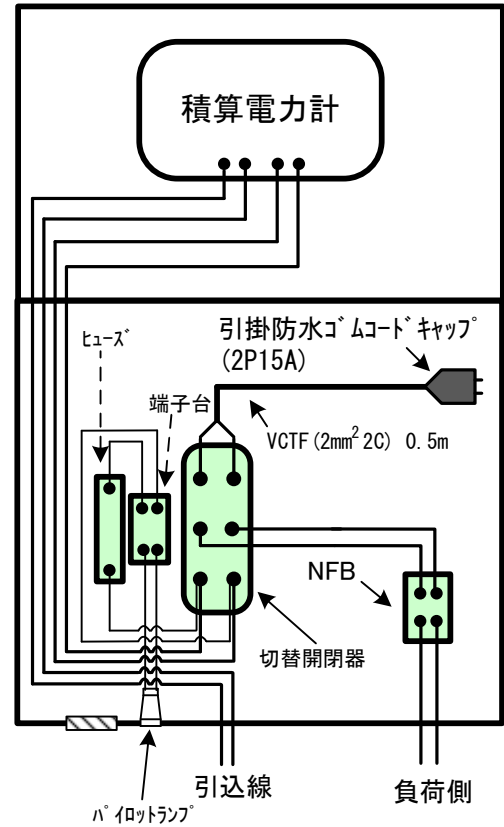
筐体図面

電源箱(分離型)・・・積算電力計あり



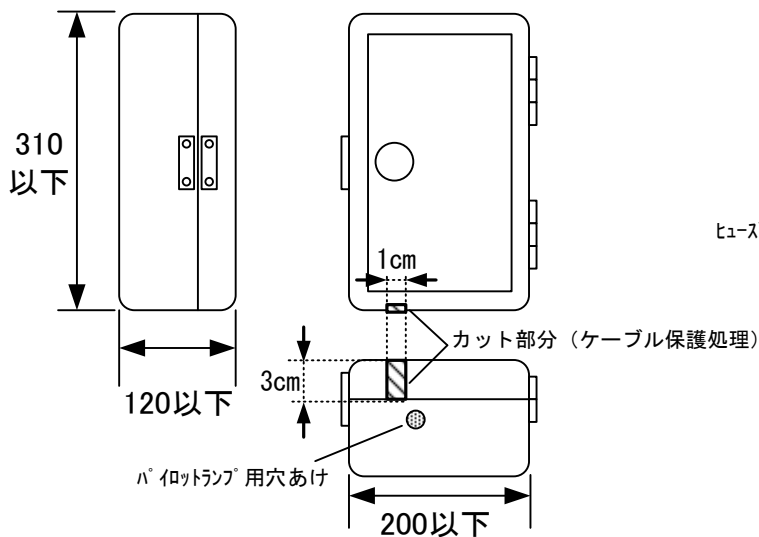
	仕様
筐体	アルミニウム合金製 1.5mm厚以上
蝶番及び鍵	ステンレス製鍵: 上部扉は、電力会社用封印及びフック掛け 下部扉は、警察庁仕様の鍵及びフック掛け
構成	・積算電力計(電力会社から支給) ・ノーヒューズブレーカー(NFB) 2P 30A～50A フレーム30A～50A ・切替開閉器 2P 30A～50A(指定箇所) ・取付木台 ・パイロットランプ DA10JPL(赤) ・ガラス管ヒューズ GRF3A、ヒューズホルダー FHC-15 ・端子台

< 結線図 >



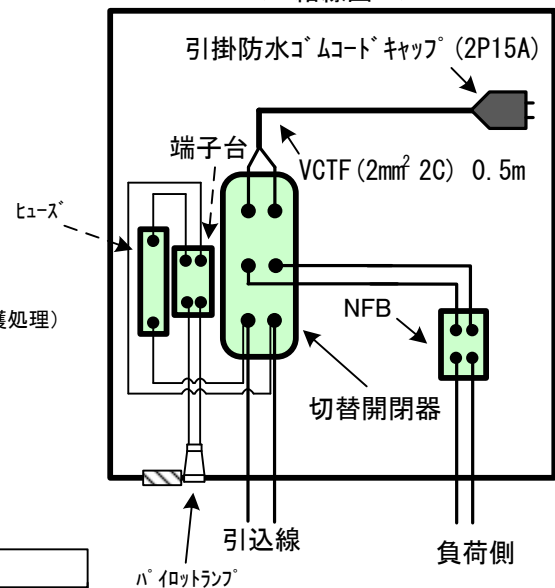
※ 引込線側を切替開閉器の下部に接続すること。

電源箱(分離型)・・・積算電力計なし



	仕様
筐体	アルミニウム合金製 1.5mm厚以上
蝶番及び錠	ステンレス製 警察庁仕様の鍵及びフック掛けを1箇所以上
構成	・ノーヒューズブレーカー(NFB) 2P 30A～50A フレーム30A～50A ・切替開閉器 2P 30A～50A(指定箇所) ・取付木台 ・パイロットランプ DA10JPL(赤) ・ガラス管ヒューズ GRF3A、ヒューズホルダー FHC-15 ・端子台

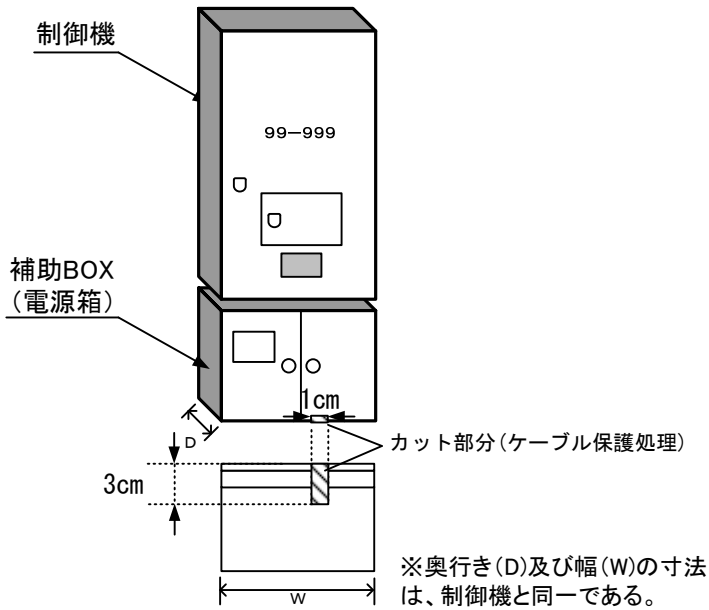
< 結線図 >



※ 引込線側を切替開閉器の下部に接続すること。

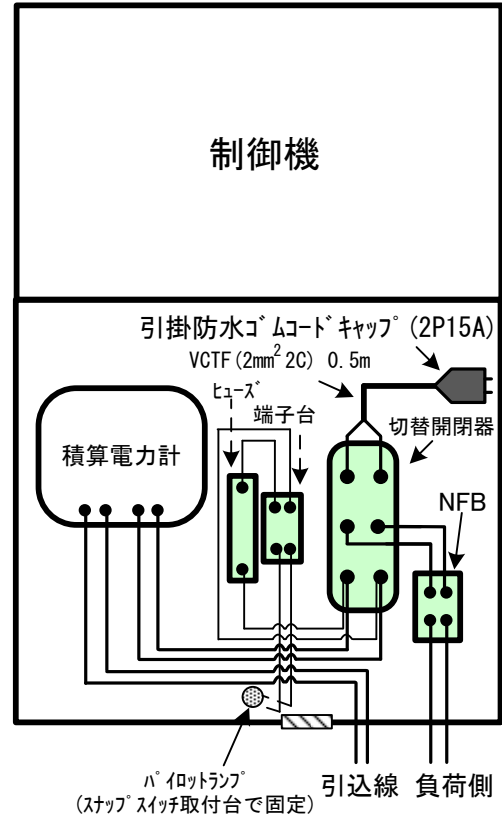
筐体図面

電源箱(制御機下部設置型)・・・積算電力計あり



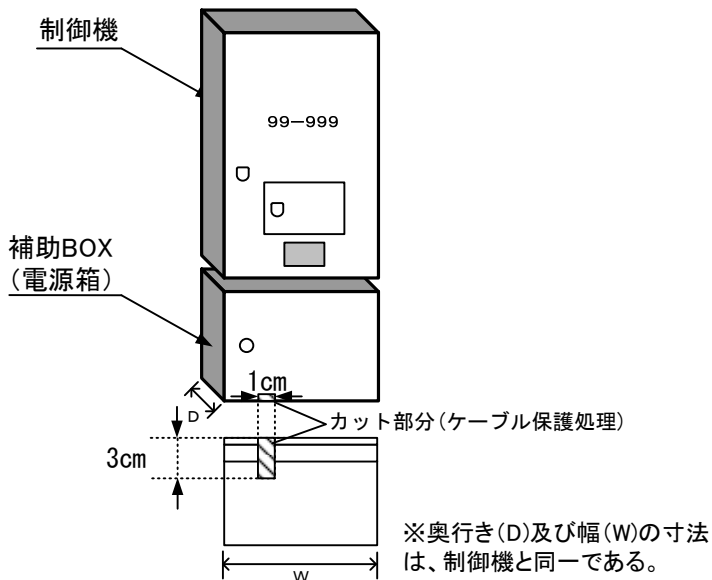
鍵	警察庁仕様の鍵
構成品	・積算電力計(電力会社から支給) ・ノーヒューズブレーカー(NFB) 2P 30A~50A フレーム30A~50A ・切替開閉器 2P 30A~50A(指定箇所) ・取付木台 ・パイロットランプ DA10JPL(赤) ・ガラス管ヒューズ GRF3A、ヒューズホルダー FHC-15 ・端子台 ・スナップスイッチ取付台(取付木台に固定)

< 結線図 >



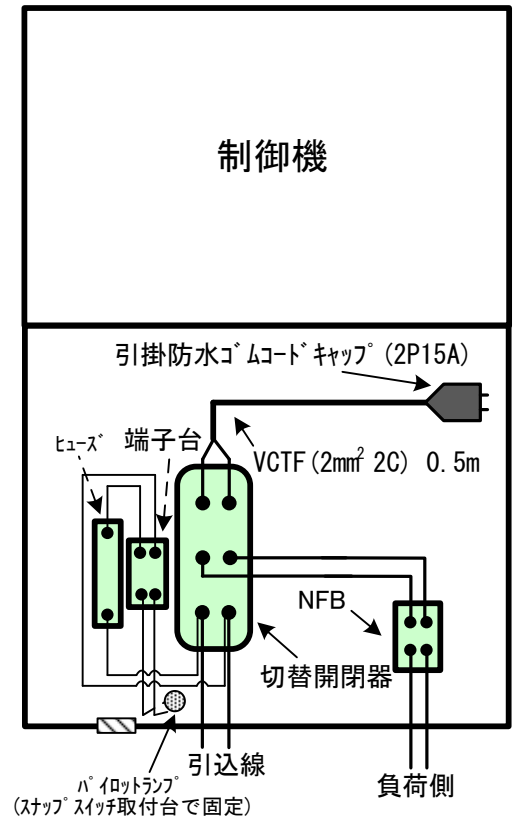
※ 引込線側を切替開閉器の下部に接続すること。

電源箱(制御機下部設置型)・・・積算電力計なし



錠	警察庁仕様の錠
構成品	・ノーヒューズブレーカー(NFB) 2P 30A~50A フレーム30A~50A ・切替開閉器 2P 30A~50A(指定箇所) ・取付木台 ・パイロットランプ DA10JPL(赤) ・ガラス管ヒューズ GRF3A、ヒューズホルダー FHC-15 ・端子台 ・スナップスイッチ取付台(取付木台に固定)

< 結線図 >



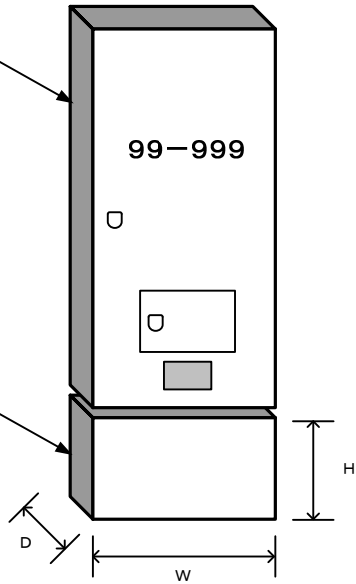
※ 引込線側を切替開閉器の下部に接続すること。

筐体図面

補助BOX

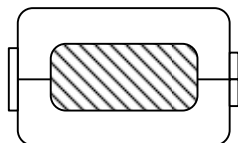
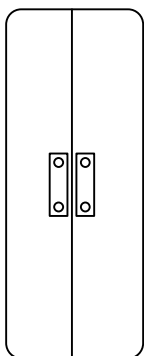
制御機

補助BOX



- 1 補助BOXは、信号制御機の下部に取り付ける。
- 2 奥行き(D)及び幅(W)の寸法は、制御機と同一とする。
- 3 高さ(H)の寸法は、監督員と協議し、承認を得ること。

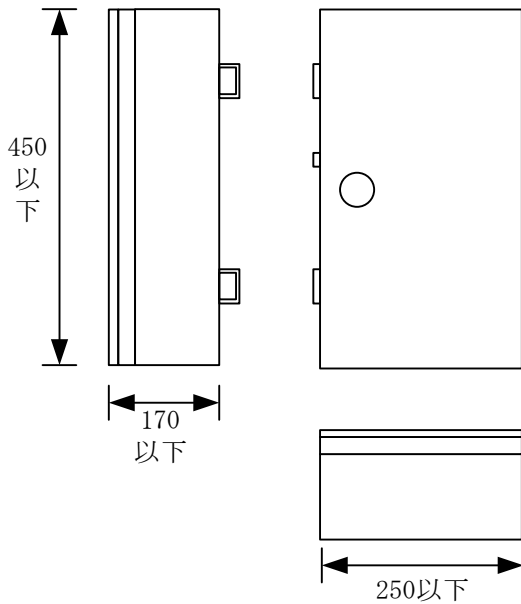
端子箱



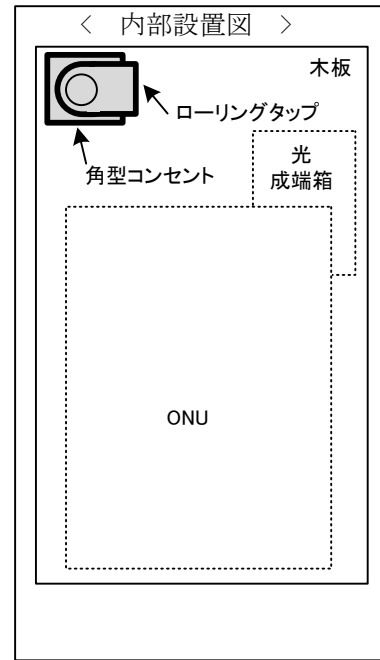
	仕 様
筐体	アルミニウム合金製 外部に端子数を表示
蝶番及び錠	ステンレス製 錠は1箇所以上をフック掛け
端子台	差込式端子のWAGO相当品とし、 最大2.0mm2相当のより線が接続可能
端子数	10T,20T,30T,40T,50T 10P(弱電用)

ONU收容仕様

▼(ONU)



ONU收容箱



別途設置機器

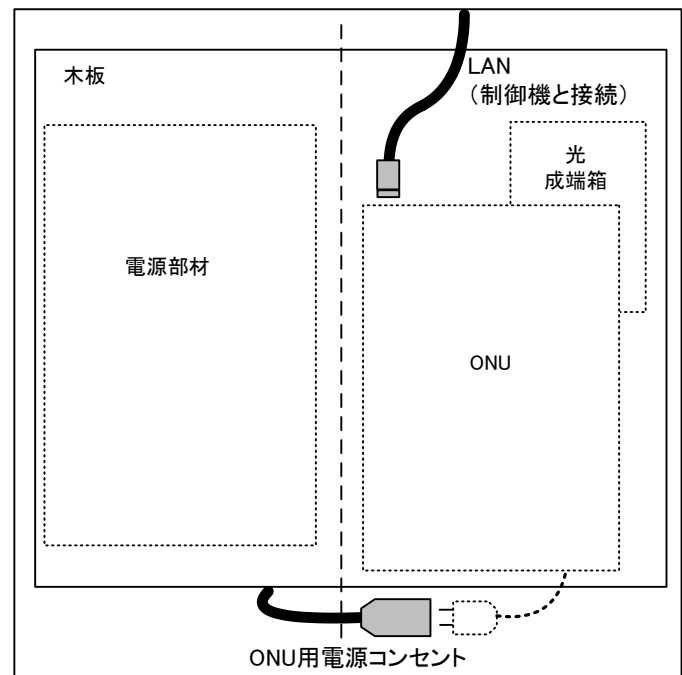
ONU、光成端箱

	仕様
筐体	アルミニウム合金製 1.5mm厚以上
蝶番及び鍵	ステンレス製鍵：警察庁仕様の鍵及びフック掛け
構成品	・取付木台 ・角型コンセント(1個口)、ローリングタップ(180度スイング)

▼(ONU)(補助ボックス内蔵)

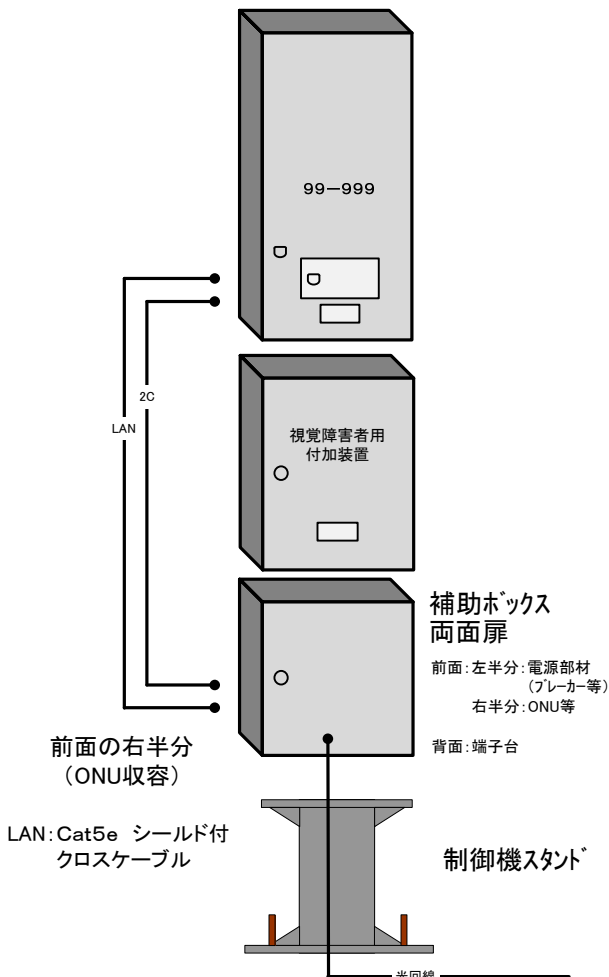
補助ボックス内にONUを設置するための
電源コンセント及びLANケーブルを設置

＜ 補助ボックス内部設置図 ＞

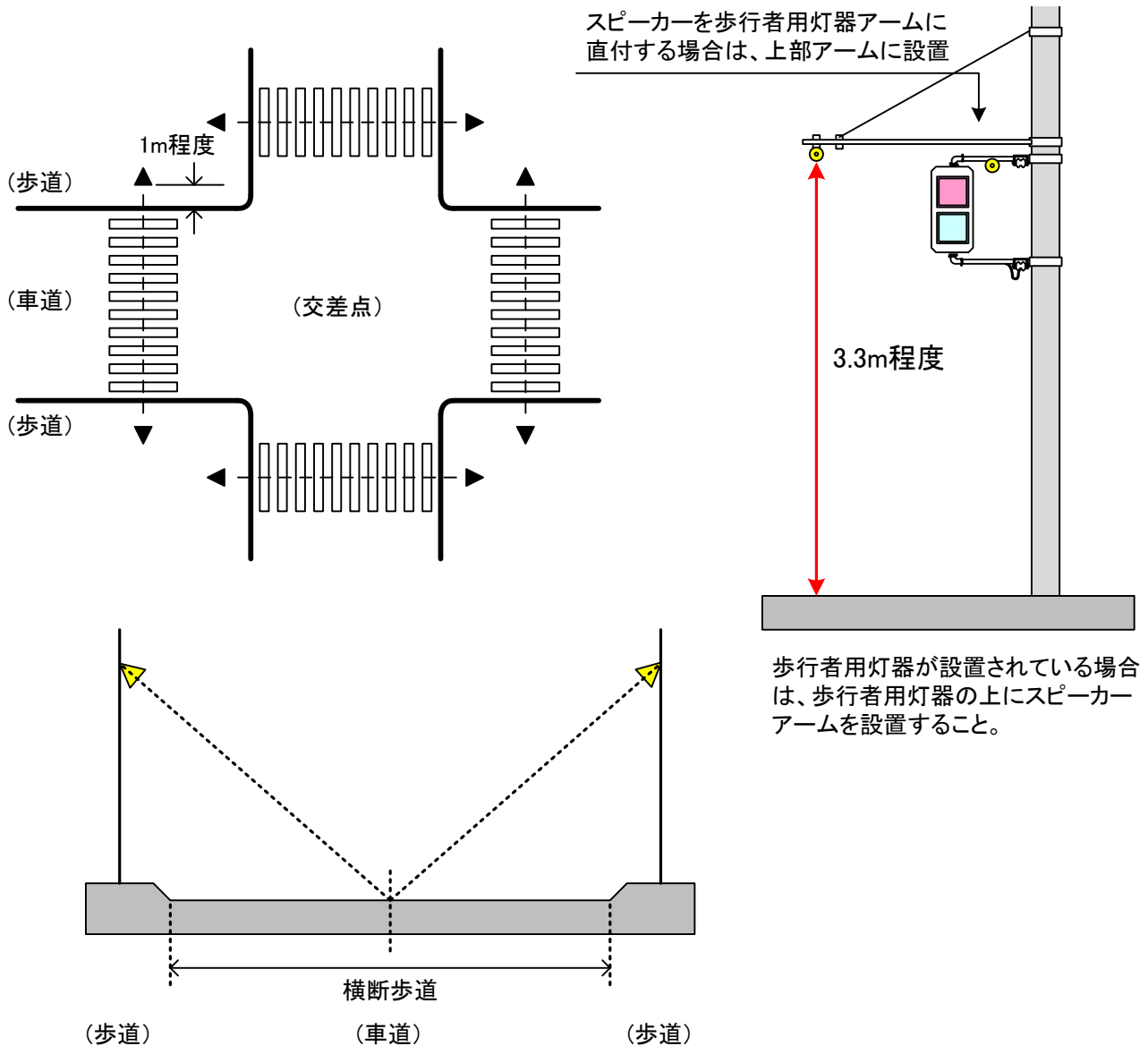


別途設置機器

ONU、光成端箱



音響の設置



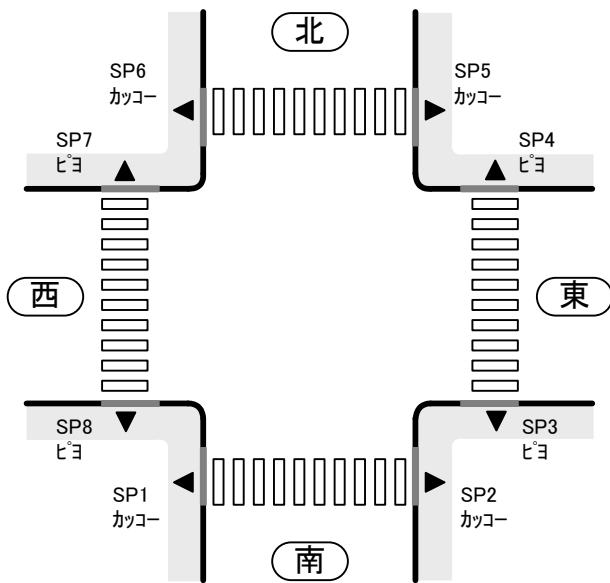
【音源位置の基準】

スピーカーの位置に関する基準は、次のとおりとする。

- （１）スピーカーは、横断歩道の両端に設置する。
- （２）スピーカーの設置位置は、横断歩道の幅員内の中央とし、縁石より約1m程度歩道側の距離に設定することを目安とする。
- （３）スピーカーの高さの標準値は3.3m程度とする。
- （４）スピーカーの取付角度は、スピーカーの中心軸延長線が横断歩道の中心付近となるようにする。

音響の方式

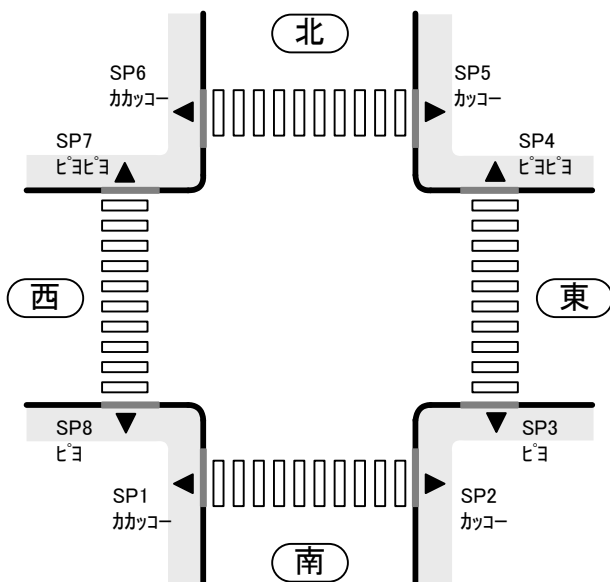
同種鳴き交わし方式



SP	歩行者用信号：青
3,8	ビョ
4,7	ビョ

SP	歩行者用信号：青
2,5	カッコー
1,6	カッコー

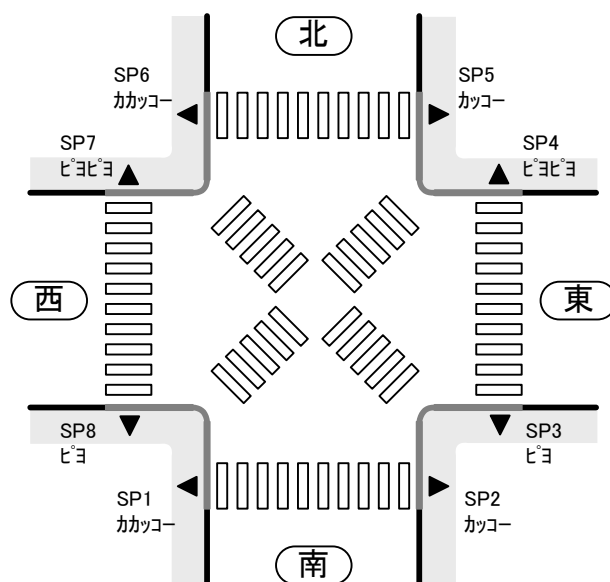
異種鳴き交わし方式



SP	歩行者用信号：青
3,8	ビョ
4,7	ビョビョ

SP	歩行者用信号：青
2,5	カッコー
1,6	カッコー

スクランブル方式(歩行者専用現示方式)



SP	歩行者用信号：青
3	ビョ
8	ビョ
4	ビョビョ
7	ビョビョ
2	カッコー
5	カッコー
1	カッコー
6	カッコー

文字板図柄一覧



A-1



A-2



A-4(LED電球式)



A-4(LED表示灯付)



A-5



A-6



A-7



A-9



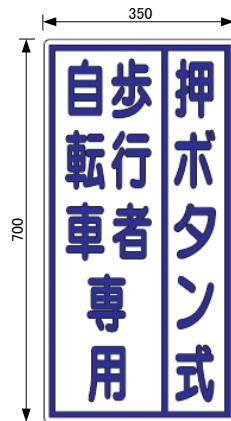
A-10

※ 夜間のみ押ボタン式の場合は、「夜間押ボタン式」とする。

※ 時間指定の押ボタン式、感知式、歩車分離式の場合は、「(平日)〇時～〇時」等を加える。



A-8



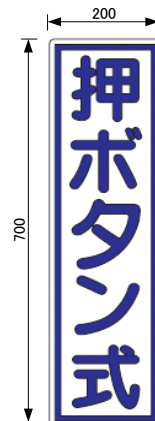
D-1



E-1



F-1



F-2



S,T-1



S,T-1

(〇時～〇時)

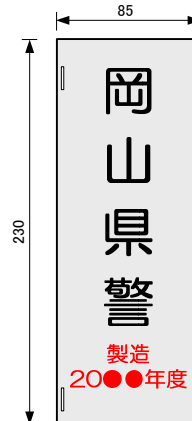


S,T-2

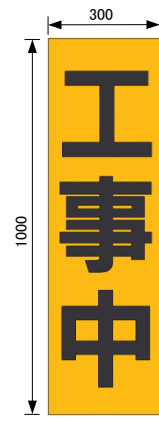


S,T-2

(〇時～〇時)



R

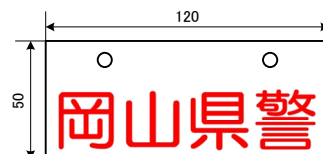


Q(縦型)

※ Sは円弧形、Tは平板形
(注意)角を丸く落とすこと。



Q(横型)



U(CAB内ケーブルに設置)

※ 白地プラスチック 板厚3.0
文字は赤色 彫り込み加工

文字板規格(R,Q,Uを除く)	
材質	耐食アルミニウム合金
肉厚	1.0～1.2
角落とし	10R
色	背景: 白色、文字: 紺色
反射	全面反射・プリズム加工

※ R 背景: 銀色、文字: 黒色(岡山県警)、赤色(製造～)
※ Q 背景: 黄色、文字: 黒色

工 事 材 料 表

品名		種別		備 考
名称	略称	種別	規格等	
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	VV-R	2.6mm	JIS C3342	電源引込 用
信号用ビニルケーブル	SVV	2.0mm ² (心線数) 2C 4C 6C 8C 12C 19C 30C	旧JRS規格	信号灯器 車両感知器 押ボタン箱 用
	SVV-SS		SVV-SSメッセンジャーワイヤ断面積22mm ²	架空配線 用
市内ケーブル	CCP-AP	0.9mm (心線数) 2P 6P 10P	メッセンジャーワイヤ断面積14mm ²	NTT引込 光ビーコン UDネットワーク 用
	CCP-AP-SS			架空配線 用
垂鉛メッキ鋼より線 (メッセンジャーワイヤー)		22mm ²	JIS G3537 1種A級	架空配線引留 用
薄鋼電線管		19φ 25φ 31φ 39φ 51φ 63φ 75φ	JIS C8305	
エントランスキャップ [°]	EC	19φ 25φ 31φ 39φ 51φ 63φ 75φ		電線管上部端末 処理
可とう電線管	PT	16φ 22φ 28φ 36φ 42φ 54φ 70φ		電線管と機器の 接続コネクタ付
波付硬質ポリエチレン管	FEP	30φ 40φ 50φ 65φ 80φ 100φ 125φ 150φ 200φ		地中電線管路
自在バンド [°]	IBT	208(GP用) 212(CP用)	イワブチ IBT,3BD,4BD,PE1BD 相当品	取付用、引留
	3BD	HD-17(GP用) HD-23(CP用)		
	4BD			
	PE1BD			
槍出し金具		DCA-30,60,100 LSOA-150	イワブチ DCA,LSOA 相当品	
低圧引留ガイシ		75mm×65mm	JIS C3845	低圧用ラック付
ワイヤクリップ [°]		22 2W	溶融垂鉛メッキ仕上げ	1引留4個
D種接地棒		10×1500 連結式		
切替安全開閉器		2P-30A～50A		
防護シート		H=700mm	信号電材BY 相当品	トラ塗り

工事図面凡例

○	県警鋼管柱、道路管理者案内柱		歩行者灯＋灯器アーム
●	県警コンクリート柱		横三位灯＋灯器アーム
⊖	道路管理者照明柱		横二位灯＋灯器アーム
⊗	中電柱		横一位灯＋灯器アーム
⌚	NTT柱		矢印灯(左折、直進、右折)
☒	ハンドホール		縦三位灯＋灯器アーム
			横三位灯＋(筒フード×3)
	端子箱		
☒	制御機		ITV制御機
	電源箱		ITVカメラ
▼	保安器箱		情報カメラ
▼(ONU)	ONU収容箱		発動発電機
	押ボタン箱		情報送信機
	感知器(超音波、光、画像、遠赤外線)		プルボックス
	感知器アーム＋ヘッド(超音波)		
	感知器アーム＋ヘッド(光)		
	感知器アーム＋ヘッド(画像)		
	感知器アーム＋ヘッド(遠赤外線)		
	歩行者感知器		
	視覚障害者用付加装置		
	スピーカーアーム＋スピーカー		
	音響式歩行者誘導付加装置		
	無線伝送装置		
PT	プラントチューブ		
EC	エントランスキャップ		
TC	ターミナルキャップ		

信号機電源付加装置仕様書

岡山県警察本部

目 次

1	適用範囲	1
2	承認用図面	1
3	取扱説明書	1
4	検査説明書	2
5	機器仕様	2
6	機能仕様	4

1 適用範囲

この信号機電源付加装置仕様書（以下「仕様書」という。）は、自動起動式交通信号機用発動発電機（以下「装置」という。）について適用する。

仕様書に定めのない事項は、警察交通安全施設端末装置共通仕様書を適用するものとする。

2 承認用図書

承認用図書は、発注者が意図する発注仕様と受注業者が納入する装置の機能等との不整合をなくすことを目的とする。

(1) 事前承認

受注業者は、装置の製造に際し、予め以下の図書を提出して、承認を受けること。ただし、発注者が認めた場合は、省略することができる。

ア 発注仕様書に基づき受注業者が定めた装置別製造仕様及び規格等指定事項

イ 工事に必要な機器別の定格（筐体の材質、形状等）、外觀図（寸法・質量などを含む。）及び実装図

ウ 装置の設置方法及び設置時における留意点等を具体的に記載した文書、図面等

エ 装置の検査方法について記載した文書

オ その他、機器を製造するに当たり、事前に確認を必要とする事項

(2) 承認図書内容の変更

既に承認された図書の記載内容に変更が生じた場合は、発注者と協議の上、図書の変更、訂正を行うこと。

3 取扱説明書

取扱説明書に記載すべき事項等は次のとおりとし、装置納入時に指定部数を提出すること。

なお、活字は読みやすいようにできるだけ大きいものを用い、雨等で濡れても不鮮明とならないこと。

(1) 概説

用途その他一般事項を記載すること。

(2) 機能・性能

主たる機能、性能及び特徴（信頼性、保守性、運用性、拡張性等）について記載すること。

(3) 運用上の留意点

各種調整、設定箇所の解説等について例を挙げるなどにより、運用、管理上必要な事項について分かりやすく記載すること。

また、消耗品等のリストを添付すること。

(4) 保守上の留意点

ア 定期的な保守の方法、頻度等

イ フロー図等による障害発見の手順及び処理の手順

ウ 部品の交換方法

エ その他保守上の参考資料（各部電圧、電流、特殊部品等）

(5) 動作説明

全体的な動作原理及びそのフロー図等は、分かりやすく記載すること。

(6) 操作説明

ア 各部の名称及び操作の方法

自動始動盤操作部表面の概略図を用いて、各部の用法、操作方法等を分かりやすく記載すること。

イ 操作上の注意事項、運用上の留意点等

操作上、注意すべき事項があれば列記し、特に、運用停止や故障など、装置の動作に重大な影響を及ぼす事項については、太文字等で警告すること。

また、スイッチ操作について、運用上最小限知っておくべき事項があれば付記すること。

(7) 添付図面

ア 外観図

装置の構造及び寸法を記載すること。

イ 実装・配置図

装置内部の実装図及び取扱いに必要な部品の配置図を記載すること。

ウ 配線図

装置内部の端子と接せん間及び外部装置との接続関係を記載すること。

エ その他必要な図面

(8) その他

その他発注者が指示した図書

4 検査成績書

検査成績書は、製造工場等で行う検査の結果を記述したもので、装置納入時に提出すること。

5 機器仕様

(1) 装置構成

装置構成は次のとおりとする。

区 分	品 名	数 量
本 体	筐 体	1
	原 動 機	1
	発 電 機	1
	自 動 始 動 盤	1
	燃 料 タ ン ク	1
	バ ッ テ リ ー	1

(2) 仕様条件

交通信号制御機等、A C 1 0 0 V 仕様の警察交通安全施設端末装置が正常に動作すること。

(3) 運転環境条件

屋外において、次の条件下で正常に動作すること。

ア 周囲温度

－ 1 0 ℃ 以上、 4 0 ℃ 以下

イ 周囲湿度

4 0 % 以上、 8 0 % 以下

(4) 原動機

燃料満油時、補給無しで連続 2 4 時間以上の運転ができること。

(5) 発電機

出力	3 k V A
電圧	1 0 0 V
電流	3 0 A
力率	0 . 8 以上
周波数	6 0 H z
回転数	3 0 0 0 r p m 以上
相数	単相
電圧変動率	整定 7 % 以内（瞬時 1 5 % 以内）
周波数変動率	整定 7 % 以内（瞬時 1 5 % 以内）
波形歪率	2 5 % 以下

(6) 本体寸法等

全長	8 0 0 m m 以下
全幅	8 0 0 m m 以下
全高	1 7 0 0 m m 以下（突起物を除く）
乾燥質量	5 0 0 k g 以下

(7) 塗装色

筐体内外面、筐体内部パネル等はさび止め処理を行うこと。

筐体内外面、筐体内部パネルの塗装は、標準マンセル値 10YR2 / 1（半つや）とすること。

6 機能仕様

(1) 自動運転

ア 商用電源供給時

商用電源を常時監視すること。

また、内蔵するバッテリーに充電を行うこと。

イ 商用電源停電時

商用電源の停止を検知した後、自動運転制御部が作動し、発電機を始動させるとともに、自動的に電源切り替えを行うことで、負荷に電力を供給すること。

ウ 商用電源復旧時

商用電源の復旧を一定時間監視した後、電源を商用電源に切り替え、発電機を停止させること。

エ 自動運転タイムチャート

別紙 1 のとおりとする。

(2) 手動運転

自動始動盤操作部表面のスイッチ操作により、手動で作動及び停止並びに商用電源及び発電機電源への切り替えができること。

(3) 自動保守運転

タイマー設定により自動保守運転ができること。また、自動保守運転の入り切りが容易に行えること。

ア 標準周期

4 週間

イ 保守運転時間

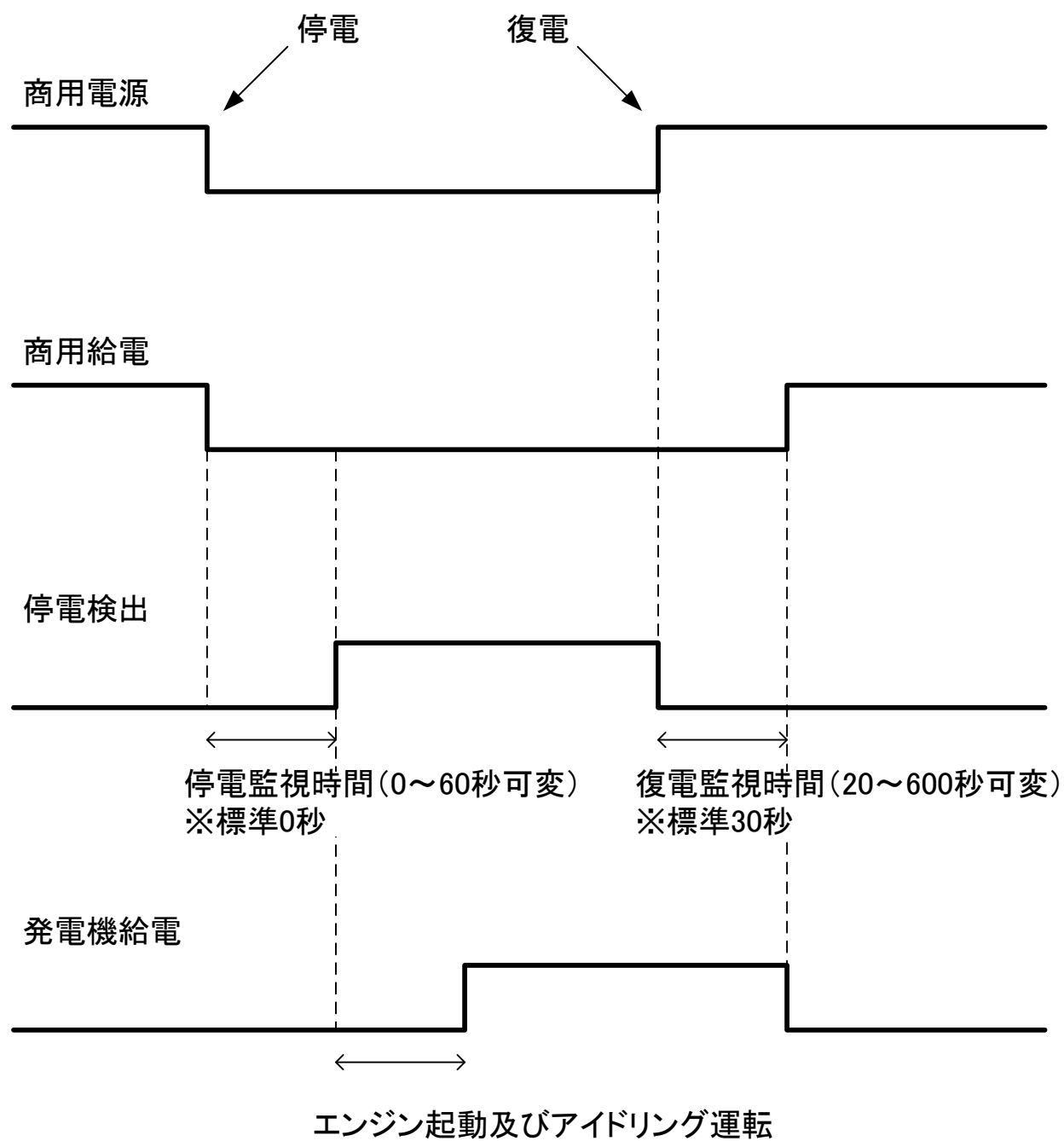
3 分～18 分の間で設定できること。

なお、12 分を標準とする。

(5) 商用電源バイパス回路

工事、事故、点検等のとき、自動始動盤操作部表面のスイッチ操作により、商用電源をバイパス回路で直接負荷へ供給できること。

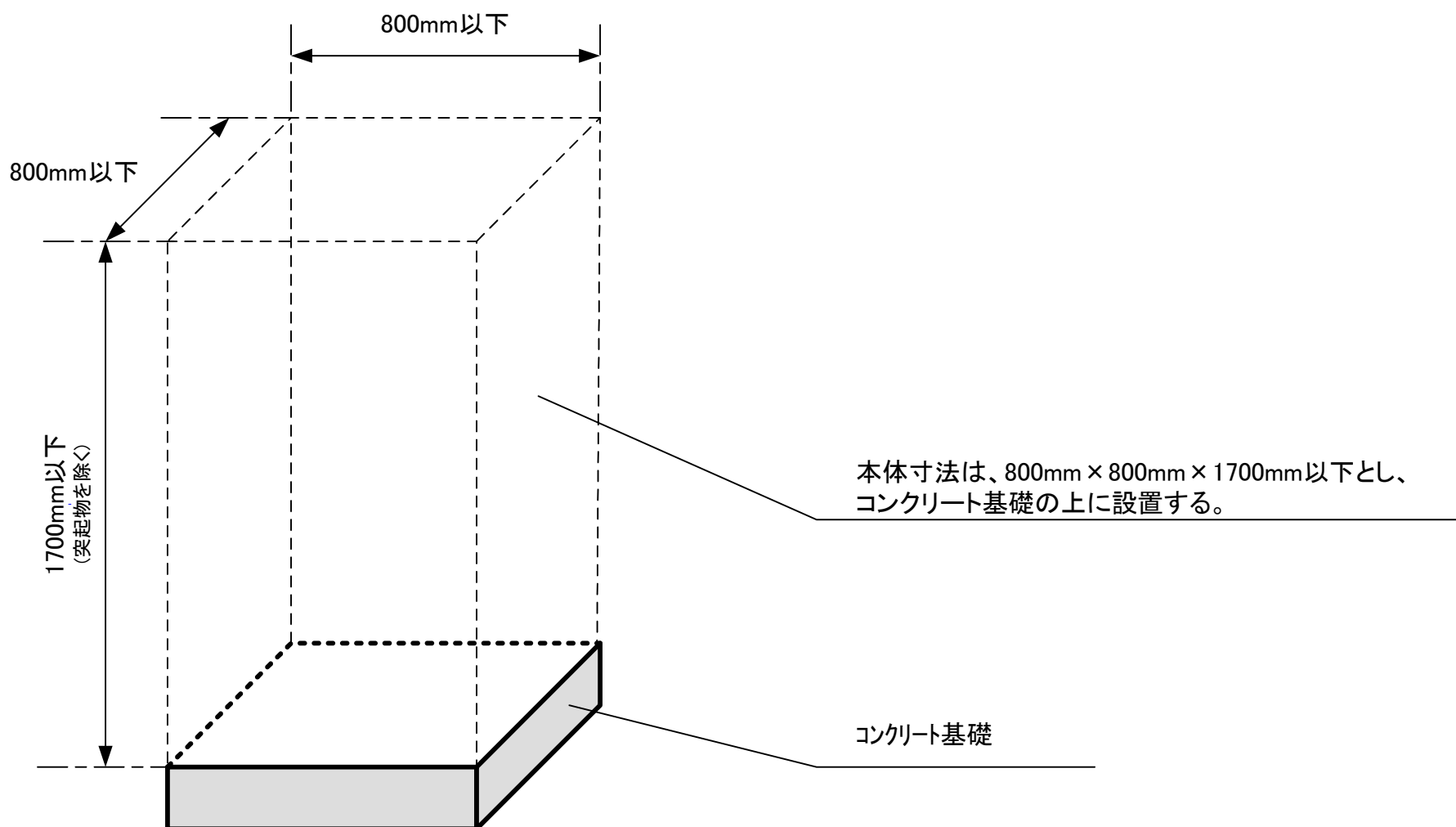
運転タイムチャート



◎ 始動時間

商用電源が停電してから、40秒以内に、発電機による電源供給が行えること

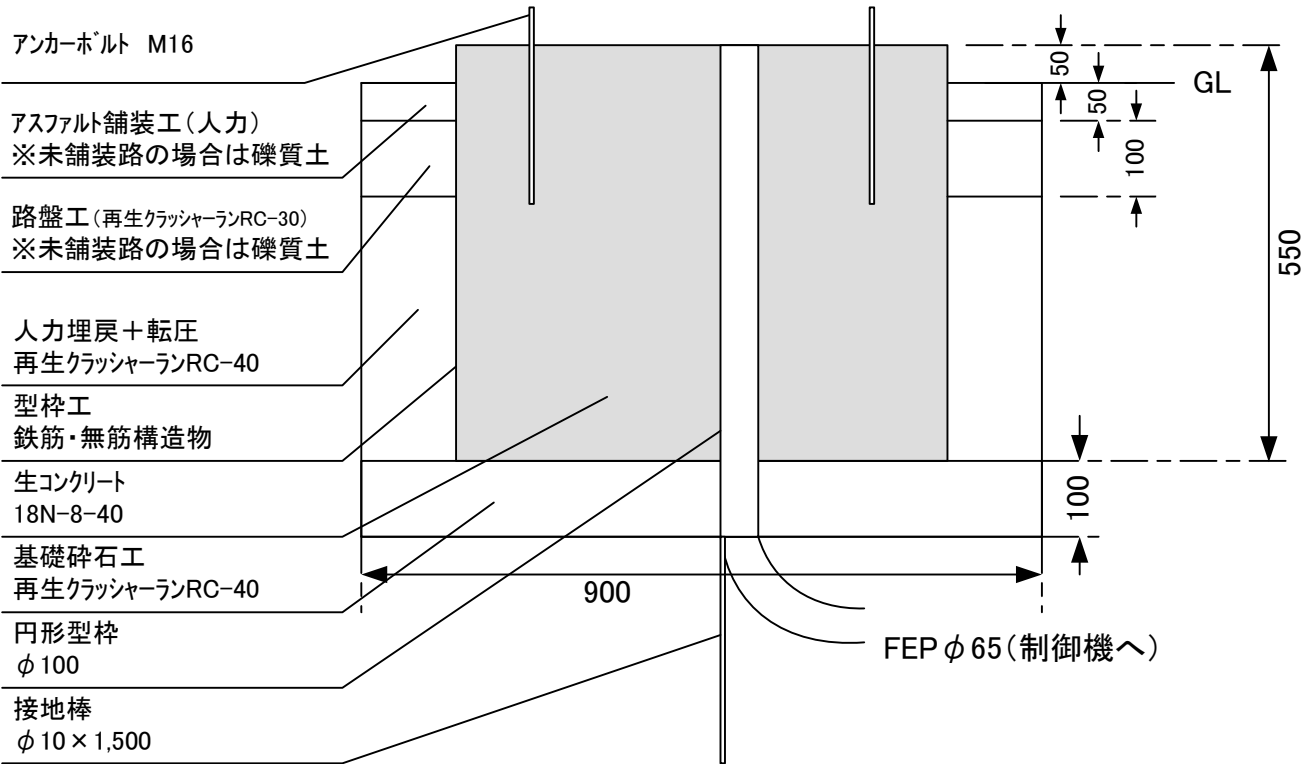
信号機電源付加装置設置図



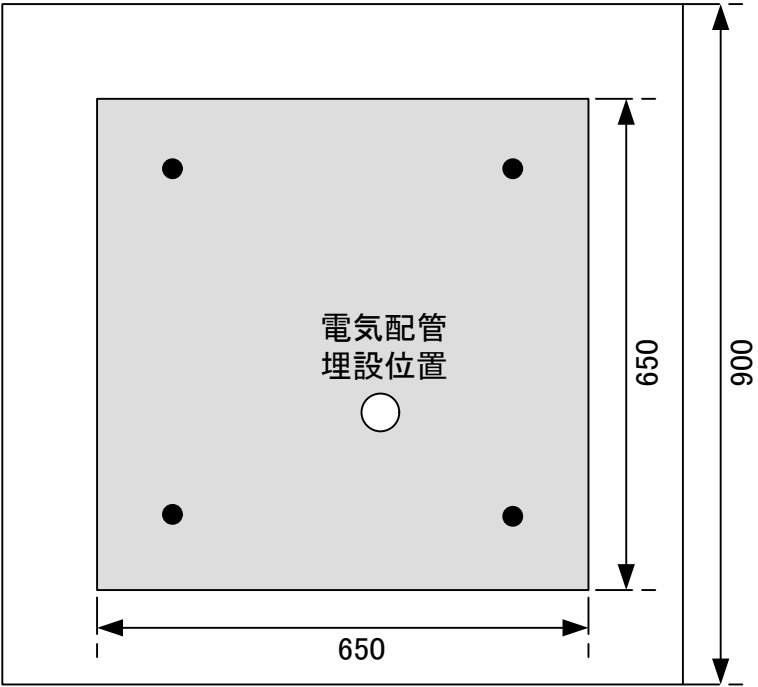
コンクリート基礎(参考図)

※設置機器の寸法が650mm×650mm×1570mmの場合を示す
※設置機器の寸法に合わせる事

断面図



平面図



令和7年度
完成図書作成要領

岡山県警察本部

目 次

- 1 概要
- 2 提出書類一覧
- 3 電子データ作成要領
- 4 電子データ提出前チェックリスト
- 5 完成写真帳作成要領
- 6 工事写真帳作成要領
- 7 その他書類作成要領
- 8 信号現示表の提出要領
- 9 交差点方路写真撮影要領
- 10 感知器方路写真撮影要領
- 11 ITV等方路写真撮影要領
- 12 柱写真撮影要領

1 概要

(1) 適用

本要領は、岡山県警察が発注する信号機等工事の完成図書に適用する。

(2) 完成図書等の提出

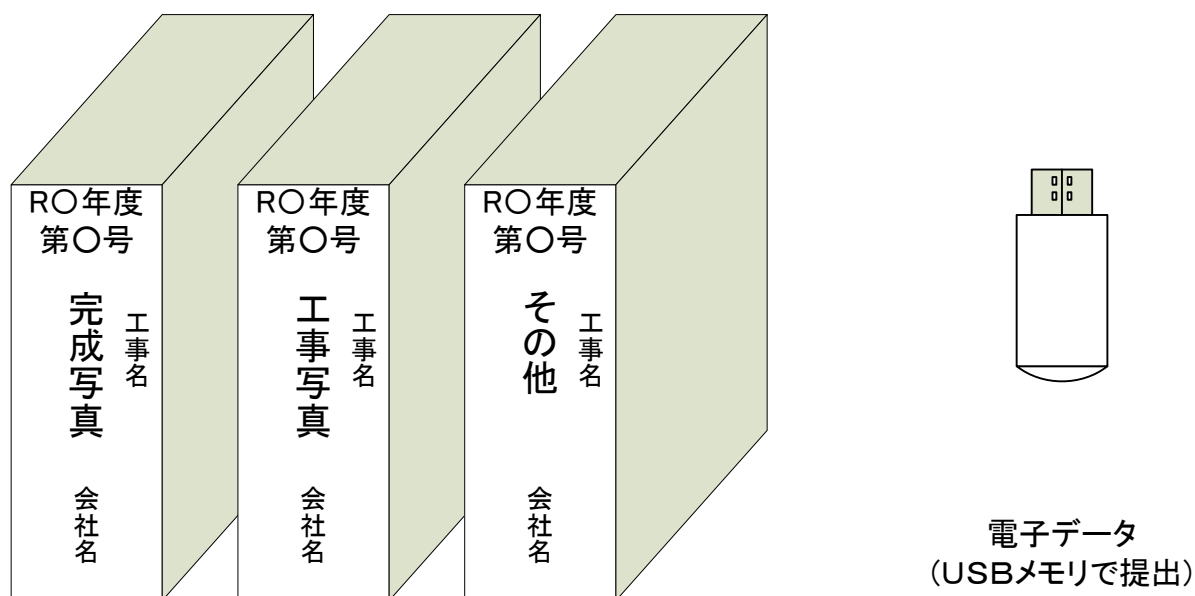
工事完了後、竣工検査受検前に、「2 提出書類一覧」のうち(3)③、⑩以外の完成図書及び電子データを工事完了届と併せて、速やかに監督員に提出し、検査を受けること。

(3) 提出形式

提出書類はドッチファイル等にファイリングした印刷物1部及び電子データを提出すること。

ドッチファイル等は提出書類のページ数に応じた太さの物を使用すること。

工事写真に係る印刷物は、仕切りで基礎工事写真と基礎以外工事に分けること。



(4) 提出書類

提出書類は次頁「2 提出書類一覧」のとおり。

(5) 電子データ

電子データは別紙「電子データ作成要領①～⑦」のとおり。

(6) 提出書類の確認

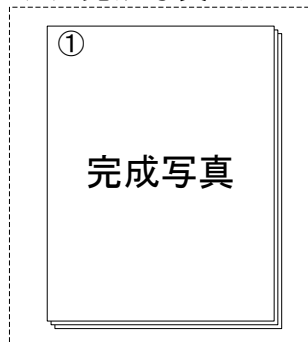
提出書類については、作成者(現場代理人)だけでなく、作成者以外の者も確認するなど、十分な確認体制をとること。

(7) その他

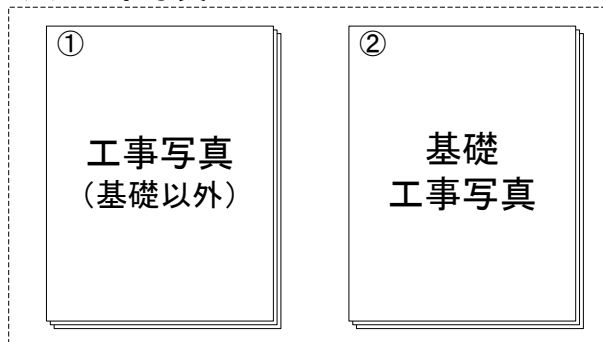
本要領に記載のない事項については、監督員と協議の上、作成すること。

2 提出書類一覧

(1) 完成写真ファイル



(2) 工事写真ファイル



(3) その他ファイル



※1 「竣工検査写真」については、竣工検査後に別途提出すること。

「手直し写真」については、竣工検査時に手直し指示があった場合、手直し工事完了後に別途提出すること。

※2 電力新規契約又は変更契約を行った場合は「新增設工事申込み(申込内容控え)」の写し及び「交通信号機消費電力(電力容量変更後)」を提出すること。

※3 柱改造の強度計算書等、監督員から指示のあった資料は「その他ファイル」の最後にファイリングすること。

3 電子データ作成要領①

「提出メディア」

1. USBメモリで提出すること。
2. USBメモリには会社名を記載しておくこと。
3. 提出メディアはデータ取り込み後、返却する。

「ウイルス対策」

1. 完成図書の作成にあたっては、ウイルス対策等のセキュリティが十分に確保されたパソコンで作成すること。
2. 提出前には、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを更新し、提出メディアにウイルスが入っていないか完全にチェックすること。
3. 提出時には以下の画面コピーを添付すること。
 - ①「ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新日が表示された画面のコピー」
 - ②「ウイルスチェックが完了したことを示す画面のコピー」

3 電子データ作成要領②

「フォルダ構成」

電子データ内に「完成写真」「工事写真」「基礎工事写真」「交差点写真」「感知器写真」「制御機承認図」「その他」フォルダを作成すること。

なお、交差点写真における柱写真は、柱の建柱又は抜柱並びに柱への各種機器、材料の設置又は撤去を行った場合に作成すること。

完成写真	
工事写真	… 基礎工事以外の工事写真
基礎工事写真	… 基礎工事がある場合のみ必要
交差点写真	… 交差点方路写真 柱写真(交差点方路写真と同じフォルダへ入れて下さい。)
感知器写真	… 車両感知器(リコール用を除く)の工事がある場合のみ必要
信号現示表	… 制御機の購入がある場合のみ必要(詳細は「8 信号現示の提出要領」を参照のこと)
制御機承認図	… 制御機の購入又は改造がある場合のみ必要
部材図面	… 標準品以外の部材を使用した場合のみ必要
その他	… 上記以外のデータは全て「その他」フォルダに入れて下さい。

「ファイル構成」

- ・数字及びアルファベットは全て半角で入力すること。
- ・完成写真、工事写真、基礎工事写真は指定のエクセル様式を使用し、図面の図番をファイル名にすること。
- ・電子データ作成要領④⑤を参考にデータを圧縮すること。
- ・工事番号及び工事内番号は2桁で入力すること。

(注意) 1桁の場合は前に「0」を加えることで2桁にすること。

工事番号	—	工事内番号	.xls
12	—	01	.xls

完成写真		エクセルファイル	
12-01	12-04	…	…
12-02	12-05	…	…
12-03	12-06	…	…

工事写真		エクセルファイル	
12-01	12-04	…	…
12-02	12-05	…	…
12-03	12-06	…	…

基礎工事写真		エクセルファイル	
12-02	…		
12-05			
…			

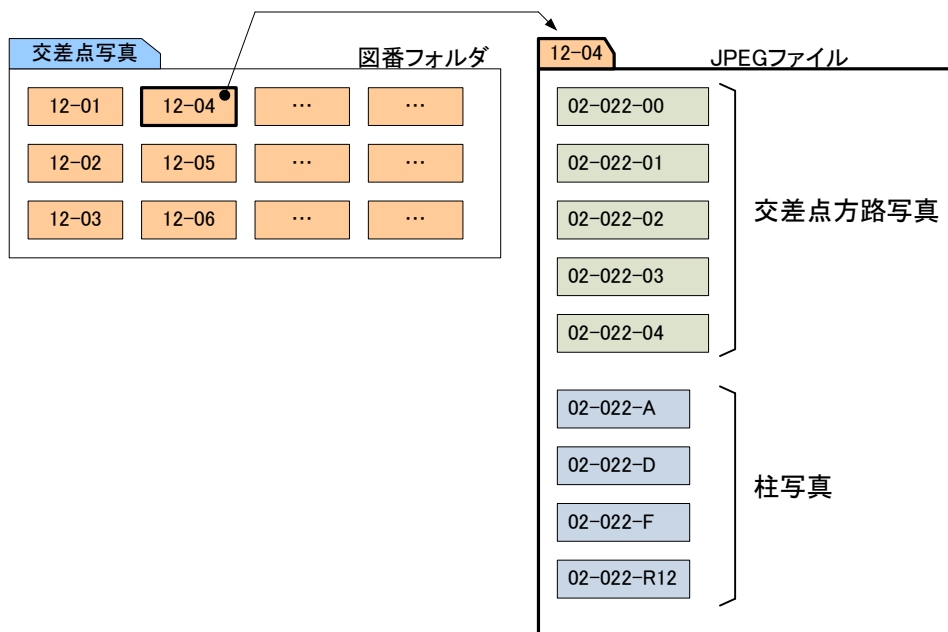
基礎工事とその他の工事写真は分けて作成すること。

3 電子データ作成要領③

・「交差点写真」フォルダの中に図番のフォルダを作成し、その中に各方路からの写真及び柱写真(JPEGファイル)を入れること。

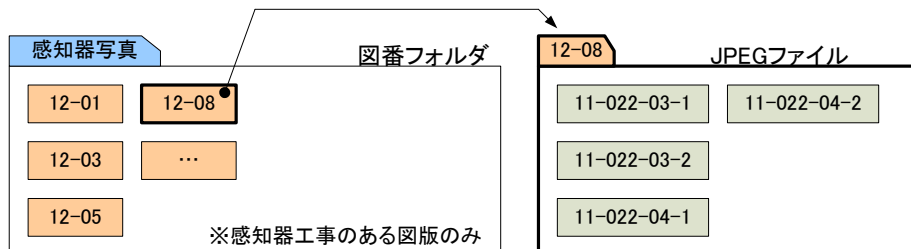
→詳細は「9 交差点方路写真撮影要領」を参照すること。

→全て半角で入力すること。(柱写真の柱番号を含む)



・「感知器写真」フォルダの中に図番のフォルダを作成し、その中に各方路からの写真(JPEGファイル)を入れること。

→詳細は「感知器方路写真撮影要領」を参照すること。



・信号現示表は別途提供するエクセルファイルに必要事項を入力し、交差点番号の後ろに「g(小文字)」を付したファイル名にすること。

信号現示表		エクセルファイル
01-003g	07-023g	15-063g
05-103g	08-020g	20-103g
05-112g	14-013g	22-003g

・署番は2桁で入力すること。

・交番は3桁で入力すること。

署番	—	交番	g	.pdf
12	—	123	g	.pdf

・制御機承認図はPDF化し、交差点番号の後ろに「s(小文字)」を付したファイル名にすること。

制御機承認図		PDFファイル
02-022s	07-023s	15-063s
05-103s	08-020s	20-103s
05-112s	14-013s	22-003s

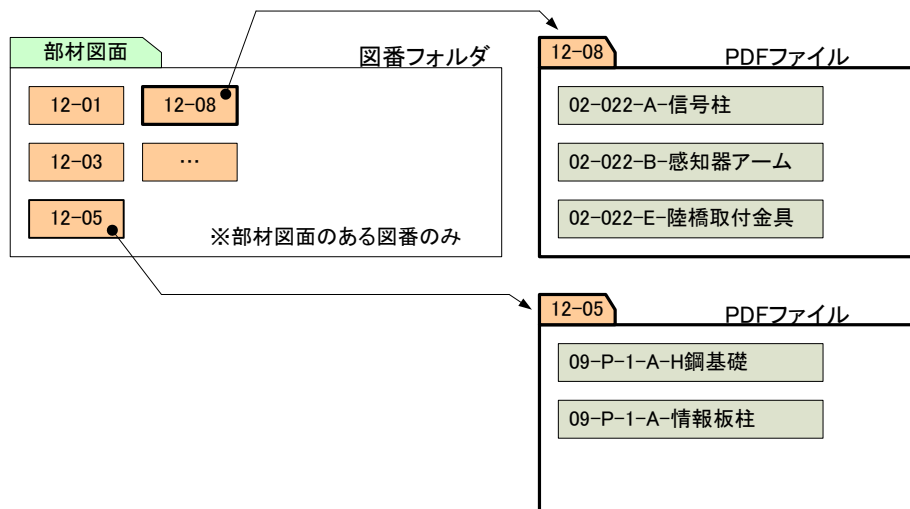
・署番は2桁で入力すること。

・交番は3桁で入力すること。

署番	—	交番	s	.pdf
12	—	123	s	.pdf

3 電子データ作成要領④

- ・部材図面はPDF化し、交差点番号の後ろに、その部材を使用した「柱番号」及び「部材名」をファイル名とすること。
- ・「部材図面」フォルダの中に図番のフォルダを作成し、その中に部材図面(PDFファイル)を入れること。



その他

検査成績書

12-01 ...

電気使用申込書

12-01 ...

コリンズ登録内容確認書

受注登録 変更登録 竣工登録

材料検査

材料検査簿 材料検査写真
材料納品書 材料保管状況写真

運用開始日時一覧表

中間検査写真 竣工検査写真

線番表写真 手直し写真

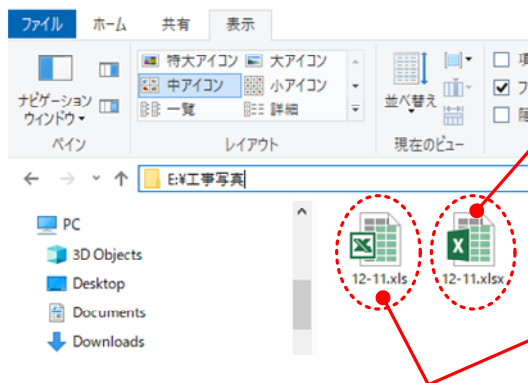
再資源化報告書 廃棄物マニフェスト

コブリス登録データ

3 電子データ作成要領⑤

エクセル2007以降で作成したデータを提出する時は、「Excel97-2003形式」に変更後、提出して下さい。

①ファイル保存形式の確認



エクセル2007以降のファイル形式
拡張子「.xlsx」

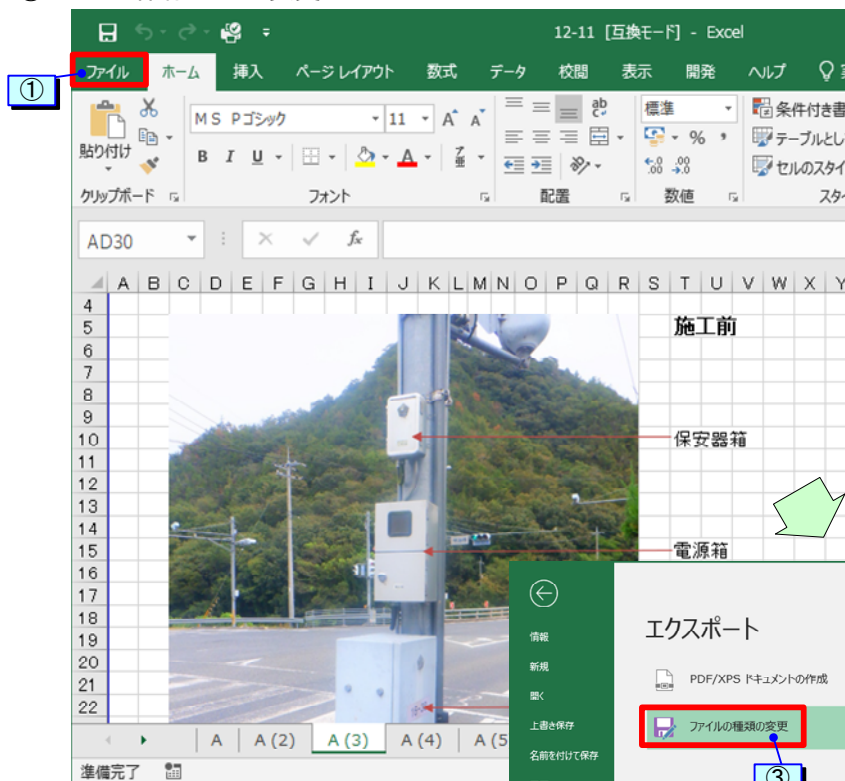


エクセル2003形式のファイル
拡張子「.xls」



②ファイル保存形式の変更

エクセル2019



- ①「ファイル」をクリック
- ②「エクスポート」をクリック
- ③「ファイルの種類の変更」をクリック
- ④「Excel97-2003ブック」をクリック
- ⑤「名前を付けて保存」をクリック



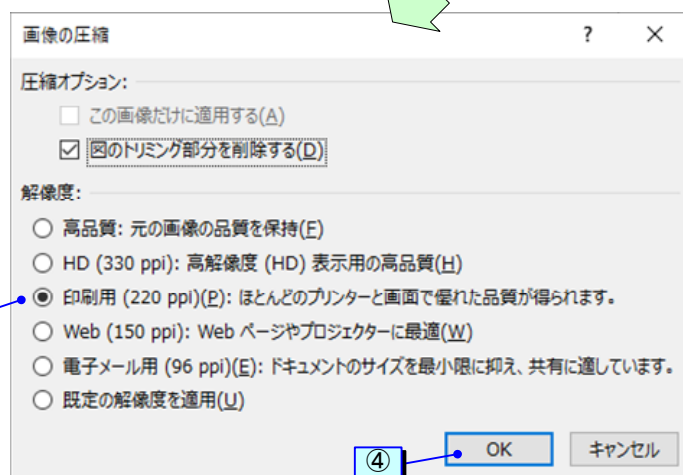
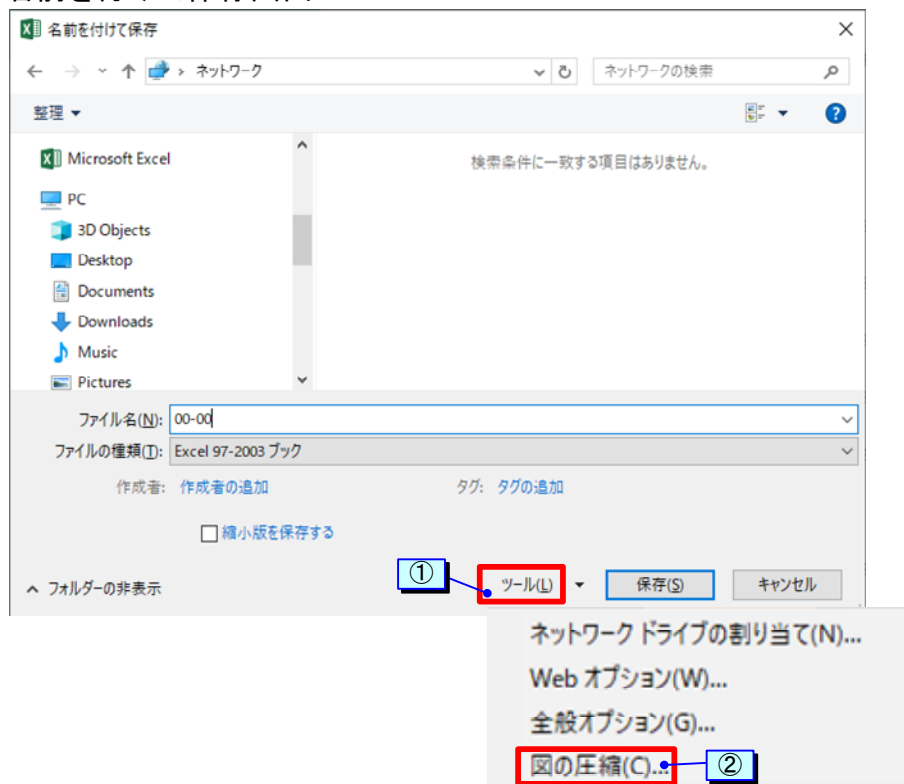
3 電子データ作成要領⑥

「エクセルデータの圧縮」

エクセルに写真を貼り付ける「完成写真」「工事写真」「基礎工事写真」等は、非常にデータ量が大きくなるので、下記の方法で圧縮したデータを提出すること。

～ 写真の圧縮方法 ～ エクセル2019

名前を付けて保存画面



「名前を付けて保存」画面を表示

- ①「ツール」をクリック
- ②「図の圧縮(C)」をクリック
- ③解像度の選択は「印刷用」をチェック
- ④「OK」をクリック

「方路写真データのファイルサイズ」

交差点及び車両感知器等の方路写真は、300万画素(2048×1536)程度の画質サイズで撮影を行い、ファイルサイズを概ね500KB～1500KBに抑えた上で、鮮明な写真を提出すること。

(方法1) 写真撮影前にカメラの設定を調整する。

(方法2) 写真撮影後に圧縮ソフトを使用して調整する。

3 電子データ作成要領⑦

「中電及びNTT柱へ新規共架・撤去の際の写真」

上記柱へ新規共架及び撤去する際の申請書類作成に必要な写真を撮影すること。
撮影した写真(JPEGファイル)はその他フォルダに入れること。
※ファイル名は交差点名・〇柱等分かるようにすること。

例(中電柱新規共架の場合)

No. 電柱番号(線路名・番号) 39次1 号 本柱		取付種別 新規	線路角度	標準取付	工事取止				
D 真壁連絡		新規	引留(末端)	☐ 有り	☐ 無し	☐ 地支那取付	☐ システム入力	☐ その他()	システム入力 二 取止
補紙送付		写真A 可否判定申込時: 装柱(全景)			写真A' 竣工届時: 装柱(全景)			写真C 竣工届時: 電力線最接近箇所1	
☐ 通信引込線 ☐ 立上り鋼管 ☐ その他写真資料		装柱図			写真B 可否判定申込時: 共架部分拡大			写真B' 竣工届時: 共架部分拡大	
③申込共架線の架設位置をチェックして下さい。		架設位置			写真C 竣工届時: 電力線最接近箇所2				
特記事項		写真 電柱番号							
電柱・上空占用部分について 民地については地権者承認。官地については 道路等の必要な占用許可を適正に受ける旨を 明記します。		架設位置							
特記事項(その他備考)		架設位置							

ここに撮影した写真を添付し申請するため

写真撮影要領

- 1 電柱の全景が入ること
- 2 工事前に申請した写真と同様の画角で撮影すること。(新規申請の場合のみ)
- 3 銘板を撮影すること。(撤去の場合のみ)

4 電子データ提出前チェックリスト①

第____号工事 会社名_____ 作成者_____ 確認者_____ 提出者_____

(1) メディアの中には、最初に下図のフォルダがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

名前

部材図面

制御機承認図

信号現示表

工事写真

交差点写真

基礎工事写真

感知器写真

完成写真

その他

標準品以外の部材を使用した場合のみ必要

制御機の購入又は改造がある場合のみ必要

制御機の購入がある場合のみ必要

基礎の工事がある場合のみ必要

車両感知器の工事がある場合のみ必要

※ それ以外のデータは全て「その他」フォルダに入れて下さい。

(2) 「完成写真」フォルダの中には下図と同様のエクセルファイルがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

名前

01-01

01-02

01-03

01-04

01-05

01-06

01-07

01-08

①. 工事番号は2桁になっていますか？

②. 工事内番号も2桁になっていますか？

③. エクセルファイルの圧縮はできていますか？

工事番号	—	工事内番号	.xls
01	—	03	.xls

(誤)…工事番号が1桁

名前

5-01

5-02

5-03

➡

(正)…工事番号が2桁

名前

05-01

05-02

05-03

(3) 「工事写真」フォルダの中には下図と同様のエクセルファイルがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

名前

01-01

01-02

01-03

01-04

01-05

01-06

01-07

01-08

①. 工事番号は2桁になっていますか？

②. 工事内番号も2桁になっていますか？

③. エクセルファイルの圧縮はできていますか？

④. このフォルダから基礎工事の写真を抜きましたか？

工事番号	—	工事内番号	.xls
01	—	03	.xls

(4) 「基礎工事写真」フォルダの中には下図と同様のエクセルファイルがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

名前

01-03

01-04

01-05

01-08

①. 工事番号は2桁になっていますか？

②. 工事内番号も2桁になっていますか？

③. エクセルファイルの圧縮はできていますか？

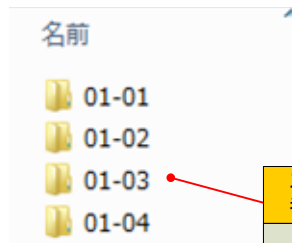
④. 他に基礎工事のあった交差点はありますか？

工事番号	—	工事内番号	.xls
01	—	05	.xls

4 電子データ提出前チェックリスト②

(5) 「交差点写真」フォルダの中には下図と同様のフォルダがありますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明



①. 工事番号は2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

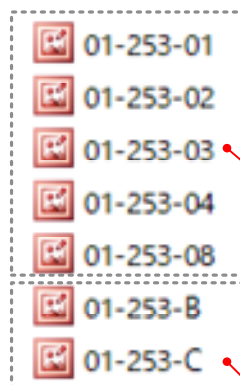
②. 工事内番号も2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

工事番号	—	工事内番号
01	—	03

(6) 「交差点写真」フォルダ内の各フォルダの中には下図と同様の写真ファイルがありますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明



①. 交差点写真撮影要領のとおり撮影しましたか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

②. 署番号は2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

③. 交差点番号は3桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

④. 方路番号は2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

⑤. 交差点写真撮影要領により方路番号を設定しましたか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

⑥. 方路番号00の交差点代表写真がありますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

署番	—	交番	—	方路番号
01	—	253	—	03

⑦. 工事を行った柱の写真を撮影しましたか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

⑧. 柱写真撮影要領のとおり撮影しましたか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

署番	—	交番	—	柱名
01	—	253	—	C

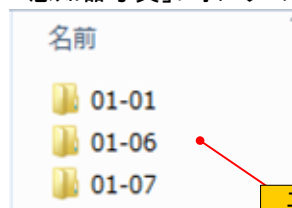
(7) この工事で、リコール用感知器以外の車両感知器を設置しましたか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

※(8)が「はい」の場合(9)～(10)へ、「いいえ」の場合は(11)へ

(8) 「感知器写真」フォルダの中には下図と同様のフォルダがありますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明



①. 工事番号は2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

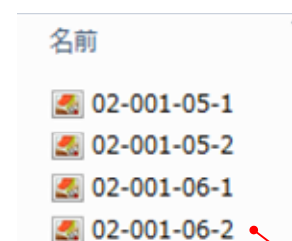
②. 工事内番号も2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

工事番号	—	工事内番号
01	—	06

(9) 「感知器写真」フォルダ内の各フォルダの中には下図と同様の写真ファイルがありますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明



①. 感知器写真撮影要領のとおり撮影しましたか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

②. 署番号は2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

③. 交差点番号は3桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

④. 収容番号は2桁になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

⑤. 方路番号は1か2になっていますか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

⑥. 感知器収容図のとおり収容番号を設定しましたか？

☐はい ☐いいえ ☐不明

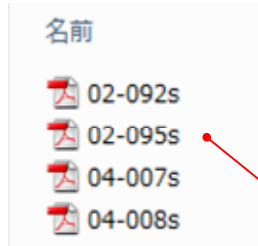
⑦. 感知器写真撮影要領により方路番号を設定しましたか？ ☐はい ☐いいえ ☐不明

署番	—	交番	—	収容番号	—	方路番号
02	—	001	—	06	—	2

4 電子データ提出前チェックリスト③

(10) 「制御機承認図」フォルダの中には下図と同様のPDFファイルがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明



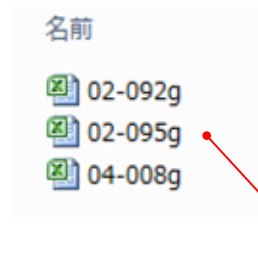
- ①. 署番は2桁になっていますか？
- ②. 交番は3桁になっていますか？
- ③. 交番の後ろにsがついていますか？
- ④. 制御機改造を行った交差点は全て入っていますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

署番	—	交番	s	.pdf
02	—	095	s	.pdf

(11) 「信号現示」フォルダの中には下図と同様のフォルダがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明



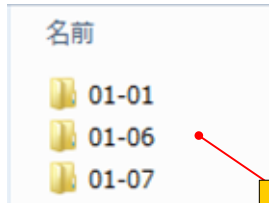
- ①. 署番は2桁になっていますか？
- ②. 交番は3桁になっていますか？
- ③. 交番の後ろにgがついていますか？
- ④. 制御機の購入を行った交差点は全て入っていますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

署番	—	交番	g	.xls
02	—	095	g	.xls

(12) 「部材図面」フォルダの中には下図と同様のフォルダがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明



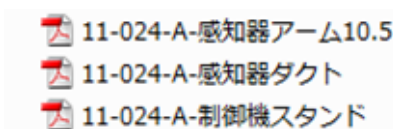
- ①. 工事番号は2桁になっていますか？
- ②. 工事内番号も2桁になっていますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

工事 番号	—	工事内 番号
01	—	06

(13) 「部材図面」フォルダ内の各フォルダの中には下図と同様のファイルがありますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明



- ①. 署番は2桁になっていますか？
- ②. 交番は3桁になっていますか？
- ③. 柱番号がついていますか？
- ④. 部材名称がついていますか？
- ⑤. 標準品以外の部材が全て入っていますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

署番	—	交番	—	柱番号	—	部材名称	.pdf
14	—	034	—	R2	—	感知器ダクト	.pdf

(14) 提出データを作成したパソコンにウィルス対策ソフトは入っていますか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

- ①. ウィルス対策ソフトの名称を記載してください。

ソフト名:

- ②. パターンファイルの更新日を記載してください。

更新日: 年 月 日

- ③. パターンファイルの更新日が表示された画面は印刷しましたか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

- ④. 提出メディア(USBメモリ)のウィルスチェックを行いましたか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

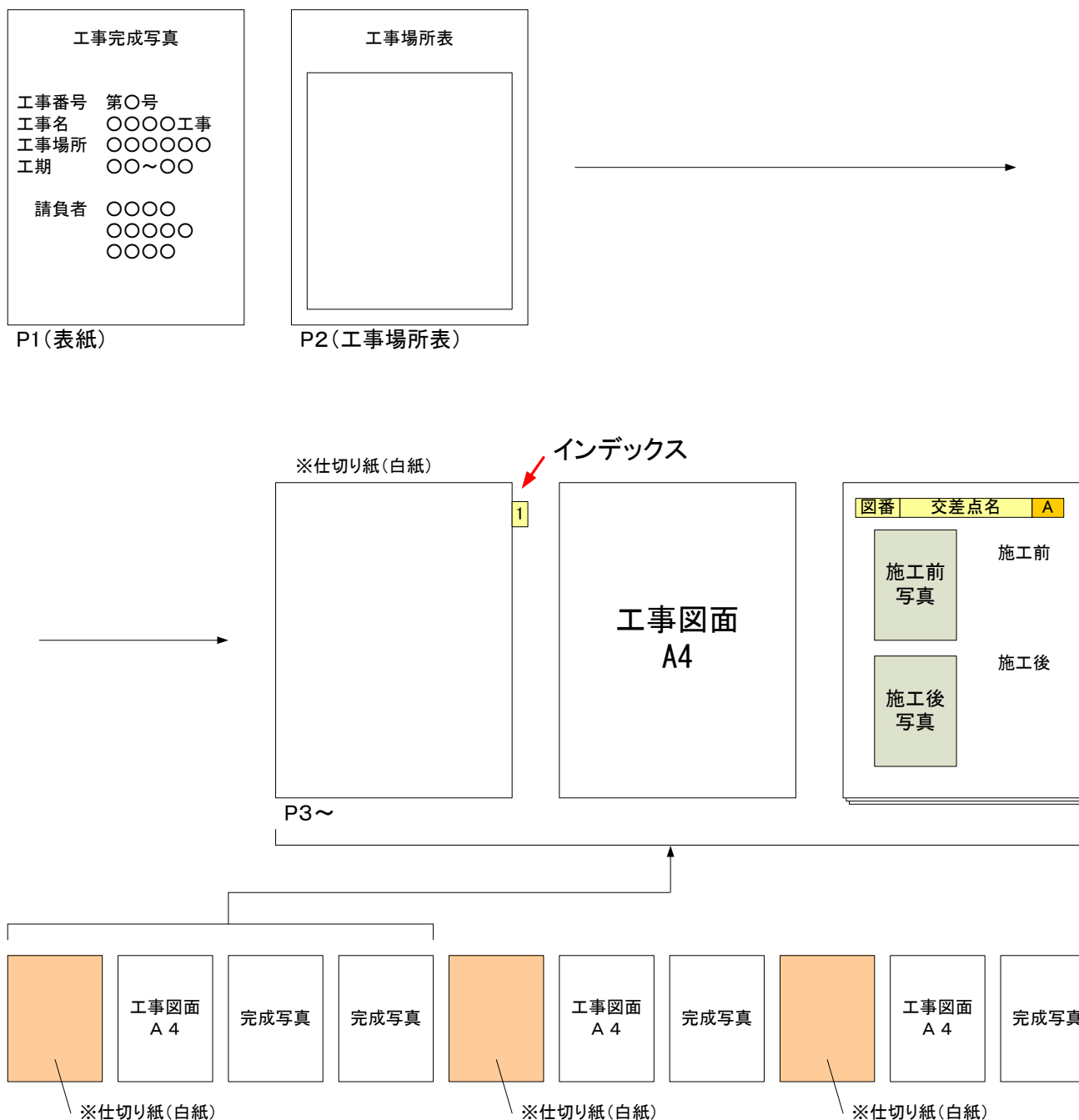
- ⑤. ウィルスチェック結果の画面は印刷しましたか？

☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明

5 完成写真帳作成要領①

○完成写真ファイリング順序

表紙の次に「工事場所表」を入れること。



図番ごとに「仕切り紙(白紙)」→「工事図面」→「完成写真」という順番で並べること。

※信号現示表は、必要事項を入力したものを「その他ファイル」に入れること。

○仕切り紙(白紙)

仕切り紙(白紙)の右端にインデックスを張り、図番を記載すること。

○工事図面

設計変更があった場合は、変更後の最終図面を監督員から受取り、工事完成写真帳に添付すること。

5 完成写真帳作成要領②

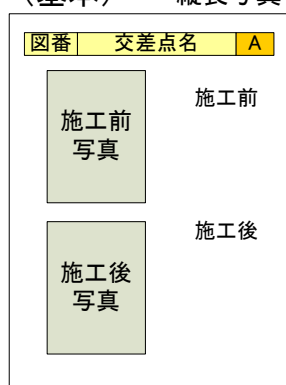
○基本事項

- ・工事図面に記載された架線工事以外は、すべて施工前、施工後写真を撮影すること。
(例)柱穴あけ加工、レジン解体、防護管設置、架台、補助ボックス内の端子台
- ・施工前と施工後写真は、監督員が了解した場合を除き、明るい昼間に撮影すること。
- ・取付け部材は「数量内訳表」の品名・規格、又は「工事図面に準拠した名称」を記載すること。
- ・写真内の工事箇所を示す矢印、枠等は赤色とすること。

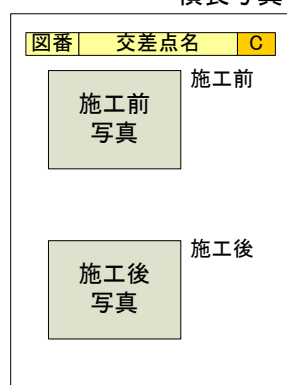
○レイアウト

縦長写真を基本とし、横長写真の方が特に分かり易い写真になる場合に限り、横長写真を使用すること。

(基本) 縦長写真



横長写真

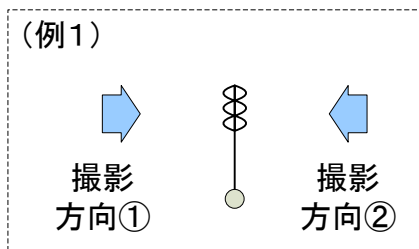


「施工前」と「施工後」は合わせること。

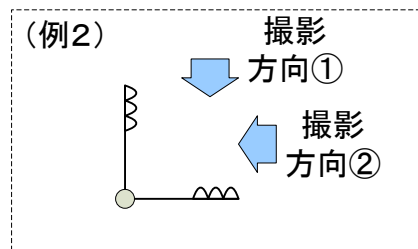
○注意事項

- ・施工前と施工後は、同一アングルから、同一範囲を撮影すること。
※施工後は、施工前写真を持参し、アングル等を確認して撮影すること。
・施工前写真の撮り忘れがないように工事前に十分確認を行っておくこと。
・新設道路等で背景が大きく変わる場所では、施工前写真撮影日と工事日を近づけること。
・ピントが合っていない写真は、撮り直すこと。
- ・施工前後で、同一場所であることが分かるように、背景を入れて撮影すること。
(例)端子箱の拡大写真だけでは設置場所が特定できない。
- ・工事対象物が小さくなる時は、設置柱全景写真と、拡大写真の両方を撮影すること。
- ・設置機器は、可能な限り正面から撮影すること。
※同一柱に異なる方向に設置した機器がある場合は、複数の方向から撮影すること。
- ・車両灯器、歩行者用灯器及びA-4(LED電球式(又は表示灯付))の撮影は、灯色がついていることを確認できること。

(例1)



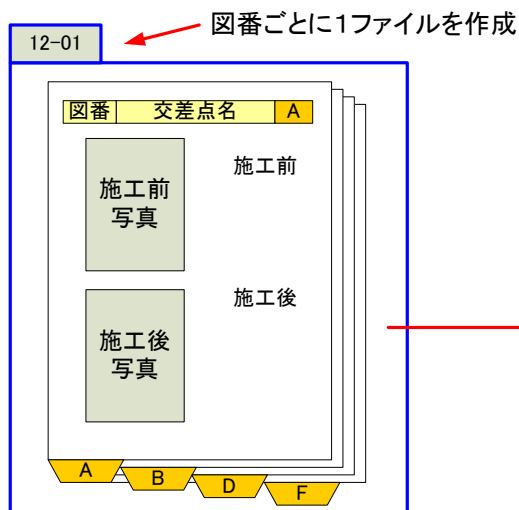
(例2)



- ・竣工検査等で手直しを行った箇所については、手直し後の写真を完成写真とすること。

5 完成写真帳作成要領③

○ファイル名及びシート構成 ※電子データ



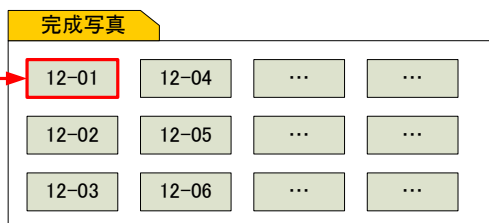
※図番をファイル名にすること。

・ファイル名は半角で入力すること。

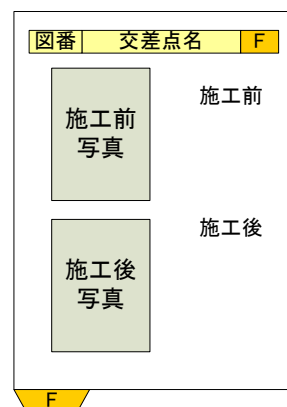
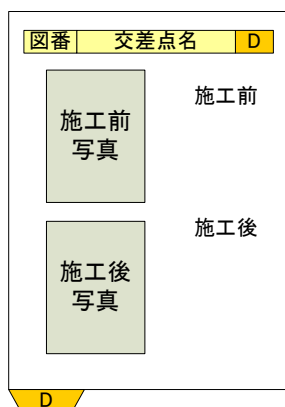
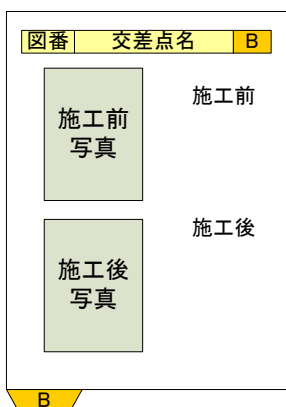
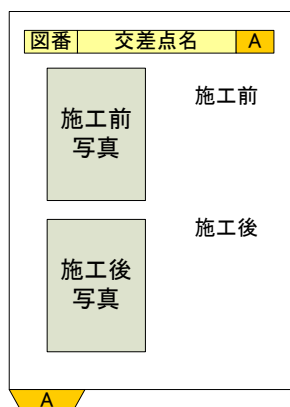
・ファイル名の数字は2桁で入力すること。

(例) 12号工事の5番目の交差点

12 - 05

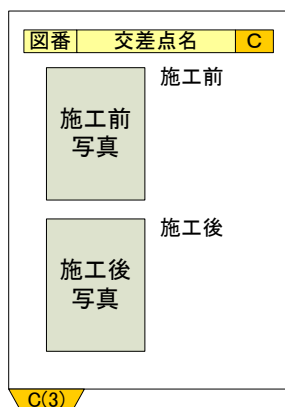
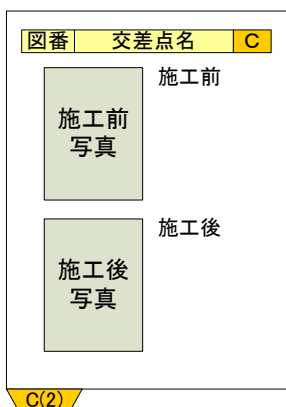
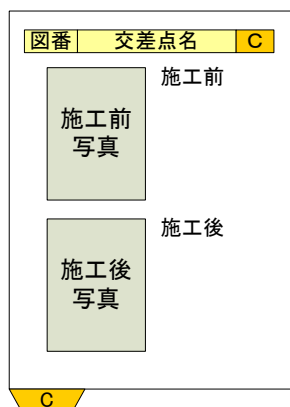


※1つの交差点に関して、複数の完成写真が有る場合は、シートを増やして対応すること。



柱番号をシート名にすること。

○同一の柱番号に関する写真が複数枚ある場合



C柱の1ページ目

C柱の2ページ目

C柱の3ページ目

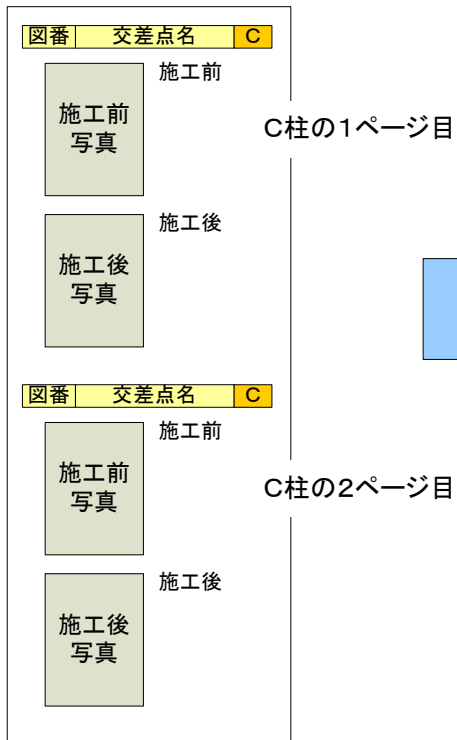
シート名の柱番号の後ろに枝番号を記載すること。

5 完成写真帳作成要領④

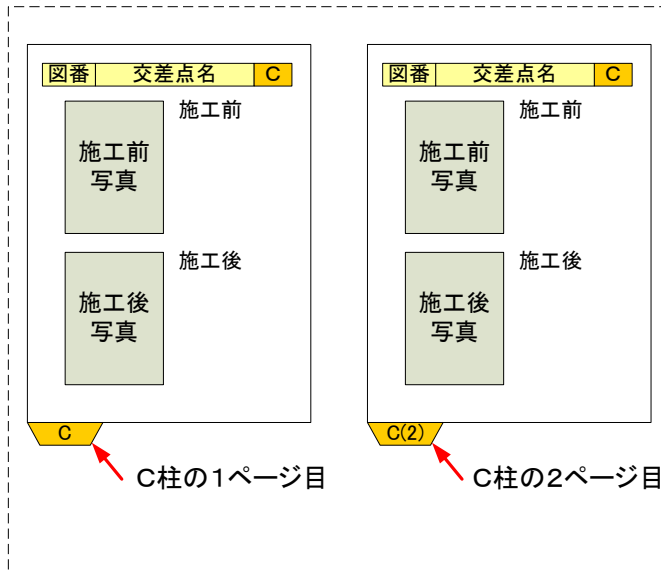
○同一の柱に関する写真が複数枚ある場合

1シートには1ページだけを作成すること。

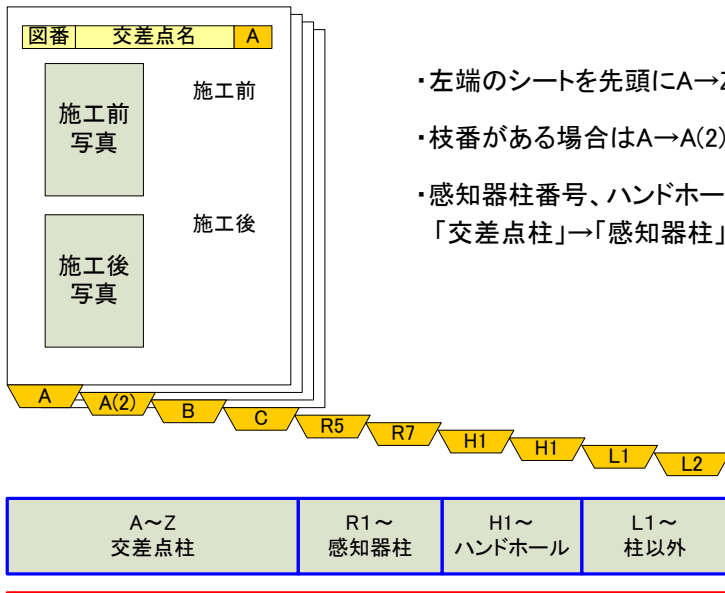
(悪い例)



(良い例)



○シートの並び順

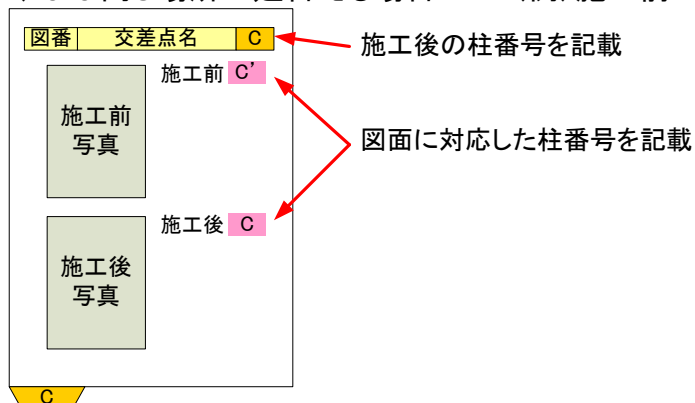


- ・左端のシートを先頭にA→Zの順番で並べること。
- ・枝番がある場合はA→A(2)→A(3)の順番で並べること。
- ・感知器柱番号、ハンドホール番号等がある場合は、「交差点柱」→「感知器柱」→「ハンドホール」→「柱以外」の順番で並ること。

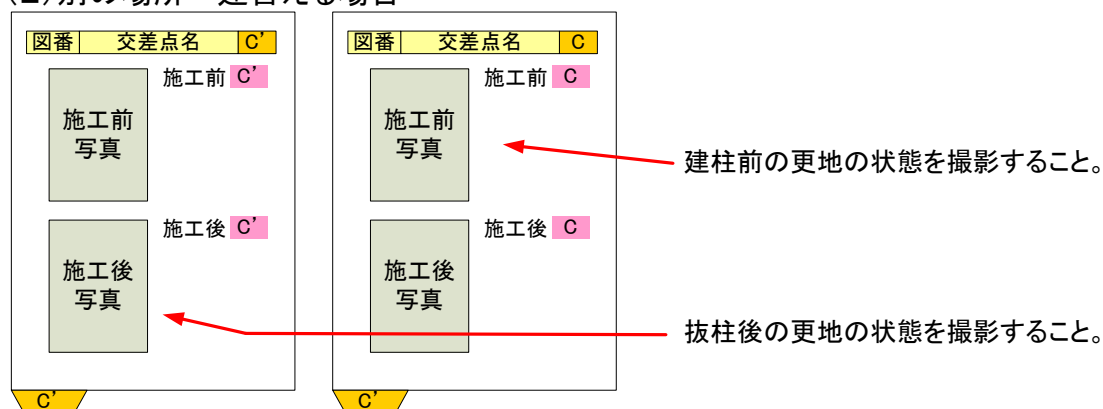
5 完成写真帳作成要領⑤

○柱建替工事

(1) ほぼ同じ場所へ建替える場合 (例) 施工前がC'、施工後がCの場合

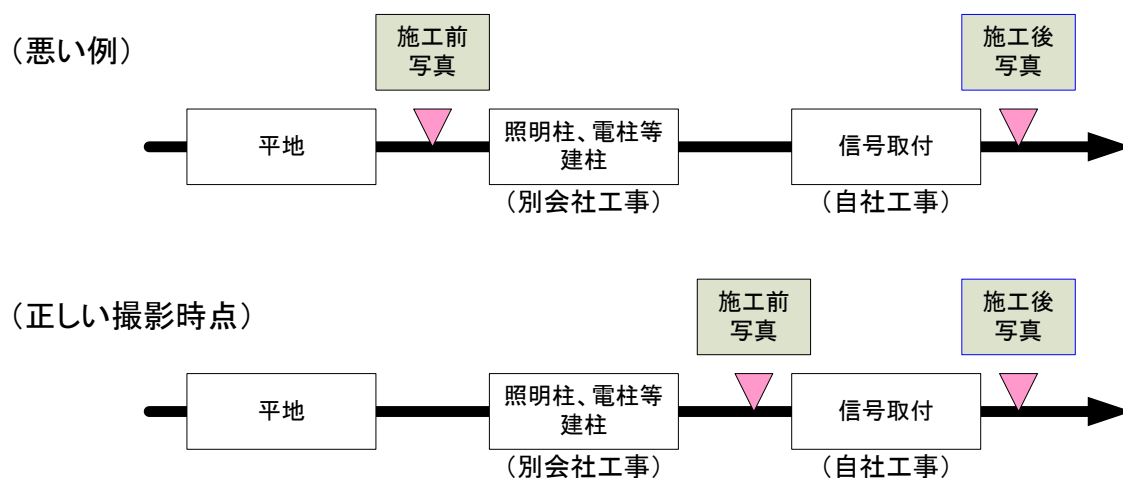


(2) 別の場所へ建替える場合



○別会社による工事が含まれる場合

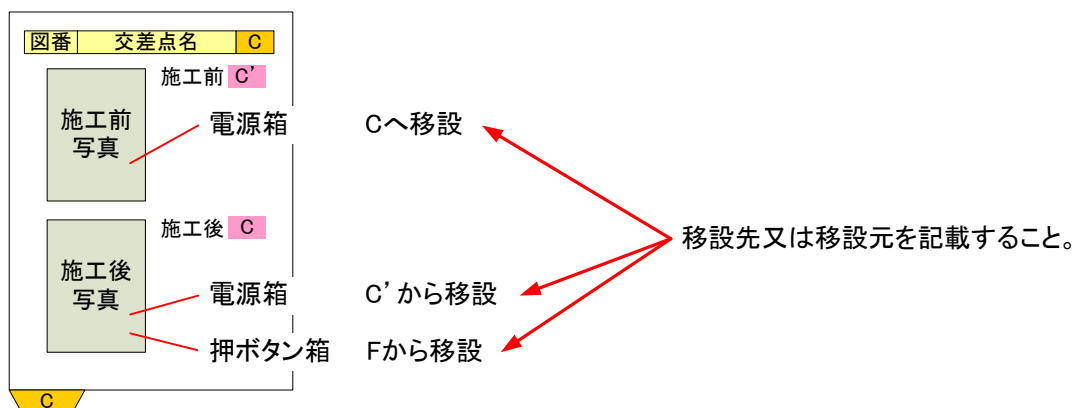
- ・別会社による工事が含まれる場合は、自社工事の施工前、施工後を撮影すること。



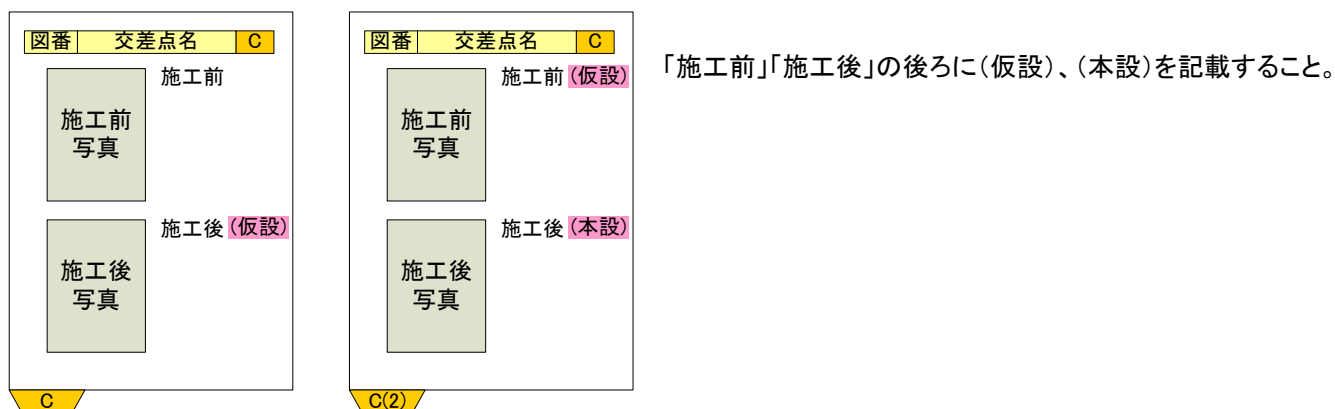
※自社工事で建柱を行った後に、他社が舗装をする場合なども撮影時期に注意すること。

5 完成写真帳作成要領⑥

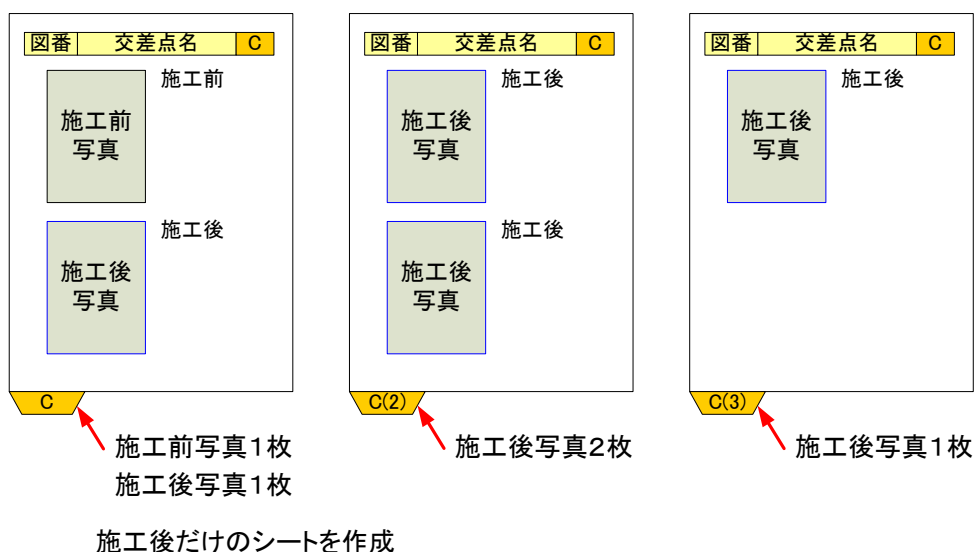
○移設工事



○施工前と施工後の間に仮設工事がある場合



○施工後写真の方が枚数が多い場合



5 完成写真帳作成要領⑦

○電源箱

(外観)		(内部)	
図番	交差点名	図番	交差点名
C		C	
施工前	外観写真	施工後	電源箱内部
施工後	外観写真	施工後	電源箱下部
C		C(2)	

電源箱の扉を開いた状態で撮影すること。
発電機接続ケーブル、扉側の加工等が分かるように撮影すること。

電源箱の下部でランプが点灯していることが確認できること。

電源箱に、複数のブレーカーが設置されている場合は、それぞれの供給先が分かるように記載すること。

(記載例)

カメラ、発電機、〇〇市視覚障害者用付加装置

○補助ボックス

(外観)		(内部)	
図番	交差点名	図番	交差点名
C		C	
施工前	外観写真	施工後	補助ボックス内部(表)
施工後	外観写真	施工後	補助ボックス内部(裏)
C		C(2)	

補助ボックス内に設置された部材(端子台、ONU等)が分かるように撮影すること。

電源箱として使用する物の場合は、電源箱と同様に記載すること。

両面扉の場合は、両方を撮影すること。

※ ONU、光成端箱等、他事業者が設置した機器は記載不要

○アンテナ等(小型機材)

(全景)		(拡大) ※必要時	
図番	交差点名	図番	交差点名
C		C	
施工前	全景写真	施工後	アンテナ等周辺写真
施工後	全景写真		
C		C	

全景写真で、アンテナ等の小型機材が鮮明に確認できない場合はその周辺拡大写真を撮影すること。

(例)無線伝送用アンテナ、時刻修正用アンテナ、ペンダント受信アンテナ、太陽電池

5 完成写真帳作成要領⑧

○端子箱

(全景)

図番	交差点名	C
施工前		
全景写真		
施工後		
全景写真		

(拡大) ※必要時

図番	交差点名	C
施工後		
端子箱 周辺 写真		

端子箱の新設、撤去、取り替え又は移設した場合は、端子箱の写真を撮影すること。

どこの柱であるかが特定できる全景写真であること。

端子箱の規格(10T、20T・・・)まで確認できる必要はないが、工事で端子箱が設置されている又は更新されていることが明らかに確認できる写真を撮影すること。

全景写真で、はっきりと確認できない場合は、端子箱周辺の拡大写真を撮影すること。

○端子箱(柱内蔵)

図番	交差点名	C
施工前		
柱 開口部 写真		
施工後		
柱 開口部 写真		

新設時は、柱内に端子箱がない状態の写真を撮影すること。

○端子箱(CAB用)レジン解体・打設

(レジン解体)

図番	交差点名	C
施工前		
CAB用 端子箱 (解体前)		
施工後		
CAB用 端子箱 (解体後)		

(レジン打設)

図番	交差点名	C
施工前		
CAB用 端子箱 (打設前)		
施工後		
CAB用 端子箱 (打設後)		

レジン解体、レジン打設のそれぞれについて、施工前後写真を撮影すること。

5 完成写真帳作成要領⑨

○制御機の改造(基盤、ユニット等の追加がある場合)

図番	交差点名	A
施工前		
制御機内部		
施工後		
制御機内部		

A

制御機に追加した基盤、ユニット、端子台等が分かるように撮影すること。
追加した基盤、ユニット、端子台等を赤枠で示すこと。

(記載例)
制御機改造(連動子機能追加)

○制御機の改造(基盤、ユニット等の追加が無い場合)

図番	交差点名	A
施工後		
コンソール 接続 状況		
施工後		
コンソール 画面		

A

制御機にコンソールを接続している状況を撮影すること。

改造作業を行ったコンソールの画面を撮影すること。

○部品、基盤、ユニット交換

図番	交差点名	A
施工前		
機器内部		
施工後		
機器内部		

A

施工前と施工後で見た目の違いが分かり難い部品交換等を行った場合は、新しい部品と古い部品を一緒に撮影すること。

(例)
・制御機の基盤交換
・車両感知器のユニット交換等

○LED素子切れユニットの交換

図番	交差点名	A
施工前		
LED部の 写真		
施工後		
LED部の 写真		

A

素子が切れている等の不良状態が分かる写真を撮影すること。

(例)
・LED灯器
・文字板A-4(LED)等

5 完成写真帳作成要領⑩

○制御機の古材使用

(外観)

図番	交差点名	A
施工前		
施工前写真		
施工後		
施工後写真		

A

(交差点番号)

図番	交差点名	A
施工前		
制御機 交差点番号		
施工後		
制御機 交差点番号		

A(2)

支給した制御機(古材)の交差点番号が分かる写真を撮影すること。

制御機に記載されている交差点番号が、工事で設置した交差点の番号に修正できていることが分かる写真を撮影すること。

○柱穴あけ加工

図番	交差点名	C
施工前		
施工前写真		
施工後		
施工後写真		

C

穴あけ前後の状況が確認できる写真を撮影すること。

(記載例)

穴あけカップリング加工 36φ

○車両感知器等(車両感知器、無線伝送装置)

(全景)

図番	交差点名	C
施工前		
全景写真		
施工後		
全景写真		

C

(筐体周辺)

図番	交差点名	C
施工前		
筐体周辺写真		
施工後		
筐体周辺写真		

C

①全景写真

設置柱の全体及びアームを含む写真

②筐体周辺写真

設置柱の下部(筐体周辺)の写真

※アース配管が確認できること。

③拡大写真 ※必要時

全景写真で、アンテナ、太陽電池等が鮮明に確認できない場合は、その周辺拡大写真を撮影すること。

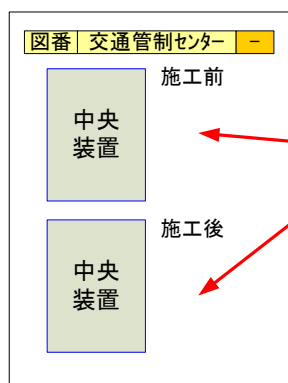
(拡大) ※必要時

図番	交差点名	C
施工後		
アンテナ等 周辺写真		

C

5 完成写真帳作成要領⑪

○交通管制中央装置(端末対応ユニットの追加等)



中央装置に追加したユニット等が分かるように撮影すること。
設置又は廃棄したユニット等を赤枠で示すこと。

(記載例)

端末対応ユニット 2式

UD伝送(2回線対応、RTR内蔵) 取付・調整

端末対応ユニット 1式 廃棄

5 完成写真帳作成要領⑫

○部材名称

完成写真帳に記載する部材の名称に「数量内訳表」の品名・規格を使用しない場合は、以下の例のとおり、「工事図面に準拠した名称」とすること。

(作成例1)

完成写真帳	工事図面

完成写真帳

工事図面

施工後

端子箱 20T

1H23(LED) L=3.5 A-1

PV(LED) L=0.5 E-1

③

20T

1H23(LED) L=3.5 A-1

PV(LED) L=0.5 E-1

※図形 は「図面の図形名称」を記載すること。

C

(作成例2)

完成写真帳	工事図面

完成写真帳

工事図面

施工後

保安器箱

電源箱(小・P)

制御機(L)(UD-RTR,TCU)

④

(M-TTR)51φ(19C)PT,EC
アース用19φ
25φ(VVR)PT×2,EC
19φ(CVV)PT×2,EC
廃棄

(L)(UD-RTR,TCU)51φ(19C)PT,EC
アース用19φ
(小・P)25φ(VVR)PT×2,EC
19φ(2P)PT×2,EC

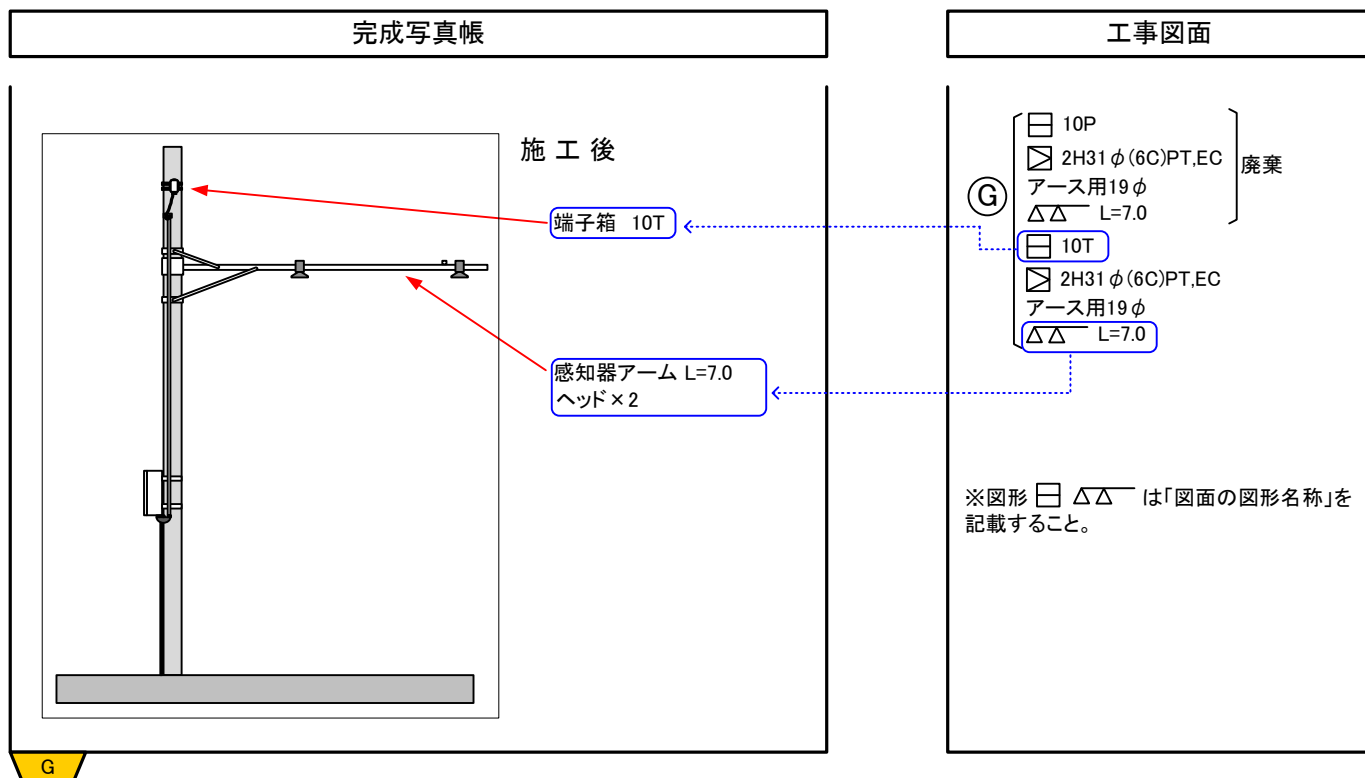
※図形 は「図面の図形名称」を記載すること。

※機器の付属する配管類は記載不要

A

5 完成写真帳作成要領⑬

(作成例3)



「図面の図形名称」

	端子箱		歩行者感知器
	制御機		視覚障害者用付加装置
	電源箱		スピーカーアーム スピーカー
	ONU收容箱		音響式歩行者誘導付加装置
	押ボタン箱		無線伝送装置
	感知器		ITV制御機
	感知器アーム ヘッド		ITVカメラ
	感知器アーム ヘッド×2		情報カメラ
	感知器アーム ヘッド(光)		発動発電機
	感知器アーム ヘッド(画像)		情報送信機
	感知器アーム ヘッド(遠赤外線)		プルボックス

5 完成写真帳作成要領⑭ 提出前チェック

※完成写真帳は、提出前にエンピツで「✓」マークを入れながら、
「工事図面の部材」が「完成写真帳」に記載されていることを必ず確認すること。



(チェック例)

完成写真帳

施工後

端子箱 20T ✓

1H23(LED) L=3.5 A-1 ✓

PV(LED) L=0.5 E-1 ✓

工事図面

③

- 20T ✓
- 1H23(LED) L=3.5 A-1 ✓
- PV(LED) L=0.5 E-1 ✓

完成写真帳

施工後

ONU收容箱 ✓

電源箱(小・P) ✓

制御機(L)(UD-RTR,TCU) ✓

工事図面

④

- ☒ (M-TTR)51φ(19C)PT,EC
- アース用19φ
- ☒ 25φ(VVR)PT×2,EC
- ▼ 19φ(CVV)PT×2,EC

廃棄

- ☒ (L)(UD-RTR,TCU)51φ(19C)PT,EC
- アース用19φ
- ☒ (小・P)25φ(VVR)PT×2,EC
- (ONU)19φ(2P)PT,EC
- ▼ 31φ(LAN,2C)PT

6 工事写真帳作成要領①「基礎工事以外」

○工事写真ファイリング順序

表紙の次に「工事場所表」を入れること。

工事写真	
工事番号	第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇〇〇〇〇
工期	〇〇～〇〇
請負者	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

P1(表紙)

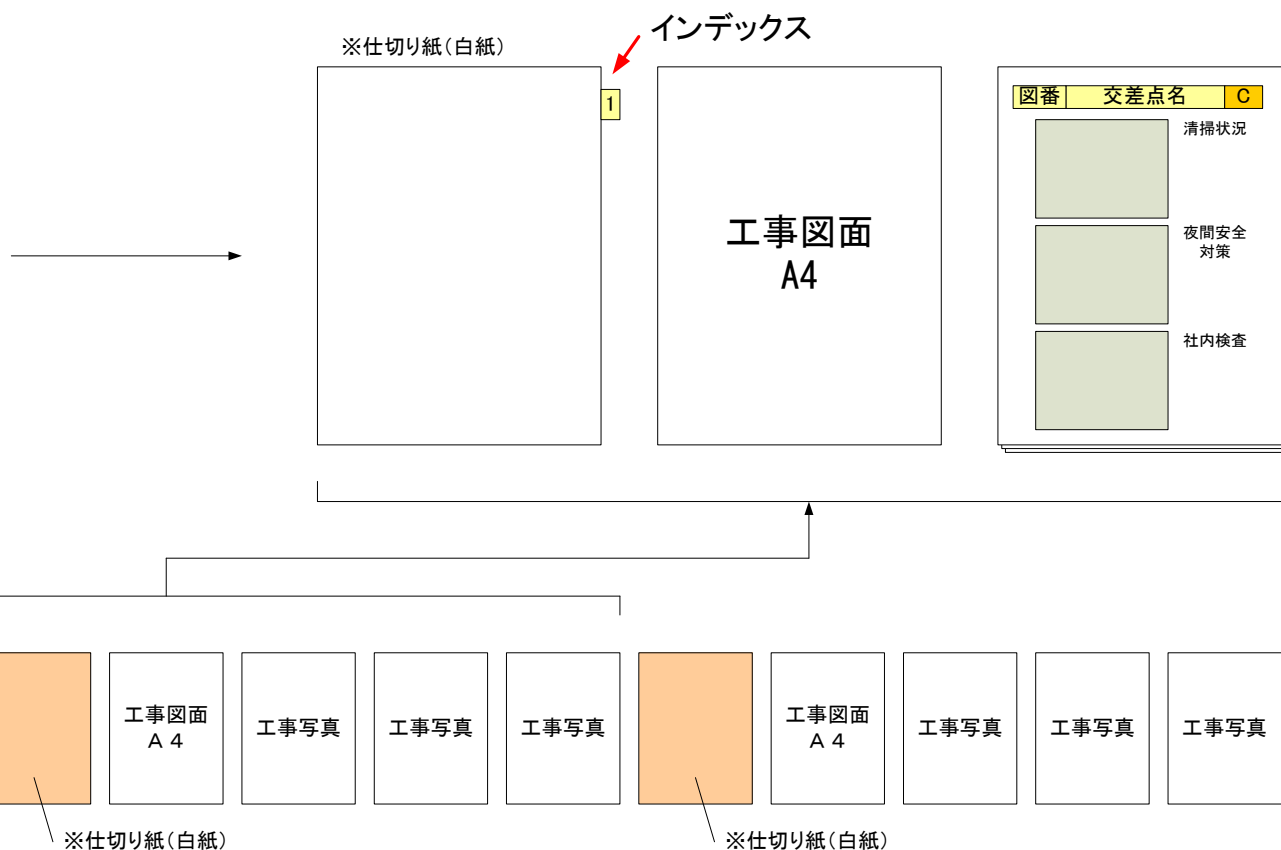
工事場所表

P2(工事場所表)

安全研修・訓練	
	安全研修 1回目
	安全訓練
	車両整備

P3～(工事全体に関する安全研修・訓練状況写真等)

安全研修・訓練	
	安全研修 2回目
	安全訓練
	車両整備



図番ごとに「仕切り紙(白紙)」→「工事図面」→「完成写真」という順番で並べること。

○仕切り紙(白紙)

仕切り紙(白紙)の右端にインデックスを張り、図番を記載すること。

○工事図面

設計変更があった場合は、変更後の最終図面を監督員から受取り、工事完成写真帳に添付すること。

6 工事写真帳作成要領②「基礎工事以外」

○基本事項

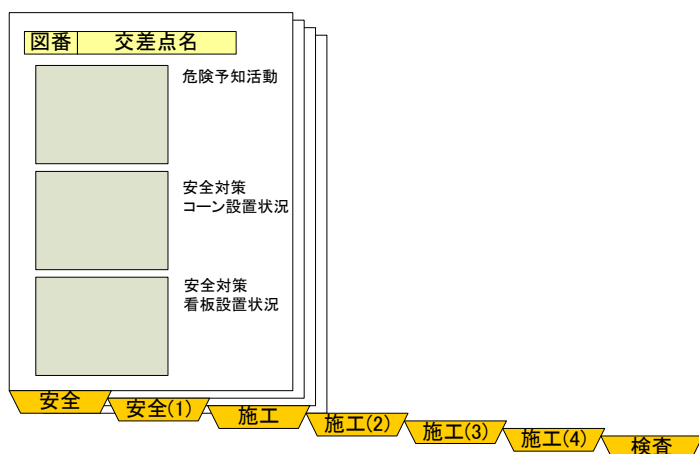
- ・工事場所が分かるように、背景を入れて撮影すること。

○工事写真帳の並び順 ※印刷物

- ・工事場所ごとに、「安全対策」→「施工状況」→「社内検査状況」の順番に並べること。



○シートの構成 ※電子データ



シートの並び順及び撮影枚数の目安

安全対策	施工状況	社内検査状況
安全対策ミーティング 危険予知活動状況 1枚以上	施工状況 計測・確認状況 工事後の清掃	社内検査状況 ・工事場所ごとに3枚以上
交通整理状況 2枚以上		・工事部材1種類につき1枚以上 (例)端子箱の設置状況 1枚以上 (例)車両用灯器の設置状況 1枚以上 (例)押ボタン箱の設置状況 1枚以上 (例)架線状況 1枚以上
工事箇所の安全対策 コーン、看板設置等 3枚以上		・計測・確認項目ごとに、1枚以上 (例)ケーブル高の計測状況 1枚以上 (例)接地抵抗の計測状況 1枚以上 (例)連動信号の確認状況 1枚以上

6 工事写真帳作成要領③ 「基礎工事以外」

○撮影項目

— 施工状況



施工状況
機器等撤去状況



施工状況
機器等取付状況
アーム組み立て状況



施工状況
結線状況(機器内)
端子箱結線状況



施工状況
配線状況(上空、地下)
ケーブル撤去状況(上空、地下)

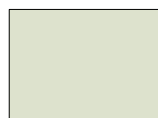


施工状況
アース棒打込み

— 安全対策等



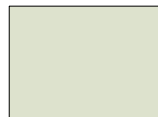
安全研修・訓練状況
※毎月1回以上



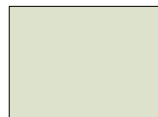
危険予知活動状況
※活動内容が分かるよう記載



安全対策ミーティング状況
(工事現場)



交通整理状況



工事看板等設置状況



工事中箇所の安全対策
※工事エリアへのコーン等設置状況

— その他



建設リサイクルシール掲載状況



工事場所の清掃状況



使用機械、車両等の点検整備状況

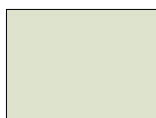


購入部材保管管理状況

— 計測・検査状況



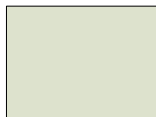
接地抵抗計測状況



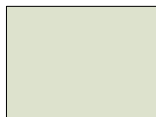
架線の高さ計測状況



灯器・感知器等の高さ計測状況



押ボタン箱、制御機等の高さ計測状況



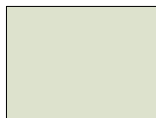
入力電圧、負荷電流等の計測状況



車両感知器の感知確認状況
連動信号の確認状況



柱、機器等の清掃状況



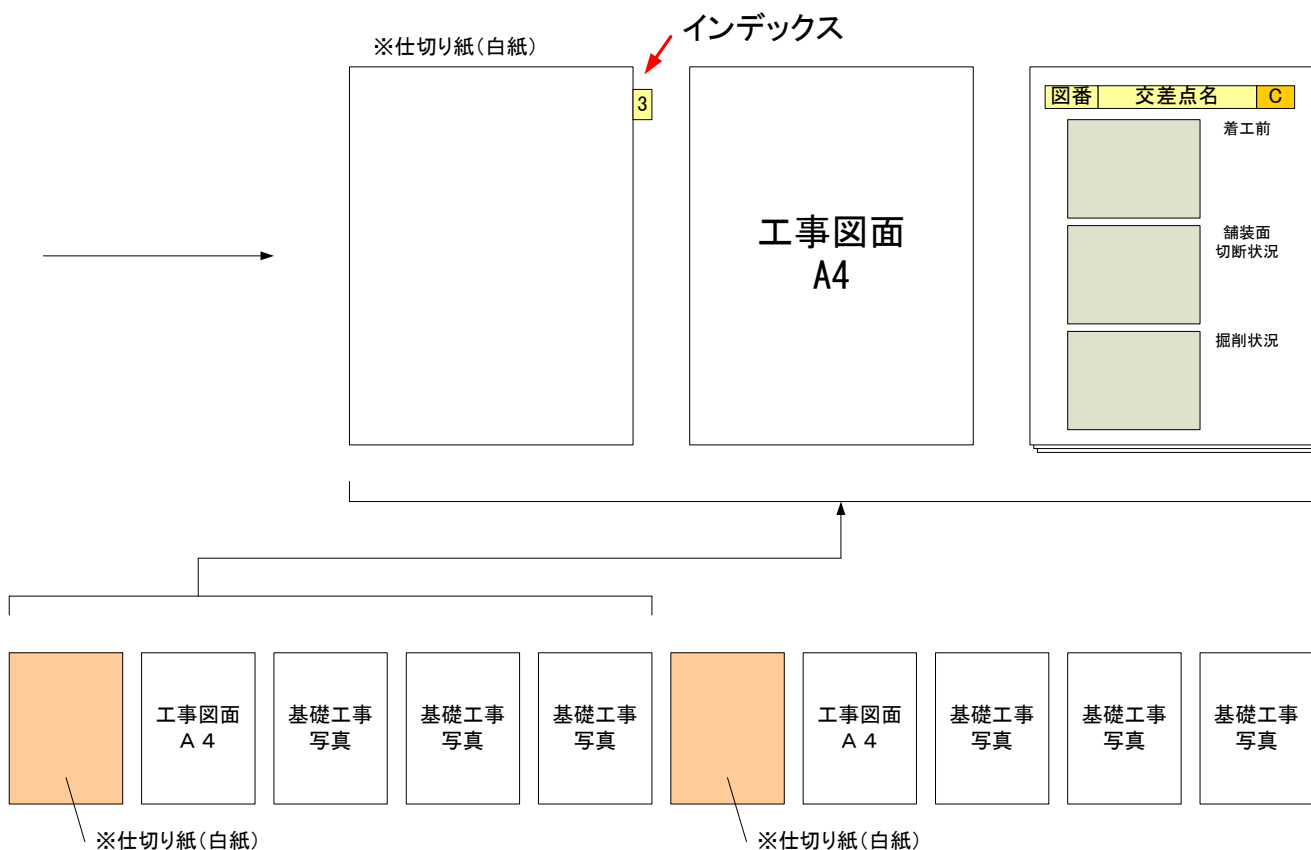
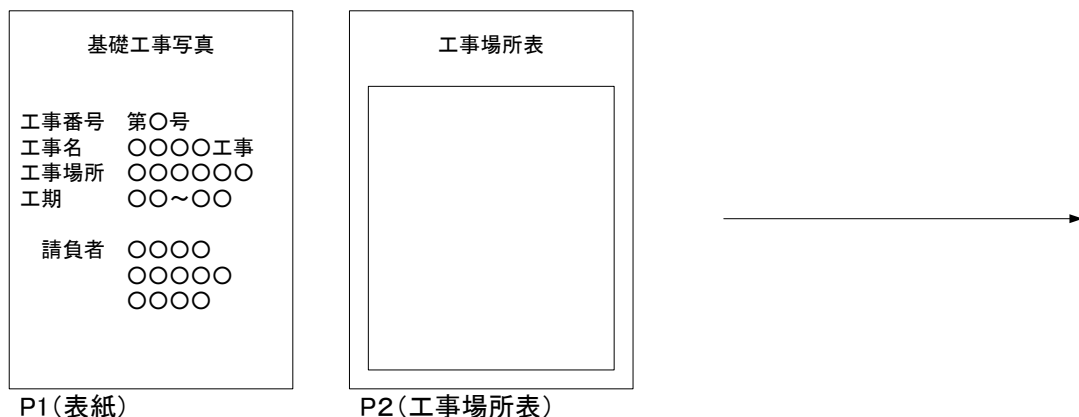
社内検査状況 ※工事場所ごとに3枚程度

キズ、汚れ等のチェック
感知器等の動作確認
機器、配管等の取り付け状況確認
ボルト締め忘れ等の確認

6 工事写真帳作成要領④「基礎工事」

○基礎工事写真ファイリング順序

表紙の次に「工事場所表」を入れること。



基礎工事のあった図番(工事場所)についてのみ作成すること。

図番ごとに「仕切り紙(白紙)」→「工事図面」→「基礎工事写真」という順番で並べること。

○仕切り紙(白紙)

仕切り紙(白紙)の右端にインデックスを張り、図番を記載すること。

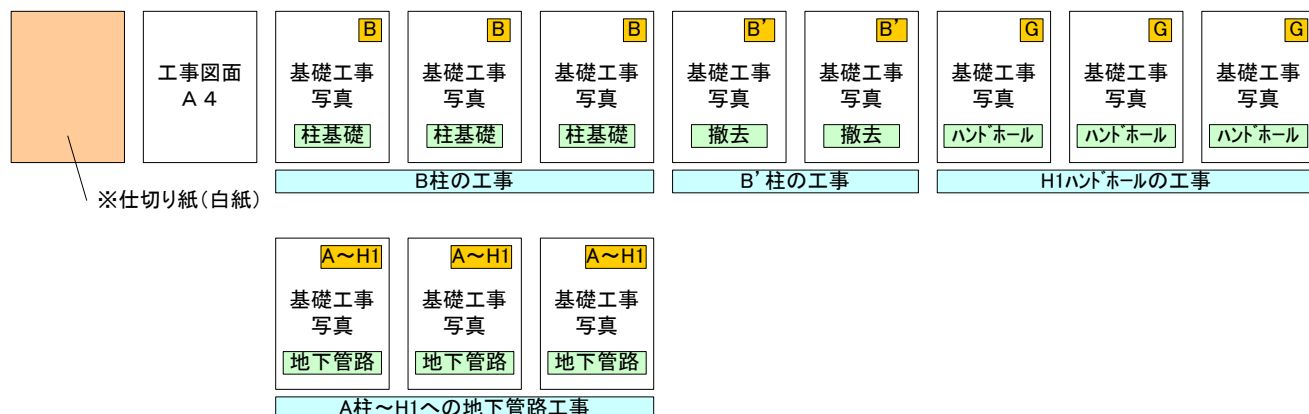
○工事図面

設計変更があった場合は、変更後の最終図面を監督員から受取り、工事完成写真帳に添付すること。

6 工事写真帳作成要領⑤「基礎工事」

○基礎工事写真帳の並び順 ※印刷物

・柱番号A→Z、R1～、H1～、L1～の順番で並べること。



○ファイル構成 ※電子データ

(工事写真)

図番	交差点名	C
		舗装切断
		舗装掘削
		掘削状況

C

○シートの並び順 ※電子データ

図番	交差点名	A
		舗装切断
		舗装掘削
		掘削状況

A A(2) A(3) G G(2) G(3) H1 H1(2) A～H1 A～H1

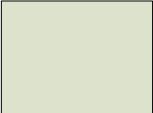
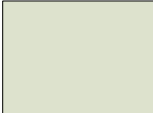
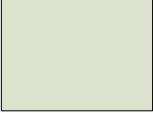
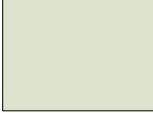
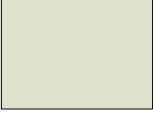
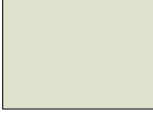
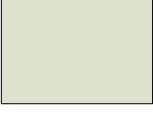
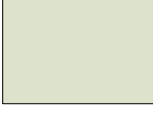
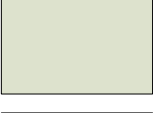
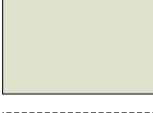
- ・左端のシートを先頭にA→Zの順番で並べること。
- ・1箇所の写真が複数ページになる場合はA→A(2)→A(3)の順番で並べること。
- ・感知器柱番号、ハンドホール番号等がある場合は、「交差点柱」→「感知器柱」→「ハンドホール」→「柱以外」の順番で並ること。
- ・基礎工事の安全対策は工事写真へ入れる。

A～Z 交差点柱	R1～ 感知器柱	H1～ ハンドホール	○～○ 地下管路
-------------	-------------	---------------	-------------



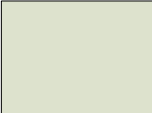
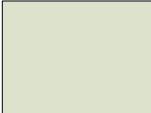
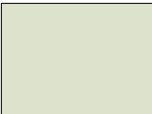
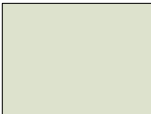
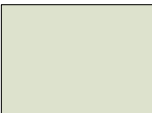
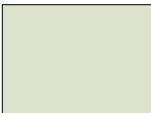
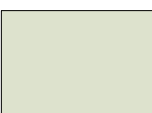
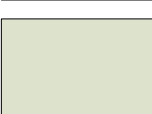
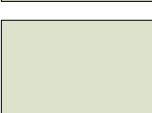
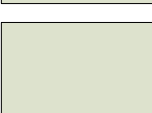
6 工事写真帳作成要領⑥ 「基礎工事」

○撮影項目例 ヒューム管基礎

	着工前		埋戻碎石転圧状況 4層目
	舗装面切断状況		埋戻碎石転圧状況 5層目
	掘削状況 (途中の状況)		接地棒打設
	掘削状況 H=1900 又はH=1950 ※曲柱の場合		建柱状況
	基礎碎石転圧状況		砂詰水締固定中
	信号用基礎 底板 t=100 ※底板付でない場合		建柱状況 砂詰水締固定完了 t=200下 (直柱の場合) ※バンド設置状況が確認できること。
	信号用基礎 底付ヒューム管 φ 800 × 1500		モルタル固定状況 t=200
	信号用基礎 底付ヒューム管 設置 H=300 又はH=350 ※曲柱の場合		粒調碎石転圧状況
	埋戻碎石転圧状況 1層目		粒調碎石転圧完了
	埋戻碎石転圧状況 2層目		縁石ブロックの復旧状況 ※BLの場合
	埋戻碎石転圧状況 3層目		舗装面復旧転圧状況 1層目
※ヒューム管の周囲に生コンを打設する場合			舗装面復旧転圧状況 2層目
	型枠		完成
	生コン打設状況		
	生コン打設完了		

6 工事写真帳作成要領⑦「基礎工事」

○撮影項目例 基礎撤去工事

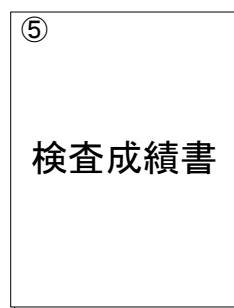
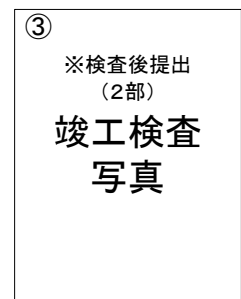
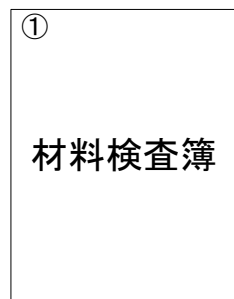
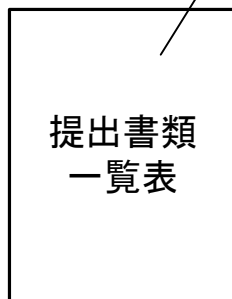
	着工前		舗装面復旧転圧状況 1層目
	舗装面切断状況		舗装面復旧転圧状況 2層目
	掘削状況		完成
	基礎の状況		撤去品 基礎 コンクリート殻
	基礎撤去状況		撤去品 コンクリート柱
	基礎撤去完了状況		
	埋戻碎石転圧状況		
	埋戻碎石転圧状況 1層目 H=400		
	埋戻碎石転圧状況		
	埋戻碎石転圧状況 2層目 H=200		
	埋戻碎石転圧状況		
	碎石転圧完了		

7 その他書類作成要領①

○その他ファイル 提出書類一覧表

No	書類名	提出
①	材料検査簿	○
②	中間検査写真	○
③	竣工検査写真	○
④	工事打合簿	○
⑤	検査成績書	○
⑥	電気使用申込書（写）	○
⑦	再資源化等報告書	○
⑧	マニフェスト（写）	○
⑨	線番表写真	○
⑩	運用開始日時	○
⑪	制御機承認図	○
⑫	部材図面	○
⑬	詳細工程表	○
⑭	連動関係確認票	○
⑮	感知器收容確認票	○
⑯	施工チェックリスト	○
⑰	その他（強度計算書等）	○
⑱	手直し写真	

提出書類に○をつけた「提出書類一覧表」



.....

○材料検査簿

材料検査簿

工事番号 第○号
 工事名 ○○○○工事
 工事場所 ○○○○○○
 工期 ○○～○○

請負者 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○

P1(表紙)

材料一覧表

(材料一覧表)

納品書
(写)

材料検査状況

鋼管柱
GP-***

車面用灯器

制御機
○-○
○○交差点

(検査状況写真)

材料検査状況

感知器

押ボタン箱

文字板

材料保管状況

機器
保管状況

材料
保管状況

鋼管柱
保管状況

(保管状況写真)

7 その他書類作成要領②

○中間・竣工検査写真

写真ごとに検査内容を記載すること。

検査写真帳は検査後に2部提出すること。

中間検査写真	
工事番号	第○号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○○○○○
工期	○○～○○
請負者	○○○○ ○○○○○ ○○○○

P1(表紙)

図番	交差点名
	道路使用許可 確認
	安全対策状況 確認
	看板設置状況 確認

P2～(検査状況写真)

図番	交差点名
	鋼管柱傾き確認
	○○取付確認
	○○○ 設置高さ確認

竣工検査写真	
工事番号	第○号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○○○○○
工期	○○～○○
請負者	○○○○ ○○○○○ ○○○○

P1(表紙)

図番	交差点名
	○○○ 動作確認
	○○○ 設置高さ確認
	○○○ 設置高さ確認

P2～(検査状況写真)

図番	交差点名
	○○○ 配管接続確認
	鋼管柱傾き確認
	電圧確認

図番	交差点名
	○○灯器 視認性確認
	○○取付確認
	○○○ 接地抵抗確認

○工事打合簿

工事打合簿	
工事番号	第○号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○○○○○
工期	○○～○○
請負者	○○○○ ○○○○○ ○○○○

P1(表紙)

工事打合簿	

P2～

工事打合簿	

7 その他書類作成要領③

○検査成績書

既設の部材を移設する場合や古材を使用する場合もメーカー名、仕様、製造年度等を設置前に確認を行い、検査成績書に記載すること。

提供データには当初設計の新規購入部材しか含まれていないことから、設計変更部材及び移設部材、古材等は行を追加し入力すること。

提供データのケーブル区間は、途中で経由する柱が考慮されていないので、行を追加し、途中で経由する柱も含めた柱間単位で検査成績書を作成すること。

機器の銘板には製造年月が記載されているが、検査成績書には年度で記載すること。

(例) 1997年4月 → 1997年度

(例) 1998年3月 → 1997年度

検査成績書	
工事番号	第○号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○○○○○○
工期	○○～○○
請負者	○○○○ ○○○○○ ○○○○

P1(表紙)

検査成績書

P2～

検査成績書

○電気使用申込書

電気使用申込書	
工事番号	第○号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○○○○○○
工期	○○～○○
請負者	○○○○ ○○○○○ ○○○○

P1(表紙)

電気使用申込み場所

P2

新增設工事申込み(申込内容控え)
A交差点 (写)

P3

交通信号機消費電力表
A交差点 (写)

P4

電気使用申込みを行った交差点の一覧表

○再資源化等報告書

再資源化等報告書	
工事番号	第○号
工事名	○○○○工事
工事場所	○○○○○○○
工期	○○～○○
請負者	○○○○ ○○○○○ ○○○○

P1(表紙)

再資源化等報告書

添付資料
☒ 再生資源利用実施書
☒ 再生資源利用促進実施書

P2

再生資源利用実施書

P3

再生資源利用促進実施書

P4

7 その他書類作成要領④

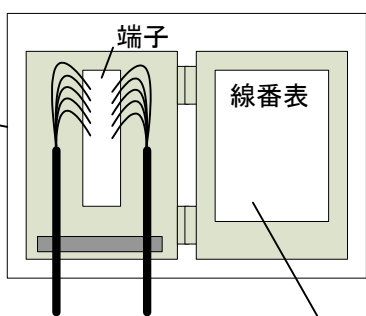
○マニフェスト

マニフェスト	マニフェスト	マニフェスト	マニフェスト
工事番号 第〇号 工事名 ○○○○工事 工事場所 ○○○○○○ 工期 ○〇～〇〇 請負者 ○○○○ ○○○○○ ○○○○	(写)	(写)	(写)
P1(表紙)	P2	P3	P4

○線番表写真

端子箱の更新にかかわらず、端子接続を変更した場合は、端子箱内の線番表及び結線状況が分かる写真を撮影すること。

線番表写真	線番表写真
工事番号 第〇号 工事名 ○○○○工事 工事場所 ○○○○○○ 工期 ○〇～〇〇 請負者 ○○○○ ○○○○○ ○○○○	(写)
P1(表紙)	P2～(線番表写真)



○運用開始日時

運用開始日時一覧表には、信号現示表に変更が生じる工事のすべてを記載し、備考欄に変更内容を記載すること。

「運用開始日時一覧表に記載する主な内容」

- ・新しく購入した制御機による運用が開始された日時
- ・制御機改造により運用が変更となった日時
- ・歩行者用灯器の増設など、使用していなかった制御機出力の使用を開始した日時
- ・ギャップ感应用感知器の増設など、使用していなかった機能の使用を開始した日時
- ・信号機撤去工事の場所で、運用を終了した日時(灯器の撤去のみも含む)

運用開始日時	運用開始日時一覧表	信号現示表	信号現示表
工事番号 第〇号 工事名 ○○○○工事 工事場所 ○○○○○○ 工期 ○〇～〇〇 請負者 ○○○○ ○○○○○ ○○○○			
P1(表紙)	P2	P3	P4

8 信号現示表の提出要領①

受注工事に、信号制御機の購入が含まれる場合は、下記のとおり信号現示表に必要事項を入力し、指定の時期に提出すること。また、製造前に承認図を提出すること。

○承認図の提出

制御機承認図には、メーカー名等、確定情報を入力した信号現示表を添付すること。

○信号現示表の提出

必要事項（製造番号を含む）を入力し、材料検査までに提出すること。

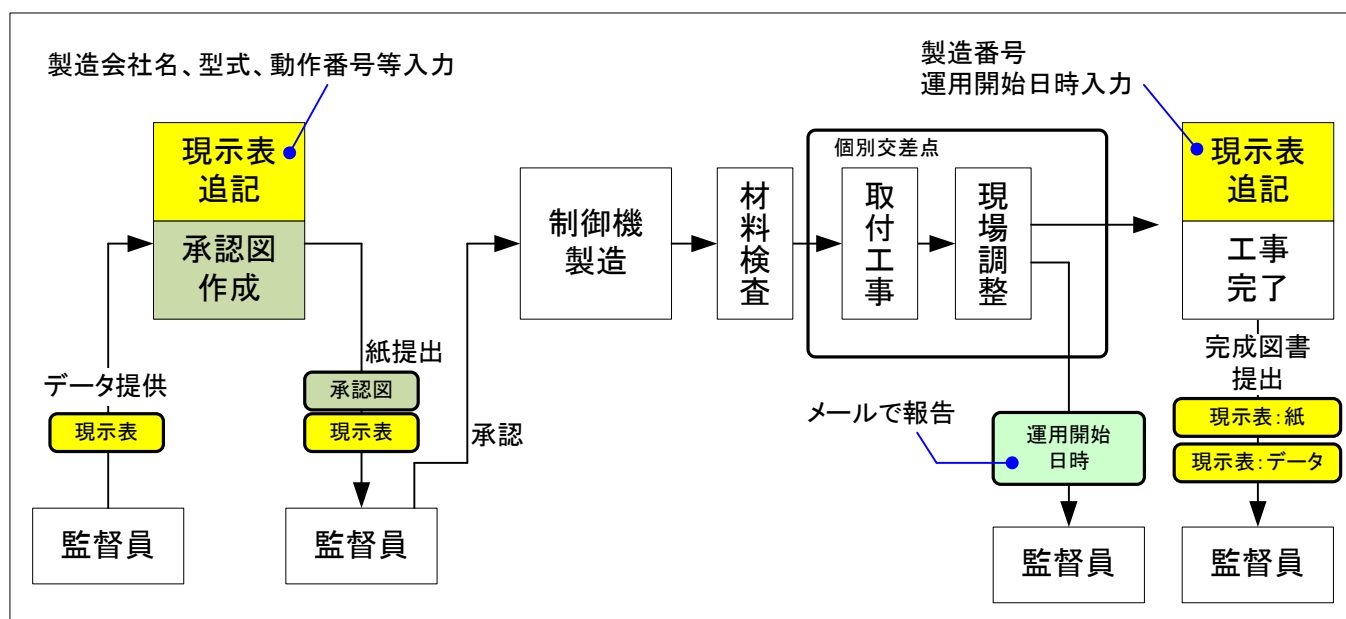
制御機設置前に、既受領の信号現示表から変更がないか監督員に確認すること。

工事完成図書として、「運用開始日時」を入力した信号現示表を提出すること。

○新制御機による運用開始後の報告

現場への取付調整が完了した後、速やかに運用開始日時をメールで報告すること。

なお、既設制御機を改造した場合、歩行者用灯器を増設した場合等、運用に変更があった場合も同様に報告すること。



8 信号現示表の提出要領②

○下記の項目を確認し、必要事項を入力すること。

○設計変更による機能変更や設定定数に変更が生じた場合は、その項目の修正も行うこと。

下記の項目を入力すること。

1. 製造会社名
2. 製造番号
3. 型式
4. 製造年月

交通信号制御機現示表																	
交差点番号		3 - 999		製造会社		型式		製造番号		製造年月		警交仕第 1012 号					
署名 岡山西		交差点名 岡山県警前		系統方式 系統		運動		親機運動送出ステップ 2Y(7)		親機交差点名 岡山県警南		(3 - 777)		共通オフセット秒数		令和 年 月 日 設定	
ボタン設定																	
ステップ番号																	
ステップ名称																	
保安秒数																	
多段																	
同期受込																	
感知要求																	
ステップ番号																	
現示階梯図																	
交通流図																	
ボタン切替																	
日種1(平日)																	
日種2(土曜)																	
日種3(休日)																	
日種4(特殊1)																	
動作切替																	
日種1(平日)																	
日種2(土曜)																	
日種3(休日)																	
日種4(特殊1)																	
動作切替番号一覧表																	
特殊日																	
特定日の設定																	
特定期間の設定																	
修正履歴																	

新しい制御機による運用が開始された年月日を入力すること。

納入制御機メーカーの動作番号と異なる場合は、修正すること。

新しい制御機による運用が開始された日付及び時間を入力すること。

納入制御機メーカーの動作番号と異なる場合は、修正すること。
(注)この制御機が有する機能のみを記載すること。

集中制御機

○設計変更による機能変更や設定定数に変更が生じた場合は、その項目の修正も行うこと。

制御番号		交差点名	岡山県警前		交差点番号	3-999	
設置場所	岡山市 先						
交通図							
	増設感知器がある場合は、感知器番号を入力すること。						
UD伝送端末ネットワーク			設定定数等を入力すること。				
	サブエリア単位		情報収集交差点	収容下位			
渋滞制御番号	地点感応		回線番号	伝送	UD		
機器	警交代	型式	製造番号	製造年月	製造会社	機能	
制御機	1012					ギャップ感応機能 UD-RTR内蔵 FAST制御機能	
時間制御	備考						
変更日	変更時間		変更内容		制御機更新		

1. 型式
2. 製造番号
3. 製造年月
4. 製造会社名

新しい制御機による運用が開始された日時を入力すること。

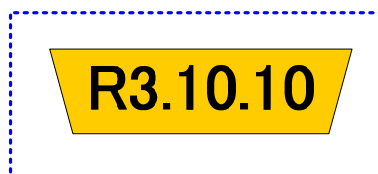
8 信号現示表の提出要領④

シート名・ファイル名

○シート名の入力方法



新しい制御機による運用が開始され
日付を入力すること。



半角で入力すること。
年は和暦で入力すること。令和→R
年・月・日の間には「.」ピリオドを入力すること。

○不要なシートの削除



不要なシートは削除すること。

○ファイル名

信号現示表			エクセルファイル		
01-003g	07-023g	15-063g			
05-103g	08-020g	20-103g			
05-112g	14-013g	22-003g			

- ・署番は2桁で入力すること。
- ・交番は3桁で入力すること。

署番	—	交番	g	.pdf
12	—	123	g	.pdf

・別途提供するエクセルファイルに必要事項を入力し、
交差点番号の後ろに「g(小文字)」を付したファイル名にすること。

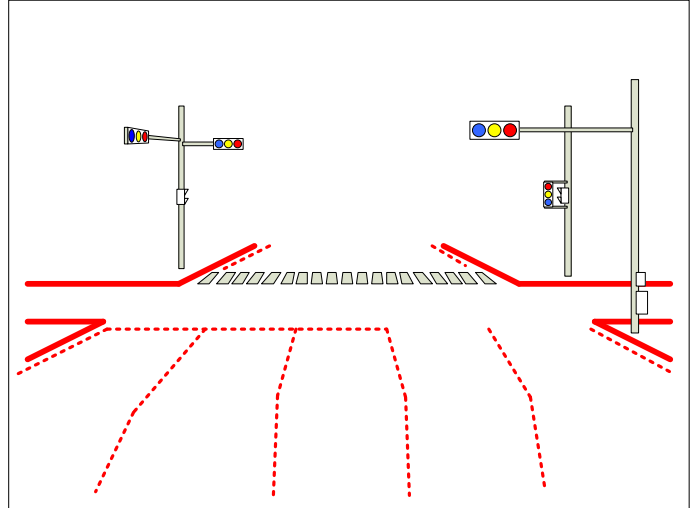
9 交差点方路写真撮影要領①

工事対象交差点の全方路からの写真(方路写真)を撮影すること、ただし、監督員が除外した交差点又は方路は除く。

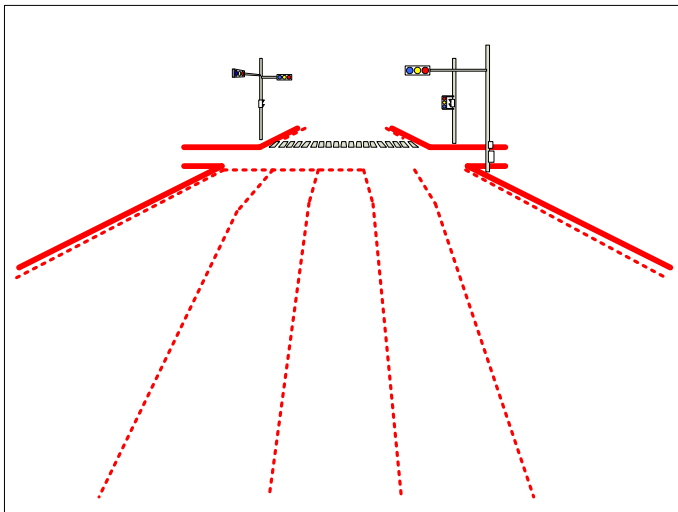
○撮影基準

1. 各方路から信号設備を含む交差点の状況がよくわかるアングル及びズームで撮影すること。
2. 建物等の影になる場合を除き、できるだけ全ての信号設備が写るように撮影すること。
3. 可能な限り天候の良い日に撮影すること。
4. 可能な限り一般車両、人が少ないタイミングで撮影を行うこと。

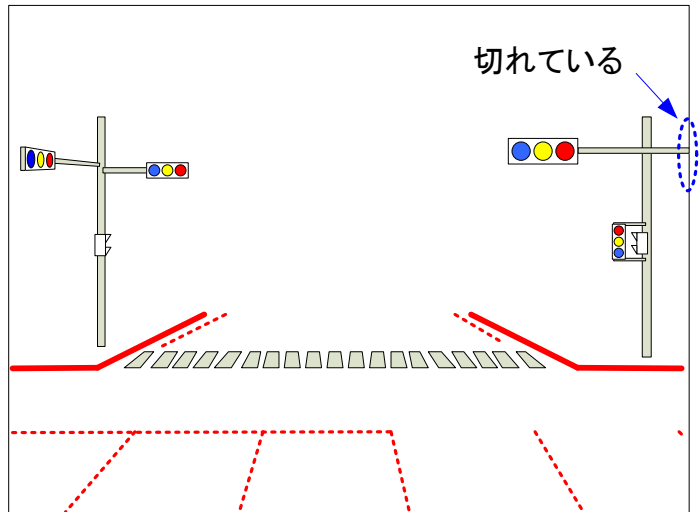
(撮影例)



(良くない例1) 遠すぎる



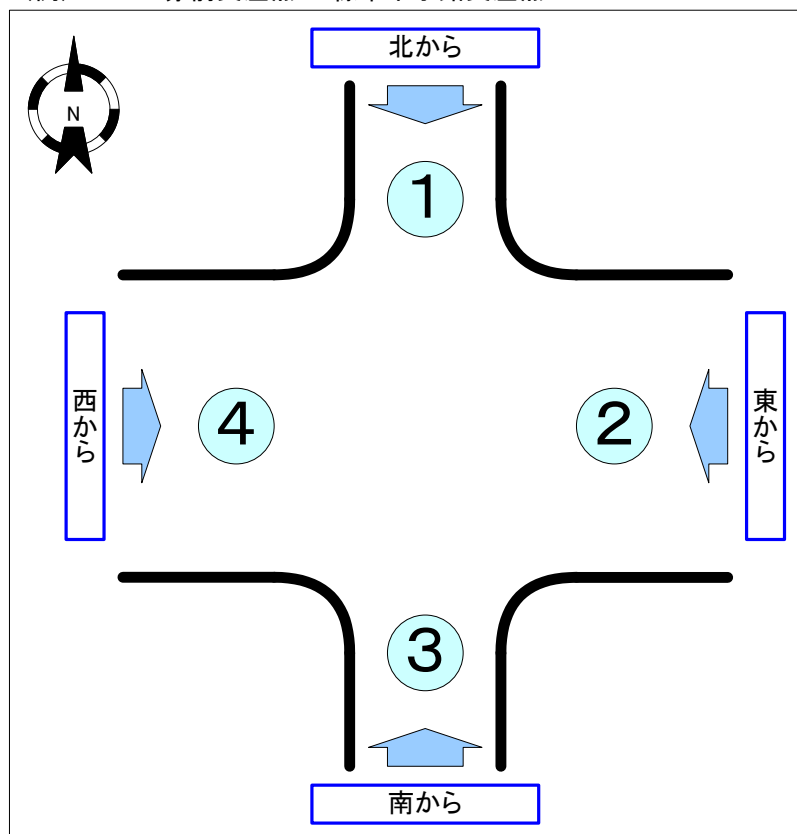
(良くない例2) 近すぎる



※灯器だけでなく、柱も含めて撮影すること。

9 交差点方路写真撮影要領②

(例)3-6日赤前交差点 標準十字路交差点



○交差点写真撮影方法

1. 交差点の各方路からの写真を撮影すること。
2. 交差点の外から内を撮影すること。

○ファイル名

1. ファイル名は半角で入力すること。
2. 署番は2桁で入力すること。

(例1) 倉敷署 11→11
(例2) 岡山南署 3→03
(例3) 瀬戸内署 8→08
3. 交差点番号は3桁で入力すること。
4. 写真番号は2桁で入力すること。

○交差点代表写真

1. 撮影した写真①～④の中で、最も交差点状況がよく分かる写真をコピーし、「交差点代表写真」とすること。可能な限り下記の条件を満たしたものを撮影者の判断で選定すること。

- 条件1. 交差点状況がよく分かる写真
- 条件2. 主道路の写真
- 条件3. 逆光になっていない鮮明な写真

2. 写真番号は「00」とすること。

2桁	3桁	2桁		
署番	交差点番号	写真番号		
03	006	00	交差点代表写真	
03	006	01		
03	006	02		
03	006	03		
03	006	04		

1

北から

2

東から

3

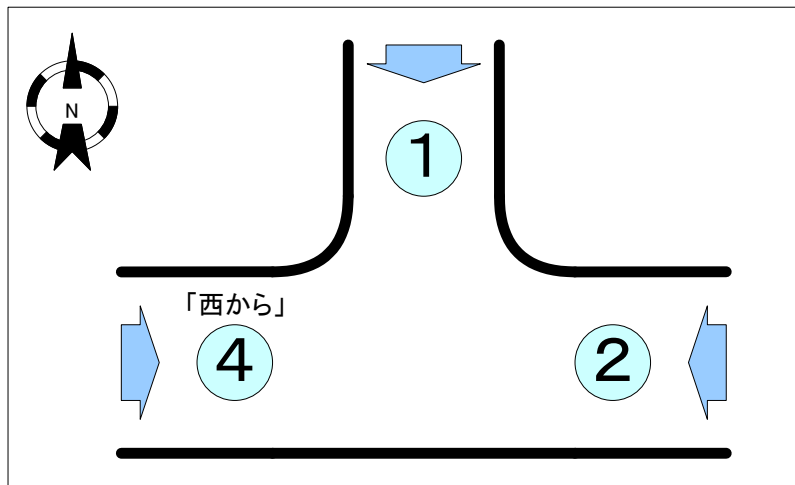
南から

4

西から

9 交差点方路写真撮影要領③

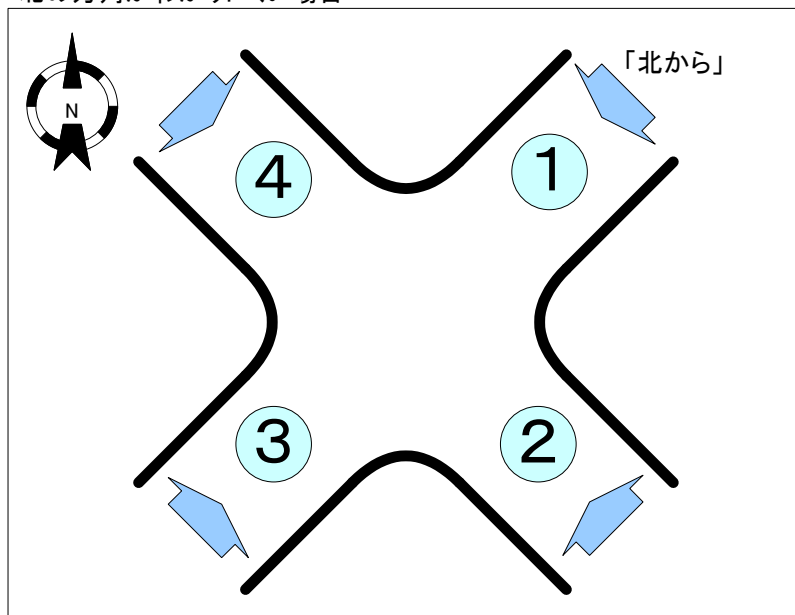
3差路の場合



○写真番号

1. 写真番号「03」になる「南から」の方路がない場合も「西から」の写真番号は「04」として下さい。

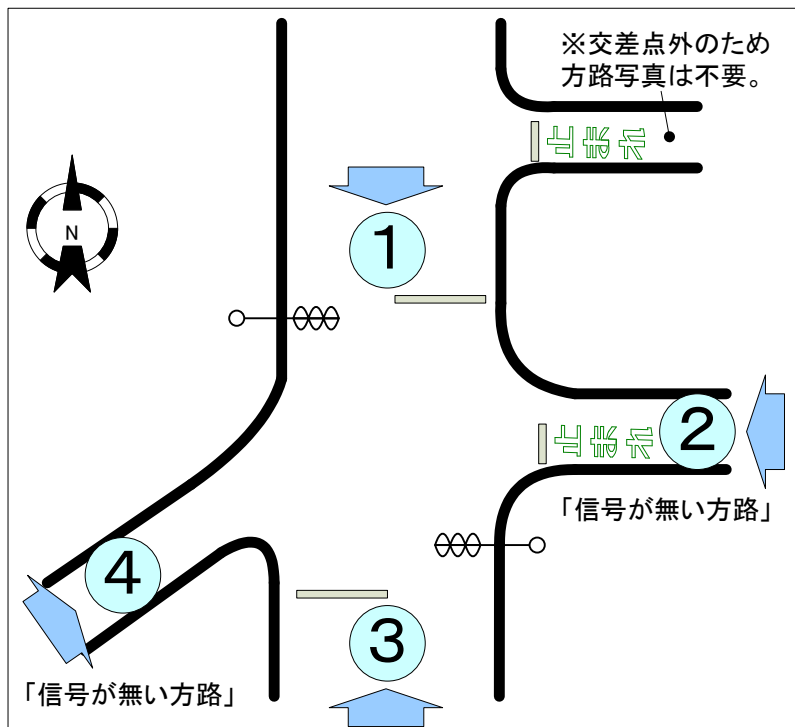
北の方角がわかりにくい場合



○写真番号

1. 左の例のように、北の方向がわかりにくい場合は、撮影者の判断で①または、④のどちらかを北にして下さい。

交差点内の信号が無い方路について

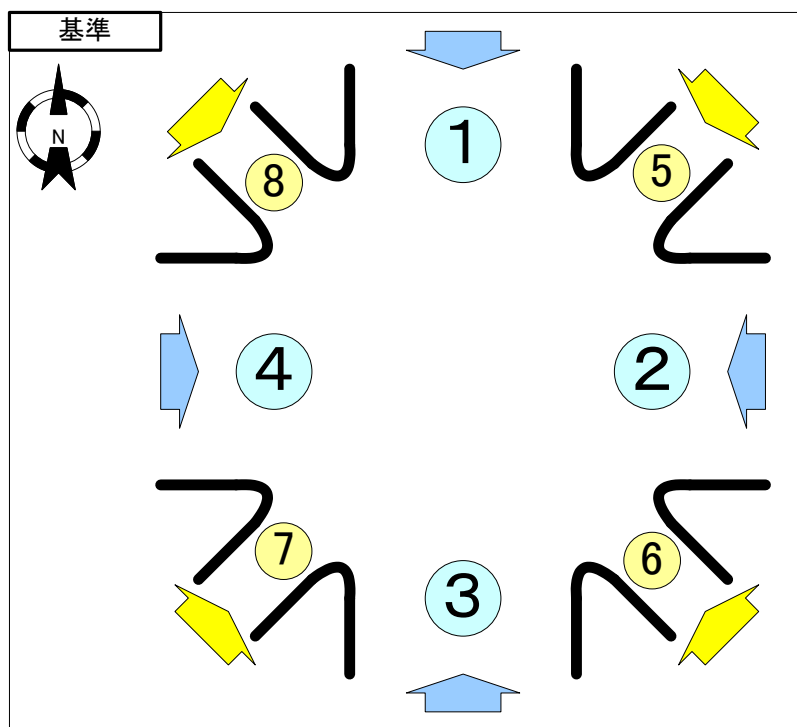


○写真番号

1. 交差点内で信号がない方路がある場合は、その方路からの写真も撮影して下さい。

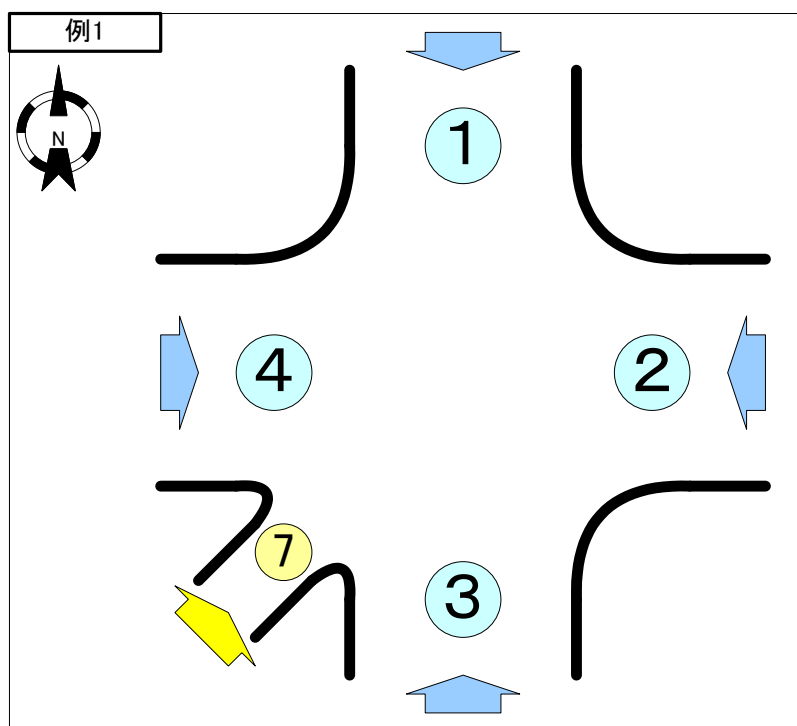
※交差点外の方路は不要。

9 交差点方路写真撮影要領④

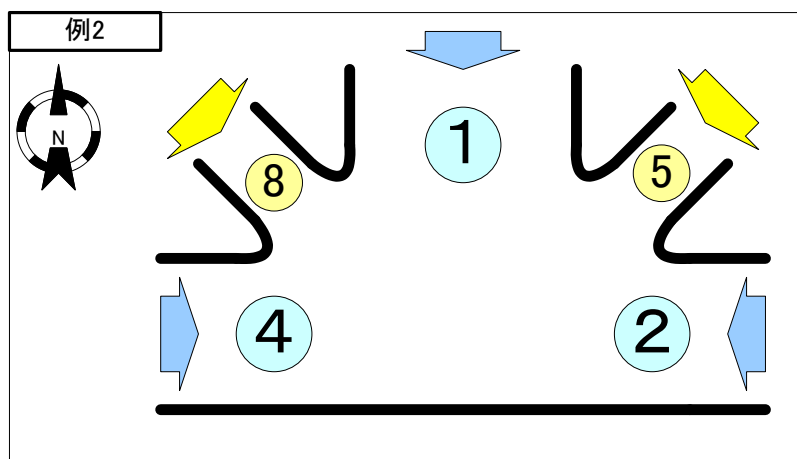


○写真番号

1. 左図を参考に、現場交差点に対応する方路の写真番号をつけること。



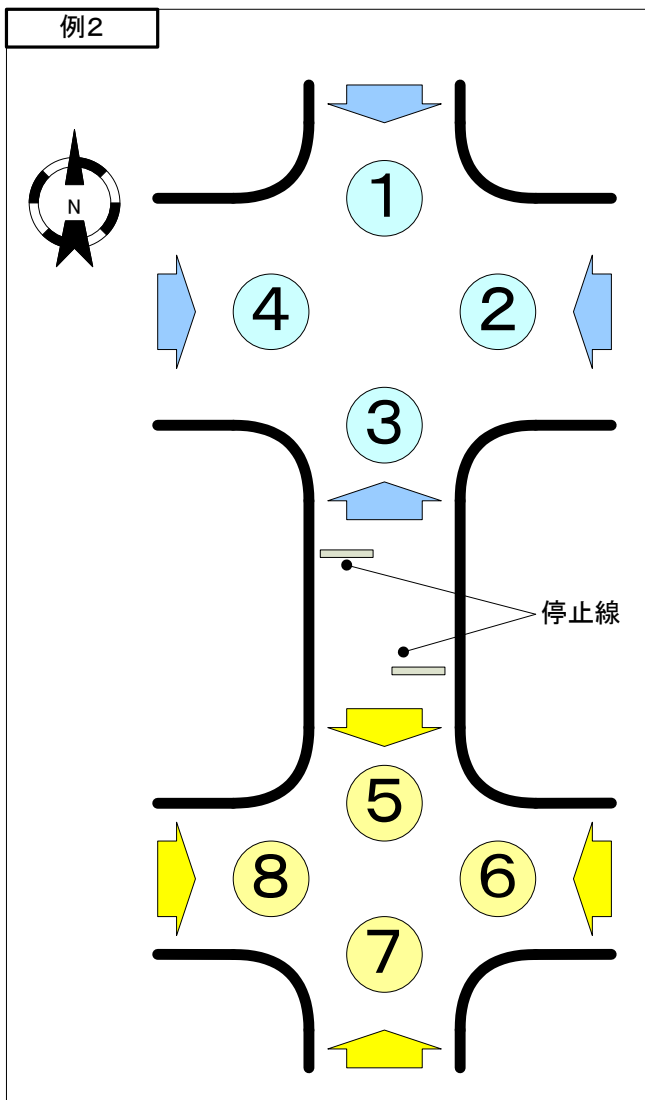
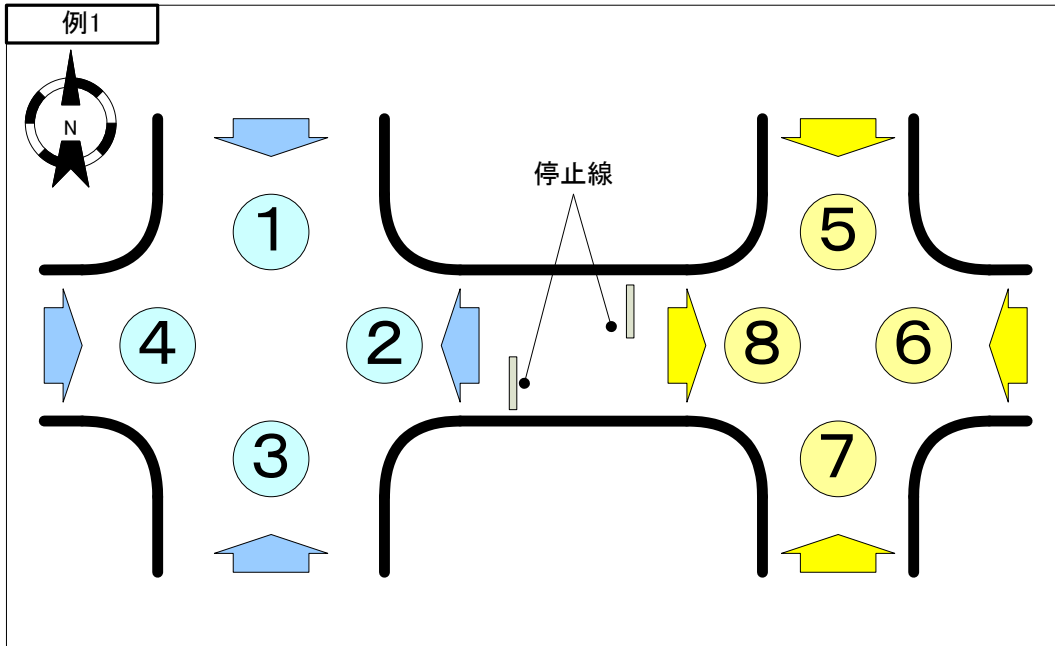
例1. 十字路交差点に1方路⑦(脇道)がある例



例2. T字路交差点に2方路⑤⑧(脇道)がある例

9 交差点方路写真撮影要領⑤

灯器連動交差点(交差点間に停止線がある場合)例1

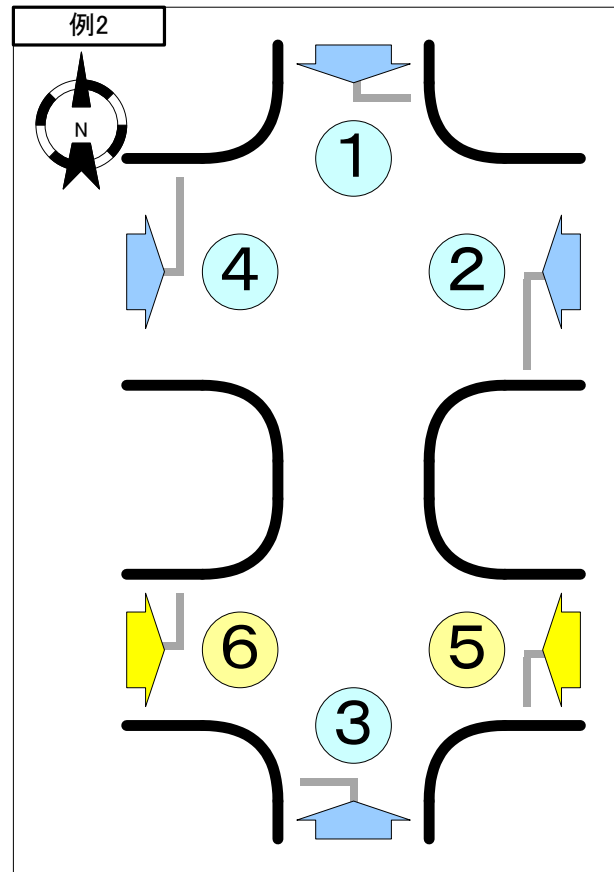
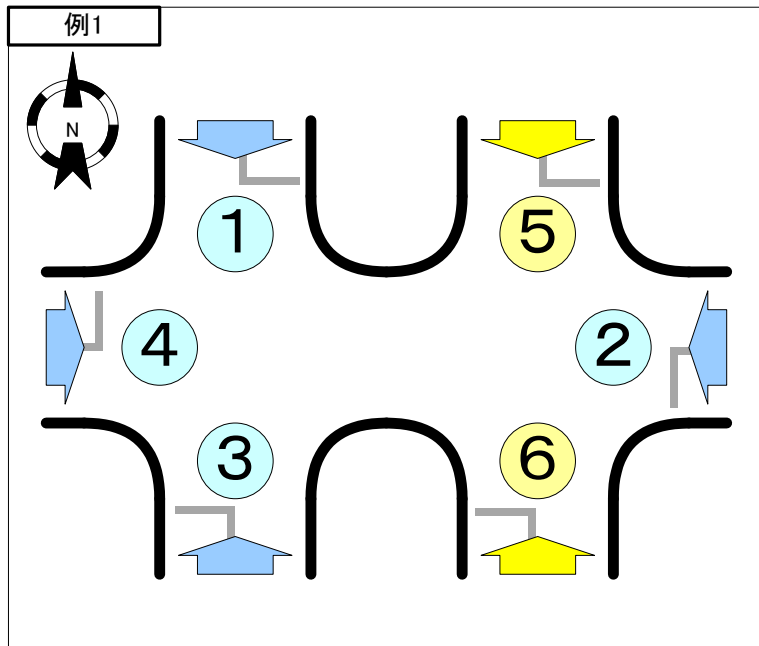


○写真番号

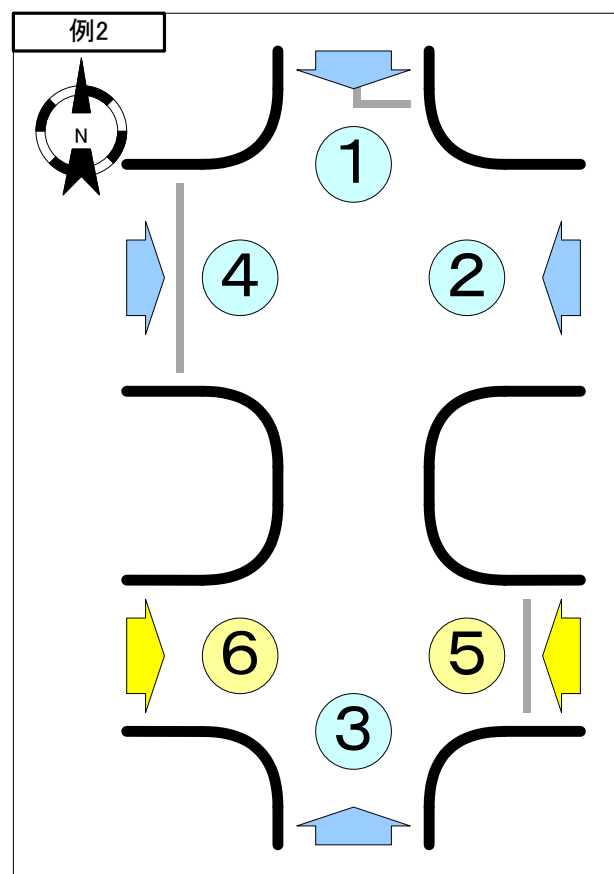
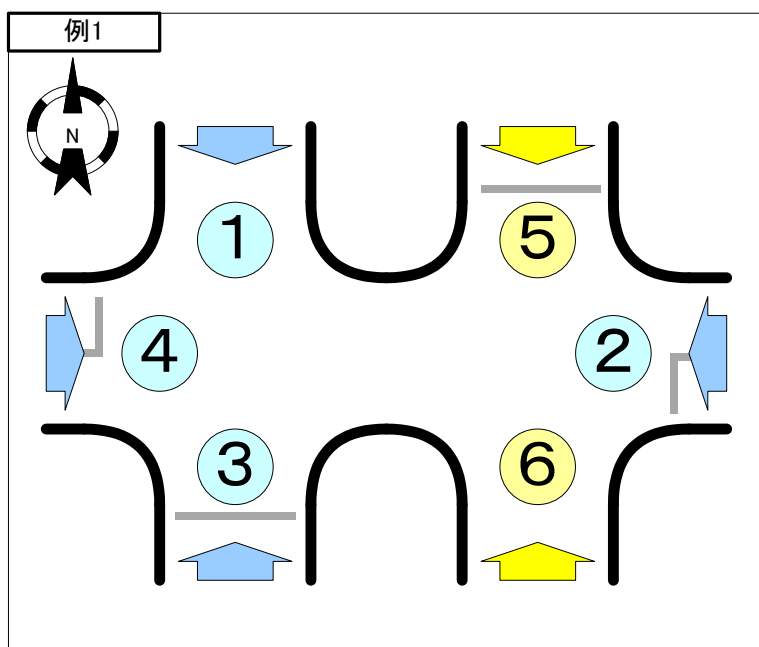
1. 1つの制御機で複数の交差点を制御している場合、西側又は北側の交差点の東西南北方路に①～④を設定すること。

9 交差点方路写真撮影要領⑥

灯器連動交差点(交差点間に停止線がない場合)



H型交差点(交差点への流入路と流出路が高架や川で分かれている交差点)

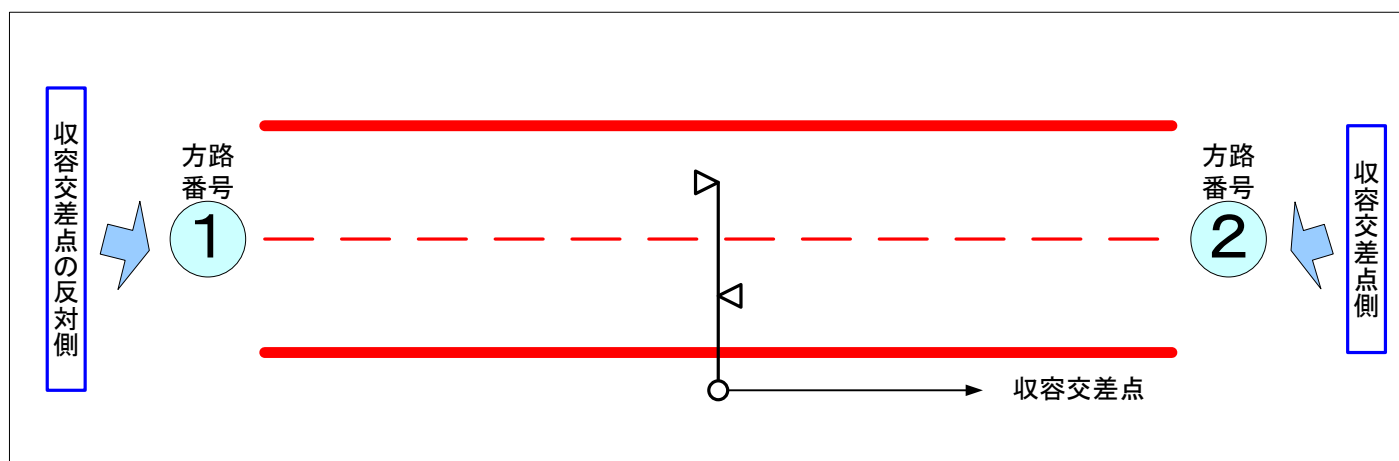


交差点からの流出だけの方路(例1の場合は①と⑥、例2の場合は②と⑥)からの写真も撮影してください。

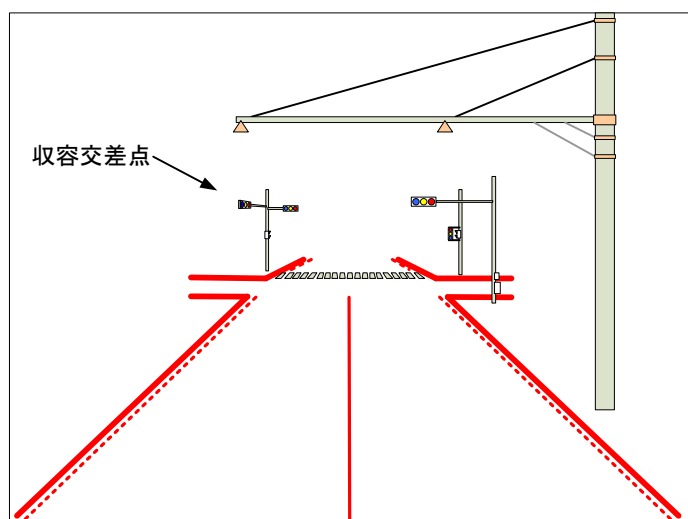
10 感知器方路写真撮影要領①

○撮影基準

1. 可能な限り天候の良い日に撮影すること。
2. 可能な限り一般車両、人が少ないタイミングで撮影を行うこと。
3. 感知器写真を2方向から撮影すること。
4. 感知器ヘッドがとらえている車線が分かるように撮影すること。
5. 収容交差点の反対側から撮影した写真の方路番号を「1」とすること。

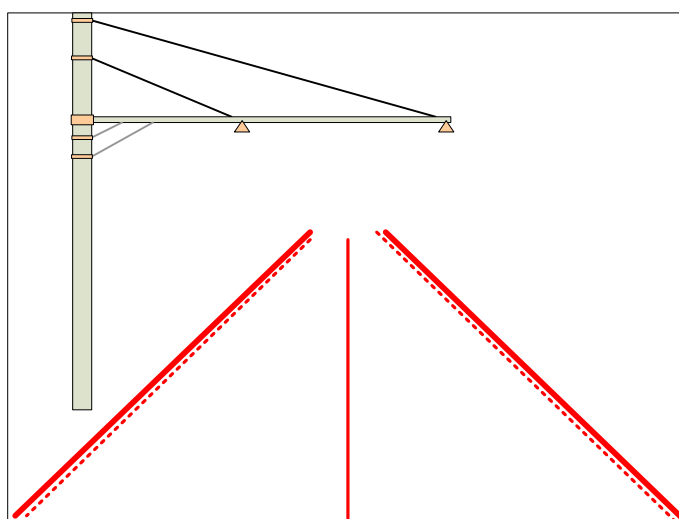


方路番号 ①



(収容交差点の反対側から撮影)

方路番号 ②



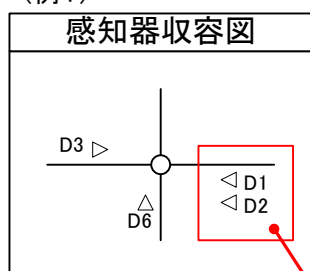
(収容交差点側から撮影)

10 感知器方路写真撮影要領②

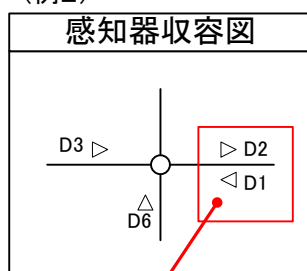
○ファイル名 ※制御機収容感知器

1. ファイル名は半角で入力すること。
2. 感知器収容図の番号を収容番号とすること。
3. 同一アームに複数のヘッドが設置されている場合は、同一写真でよい。

(例1)



(例2)



D1とD2は同じ写真でよい。

ファイル名

2桁 3桁 2桁 1桁

署番 - 交差点
番号 - 収容
番号 - 方路
番号

03 - 006 - 01 - 1

1

03 - 006 - 01 - 2

2

03 - 006 - 02 - 1

1

03 - 006 - 02 - 2

2

03 - 006 - 03 - 1

1

03 - 006 - 03 - 2

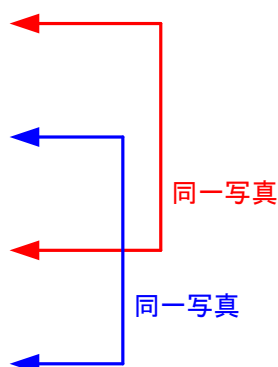
2

03 - 006 - 06 - 1

1

03 - 006 - 06 - 2

2



10 感知器方路写真撮影要領③

○ファイル名 ※光ビーコン

1. ファイル名は半角で入力すること。
2. 光ビーコンの方路毎に設定されている光ビーコン番号をファイル名に使用すること。
3. 光ビーコン番号は「光ビーコン場所表」の方路番号を3桁にした番号とする。
(例) 7→007 12→012 222→222
4. 該当感知器の設置場所は「光ビーコン場所表」の光ビーコン名の方向を参考に特定すること。

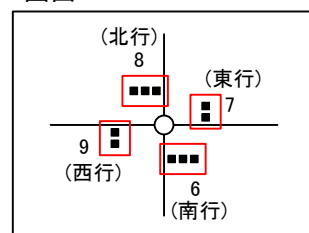
ファイル名			
3桁		1桁	
光ビーコン 番号	-	方路 番号	
006	-	1	①
006	-	2	②
008	-	1	①
008	-	2	②
050	-	1	①
050	-	2	②
226	-	1	①
226	-	2	②

(例1)A交差点

光ビーコン場所表

光ビーコン名	方路 番号
A交差点 南行	6
A交差点 東行	7
A交差点 北行	8
A交差点 西行	9

図面

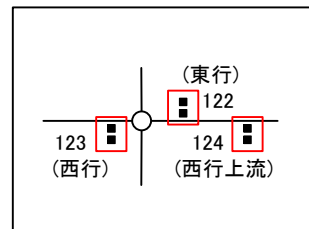


(例2)B交差点

光ビーコン場所表

光ビーコン名	方路 番号
B交差点 東行	122
B交差点 西行	123
B交差点 西行上流	124

図面

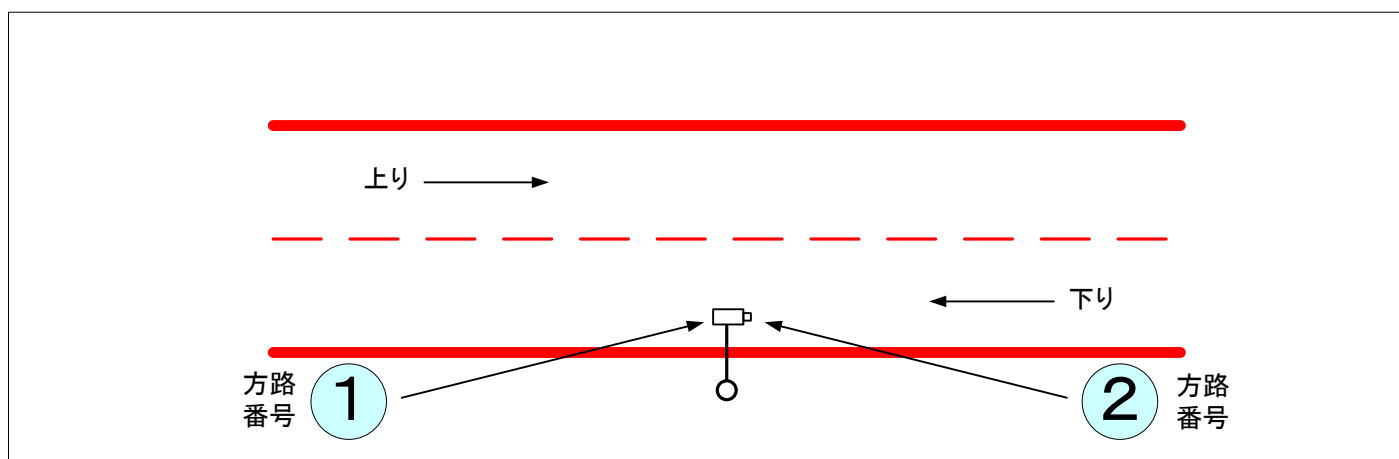


11 ITV等方路写真撮影要領

本撮影要領は、ITV、予告灯器、情報板、AVIを対象とする。

○撮影基準

1. 可能な限り天候の良い日に撮影すること。
2. 可能な限り一般車両、人が少ないタイミングで撮影を行うこと。
3. 2方向から撮影すること。
4. 写真の方路番号は、主道路の上り方向を「1」、下り方向を「2」とすること。



ITV等方路写真のファイル名

ファイル名は以下のとおりとすること。

ファイル名			
		1桁	
交差点名称	-	方路番号	
柳川西	-	1	1
柳川西	-	2	2

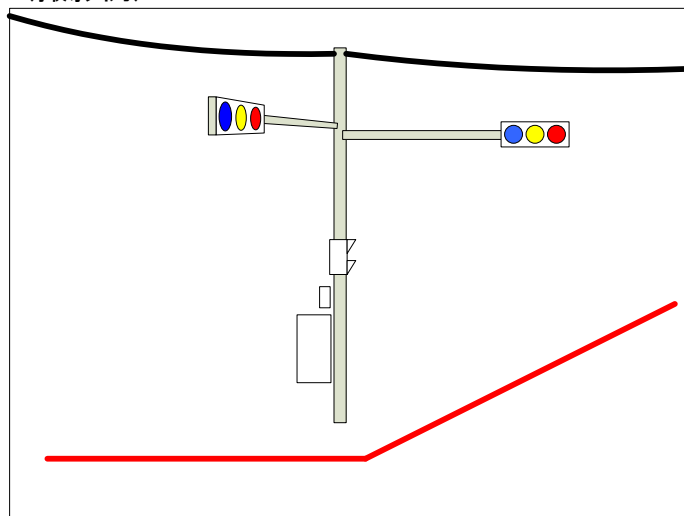
12 柱写真撮影要領

工事対象の信号設備が設置されている柱の写真を撮影すること、ただし、監督員が除外した柱は除く。

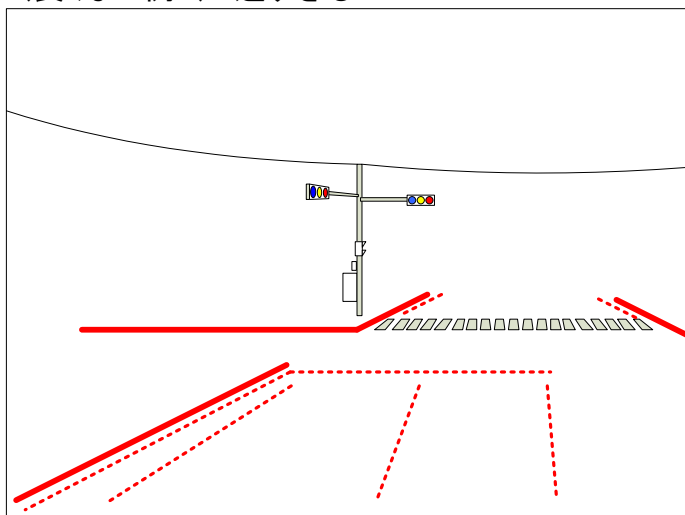
○撮影基準

1. 信号設備を含む柱の状況がよくわかるアングル及びズームで撮影すること。
2. 柱に設置された全ての信号設備が写るように撮影すること。警察専用柱の場合は、柱の先端まで写っていること。
3. 可能な限り天候の良い日に撮影すること。
4. 可能な限り一般車両、人が少ないタイミングで撮影を行うこと。

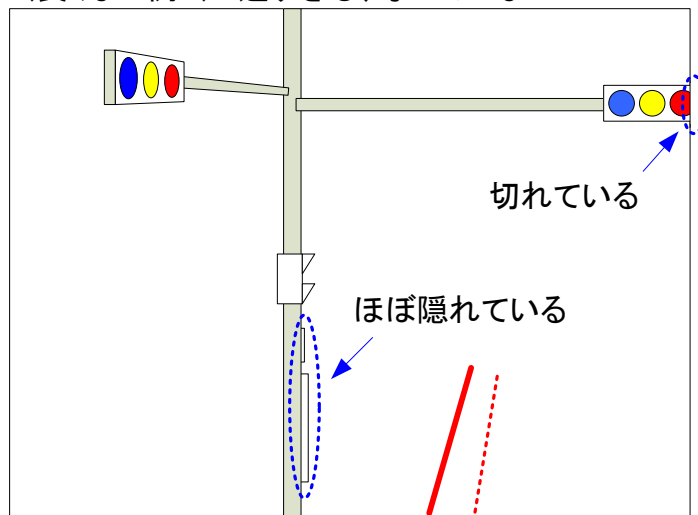
(撮影例)



(良くない例1) 遠すぎる



(良くない例2) 近すぎる、写っていない



2桁	3桁	半角英数	
署番	交差点番号	柱名	
03	006	A	A柱
03	006	B	B柱
03	006	a'	a'柱
03	006	R1	R1柱

○ファイル名

1. ファイル名は半角で入力すること。
2. 署番は2桁で入力すること。

(例1) 倉敷署 11→11
(例2) 岡山南署 3→03
(例3) 瀬戸内署 8→08

3. 交差点番号は3桁で入力すること。
4. 柱名は半角英数で入力すること。

交通安全施設工事に伴う交通事故等防止措置要領

第1 趣旨

この要領は、岡山県公安委員会が設置する道路標識・標示、交通信号機等の交通安全施設の整備工事（以下「工事」という。）を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、工事現場において交通事故防止のため執るべき措置について必要な事項を定める。

第2 工事施工者の責務

1 作業安全管理者の選任及び現場責任者の指名

工事施工者は、工事の安全管理に必要な業務を行わせるため、作業安全管理者を選任するとともに、工事現場ごとに現場責任者を定めなければならない。

2 工事現場の安全管理

作業安全管理者は、工事の施工に当たって、岡山県警察本部から指示された安全に関する諸事項を遵守するとともに、歩行者、通行車両に対する危害の防止及び作業員の受傷事故の防止について具体的に管理、監督するとともに、現場責任者を指揮して工事現場の安全管理を行わせること。

第3 工事施工者の遵守事項

工事施工者は、工事の施工に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

1 道路使用の許可申請

工事の施工に伴う道路使用許可申請は、工事施工者が工事現場を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対して行い、道路使用の許可の有無及び許可条件等の確認を行うこと。

2 許可条件の厳守

工事の施工に当たっては、本要領を厳守するとともに、道路使用の許可に条件が付けられた場合はその条件を作業員全員に徹底し、厳守を図ること。

3 工事の着手及び終了の報告

工事に着手しようとするときは、所轄警察署長に時間、場所、方法、安全対策等を報告するとともに、工事が終了したときは、工事経過を報告すること。

4 作業員等の表示及び携行品

- (1) 現場責任者は、別図に示す工事施工者の社名（以下「会社名」という。）を明記した腕章を着用するとともに、笛を携行すること。
- (2) 工事の施工に当たる作業員は、全員、別図に例示する交通腕章のほか、安全チョッキ及び会社名が判別できる作業衣を着用すること。ただし、安全チョッキについては、事故防止となる明確な作業衣（黄、朱色等の安全色）であればこの限りではない。

5 工事施工上の注意事項

- (1) 作業中は工事内容を明示する工事表示板等を現場に設置し、会社名及び岡山県公安委員会を明記すること。
- (2) 工事を施工する際は、工事情報看板及び工事説明看板を現場付近に歩行者又は通行車両から見えるように設置するものとする。
工事情報看板及び工事説明看板は、看板設置に伴い通行の妨げとならないこと等を考慮の上、設置すること。
ただし、短期間に完了する簡易な工事等については、この限りではない。
- (3) 作業は安全確保を基本とし、歩行者、通行車両等にできるだけ迷惑を及ぼさないように配慮して行うこと。
- (4) 夜間作業はやむを得ない場合を除き原則として行わないこと。
- (5) 交通信号機、大型路上式標識等の作業に重機械を使用する場合は交通誘導員を配置し、転倒、接触等の事故が発生しないよう努めること。
- (6) 作業を終了したときは、作業現場の路面及び交通安全施設等の原状回復措置を行った後、安全を確認して順次防護資材を撤去し、最後に交通誘導員を撤収するなど統制のある行動を取ること。

6 車両通行路の確保

工事の施工に際しては、原則として対面通行が可能な2車線以上（道路幅員5.5メートル以上）を確保すること。

2車線が確保できない場合は、片側交互通行が可能な1車線（道路幅員3メートル以上）を確保すること。

第4 交通誘導員の選定と任務

- 1 交通誘導員には、ガードマン等交通整理に熟練した者を配置すること。
- 2 交通誘導員は、歩行者、通行車両等に対する危害の防止及び作業員の受傷事故防止に専念し、他の作業に従事しないこと。
- 3 交通誘導員は、交通誘導員としての識別が明確な服装（夜間は夜光服）を着用するとともに、別図に示す赤、白色の旗（夜間は赤色灯）及び笛を活用して明確な意思表示を行い、車両等の誘導に当たること。
- 4 交通誘導を警備業者に行わせる場合において、認定路線（令和2年3月31日

付け岡山県公安委員会告示第35号)の交通誘導を行わせるときは、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置させること。

第5 防護資材の配置活用等

工事施工者は、各種防護資材等を工事現場の作業内容、交通実態等に適応するよう十分活用し、工事現場における交通事故等の防止に努めなければならない。

1 防護柵等の設置

- (1) 作業を行う場合は、交通の用に供する部分と作業のため使用する部分とを防護柵等で区分すること。
- (2) 防護柵等は、歩行者、通行車両の視界を妨げず、また風等で容易に転倒しないようにすること。
- (3) 高所作業を行う場合は、その直下地点に防護柵等を設置し、若しくは交通誘導員を配置すること。
- (4) 作業を中断するとき、防護資材、発光式赤色灯、反射装置等を設置して工事現場であることを明確にするとともに、状況によっては交通誘導員を配置すること。

2 夜間の安全対策

- (1) 工事のため交通の危険が予想される場合は、白色照明灯で照明しそれらの所在が容易に確認できるようにすること。
- (2) 照明装置は、その直射光が歩行者、通行車両の目を眩惑しないようにすること。

第6 交通渋滞解消対策の徹底

工事施工者は、工事の施工に伴い交通渋滞が発生し又は発生するおそれがある場合は、別添「道路工事中における交通渋滞緩和対策」に基づく対策を行うこと。

第7 その他

本要領によりがたい場合は、あらかじめ所轄警察署長の承認を得ること。

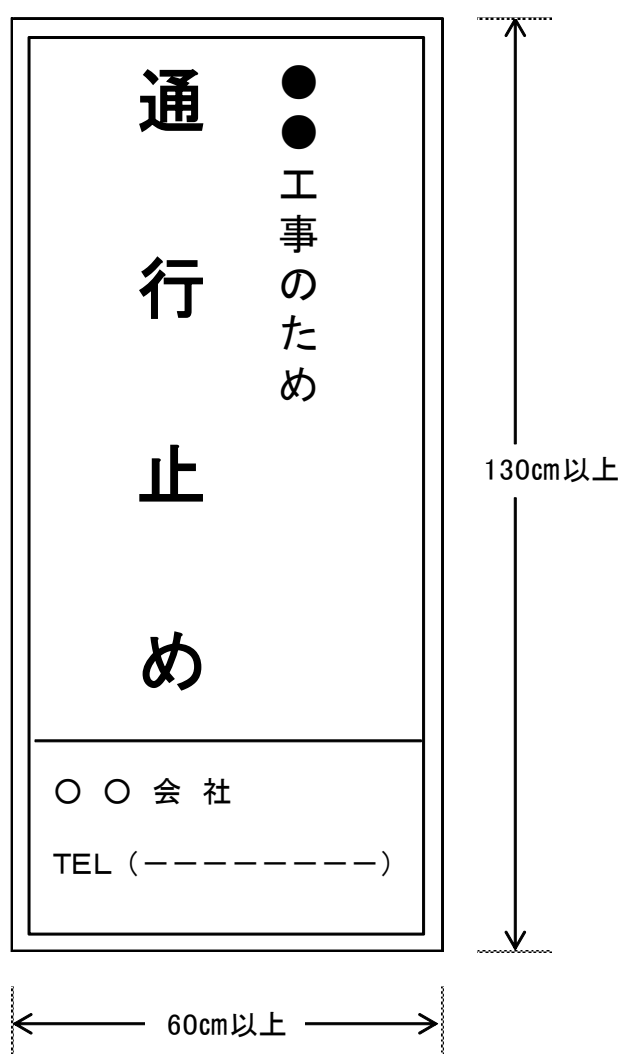
道路工事中における交通渋滞緩和対策

道路において工事又は作業を行う者が、交通の円滑を図るため執るべき措置は次のとおりとする。

1 交通渋滞対策

(1) 通行止めの措置

ア 道路を通行止めにする場合は、その手前直前で通行車（者）の分かりやすい位置に、通行止めの表示板を設置すること。



- ① 「通行止め」の文字は大きくかつ赤色等で分かりやすくする。
- ② 夜間、休日等で規制しない場合は、シート等で覆いをするか撤去すること。

まわり道 850M

250M先●●工事中につき
まわり道①～③をおまわりください

町道●●線 ①

県道○○線

②

③

工事中通行止め

× ×

現在地 ◎

会社

TEL(-----)

140cm

110cm

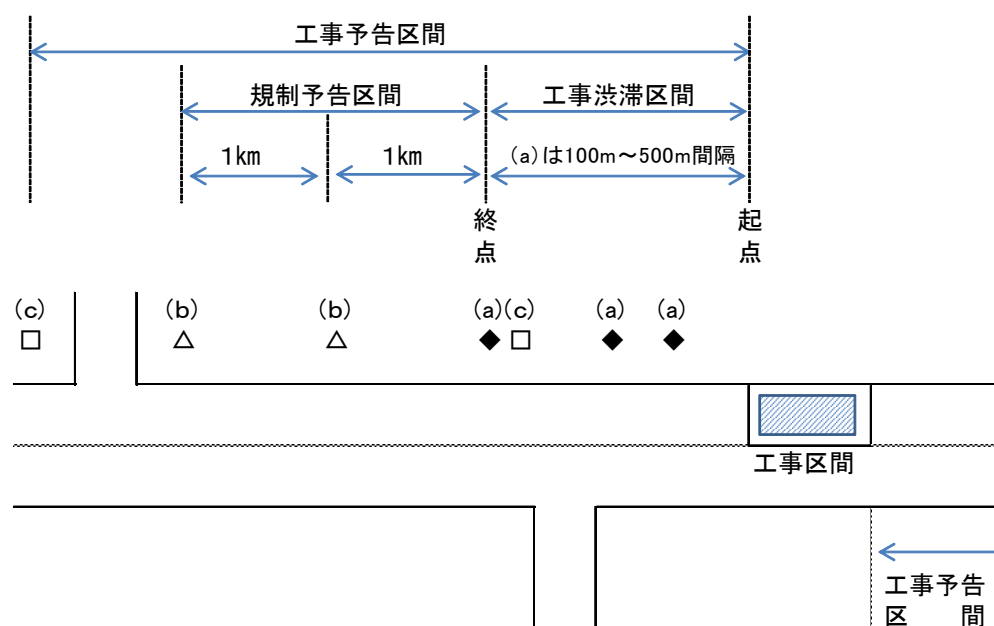
- 5 –

(2) 交通情報板等の設置

ア 交通渋滞が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の交通情報板を設置すること。

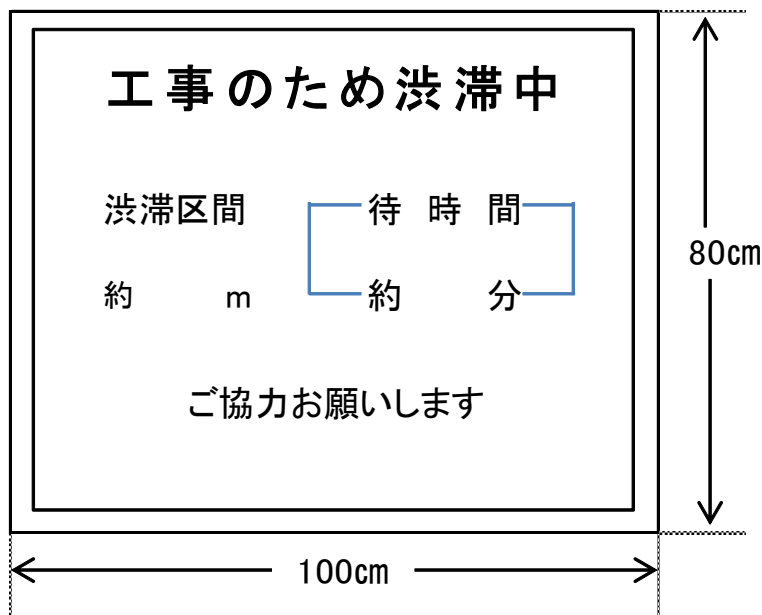
種 類	設 置 位 置
渋滞情報板	交通渋滞の起点から終点の間に、100メートルないし500メートル間隔に設置
規制予告板	交通渋滞の終点から手前おおむね1キロメートル地点及び2キロメートル地点に設置
迂回予告板	大型自動車が、工事現場を迂回し通行できる通路がある交差点の手前に設置

イ 交通情報板設置標準図は、次のとおりとする。



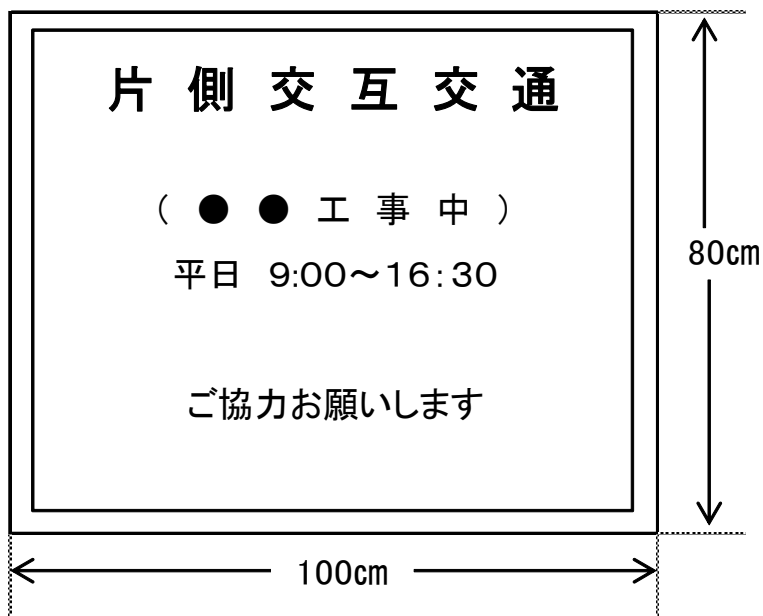
ウ 交通情報板の様式は、次のとおりとする。

(a) 渋滞情報板



- ① 支柱の高さを2.0m程度とし、転倒しないよう基礎の補強をする。
- ② 待ち時間の「〇分」は、実態と合わすようマジック等で記入する。
- ③ 夜間、休日等で渋滞しない場合は、シート等で覆いをする。

(b) 規制予告板



- ① 支柱の高さを2.0m程度とし、転倒しないよう基礎の補強をする。
- ② 回転灯を付けるなど視認性を高めるよう配慮する。
- ③ 平日以外の日にやむなく作業をする場合は、「平日」の文字を消す。
- ④ 「片側交互交通」の文字は大きくかつ赤色等で分かりやすくする。
- ⑤ 盆、正月等で長期間規制しない場合は、シート等で覆いをする。

道路工事表示板(例)

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

この工事現場では週休2日に取り組んでいます。

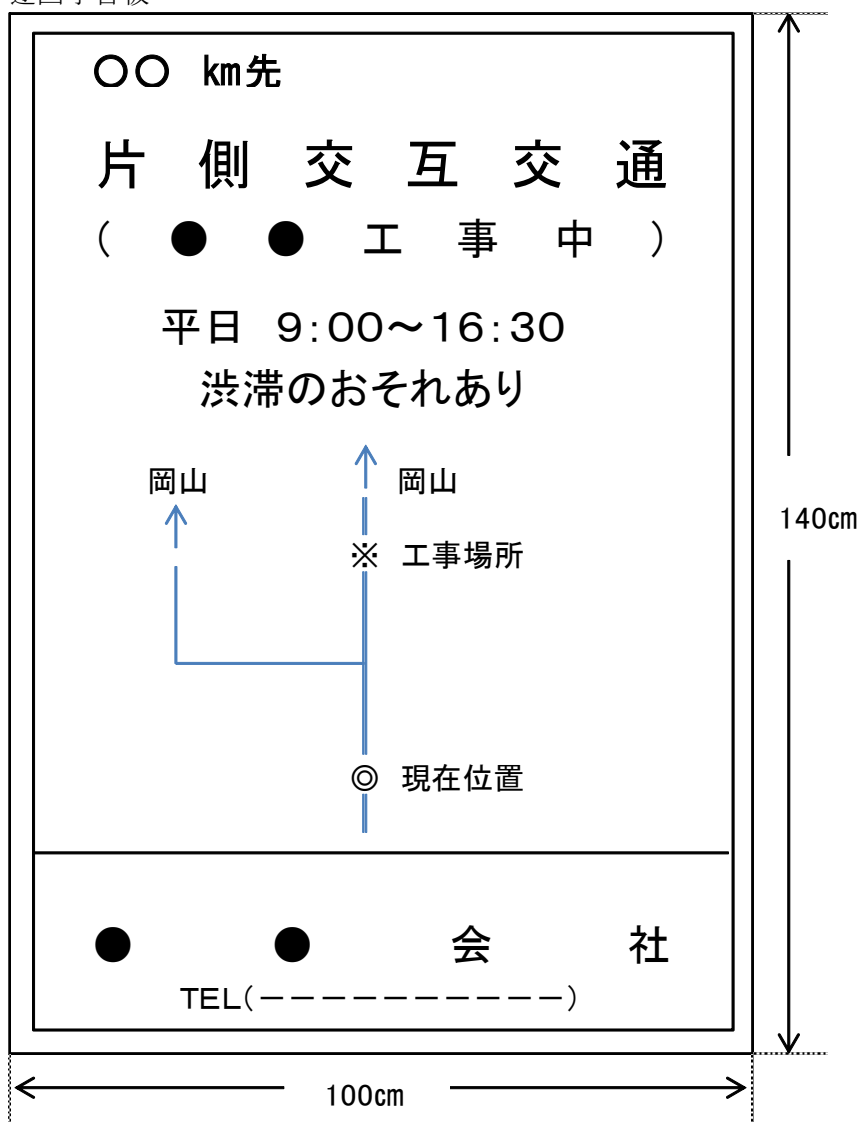
〇〇〇〇工事

発注者 岡山県公安委員会
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

施工者 〇〇〇〇株式会社
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

- ①工事内容
工事の内容、目的等を表示する。
- ②工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を表示する。
- ③取り組みの掲示
「週休2日工事」であることを表示する。
- ④工事種別
工事種別（〇〇修繕工事等）を表示する。
- ⑤施工主体
施工主体及びその連絡先を表示する。
- ⑥施工業者
施工業者及びその連絡先を表示する。

(c) 迂回予告板



- ① 設置場所は、迂回可能交差点手前付近
- ② 「片側交互交通」の文字は大きくかつ赤色等で分かりやすくする。
- ③ 渋滞区間に設置する場合は、「渋滞の恐れあり」を「渋滞中」とする。
- ④ 盆、正月等で長期間規制をしない場合は、シート等で覆いをする。
- ⑤ 工事現場と同程度の道路を案内する。

2 交通情報の通報

(1) 通報先

岡山県警察本部 交通管制センター

TEL 086-234-0110

E-mail pkisei-kansei@pref.okayama.lg.jp

(2) 通報責任者の指定

ア 工事ごとに、交通情報の通報責任者（以下「通報責任者」という。）を指定し、交通情報の通報を確実に行わせること。

イ 通報責任者は、交通渋滞の予測と把握に努めるものとし、工事等の区間が長い場合又は交通渋滞の距離が長くなる場合は補助者を指定して実態の把握を行い、(3)の通報基準に基づいた通報を的確に行わなければならない。

(3) 通報基準

通 報 区 分		通 報 時 期
渋滞予測情報	500メートル以上の交通渋滞が予測されるとき。	工事開始日の7日前までに通報（ファックス・郵便を含む） 工事開始直前に再度通報
渋滞発生情報	渋滞の長さが500メートルに及んだとき。	ただちに通報
	渋滞の長さが500メートル以上で1時間以上継続するとき。	上記の通報後1時間ごとに通報
	渋滞が解消したとき。	ただちに通報